

資料編

目 次

資料 1. 災害対策本部	1
1. 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法	1
2. 災害警戒（災害対策）本部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）	2
3. 災害警戒（災害対策）本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）	4
4. 動員報告書	10
5. 緊急配備体制における初期活動（地震）	11
6. 災害初期活動（風水害）	12
資料 2. 地震・気象情報	13
1. 災害履歴実態図	13
2. 過去 10 年間の火災件数と損害額	14
3. 活断層分布図及び活断層一覧	15
4. 気象庁震度階級関連解説表	16
5. 市役所の気象情報機器	20
6. 関係機関雨量観測所一覧	21
7. 水位観測所一覧	22
8. 雨量計・水位計位置図	23
資料 3. 被害情報 24	24
1. 被害状況等報告基準	24
2. 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準	27
3. 災害時の広報文例	32
資料 4. 通信	46
1. 通信連絡窓口	46
2. 市防災行政無線系統及び設置場所	53
3. 大阪府防災行政無線局番号一覧	55
4. 非常通信経路	56
資料 5. 輸送	57
1. 公用車の保有状況	57
2. 緊急交通路路線	58
3. 緊急輸送道路路線	62
4. 緊急通行車両確認証明書及び標章	64
5. 災害時用臨時ヘリポート候補地	65
資料 6. 医療・社会福祉	67
1. 主な市内医療機関一覧	67
2. 主な市内歯科医院一覧	70
3. 主な市内薬品調達先	72
4. 市営斎場	73
資料 7. 消防	74
1. 消防本部・署組織図	74
2. 消防団組織図	76

3. 施行令規制防火対象物数	77
4. 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）	78
5. 消防力の現状	79
6. 消防機関拠点位置図	83
7. 消防の非常警備体制と非常招集	84
8. 消防相互応援協定締結状況	85
資料 8. 避難	86
1. 避難場所一覧	86
2. 避難の指示の伝達系統	88
資料 9. 水防	89
1. 市内各河川の状況	89
2. 水防ため池一覧	90
3. 滝畑ダムの概要	91
4. 土砂災害用語の定義	92
5. 山地災害用語の定義	96
6. 土砂災害危険箇所等一覧	97
7. 市内の洪水浸水想定区域	100
8. 災害のおそれのある区域に係る要配慮者利用施設一覧	104
資料 10. 備蓄	107
資料 10-1. 緊急給水拠点整備図	107
資料 10-2. 水道災害備品備蓄状況	108
資料 10-3. 市備蓄状況及び備蓄目標	109
資料 10-4. 大阪府災害用備蓄食糧等一覧	110
資料 11. 清掃	111
資料 11-1. ごみ処理施設（焼却場）	111
資料 11-2. 市内し尿処理施設	111
資料 12. 応援	112
資料 12-1. 災害時応援協定	112
資料 13. 建築	129
資料 13-1. 耐震安全性の分類	129
資料 13-2. 応急仮設住宅建設候補地	131
資料 14. 地震被害想定	132
資料 14-1. 地震被害想定概要	132
資料 15. 自主防災組織	140
資料 15-1. 河内長野市自主防災組織一覧表	140
資料 16. 防災会議	142
資料 16-1. 河内長野市防災会議委員名簿	142
条例 143	
条例 1. 河内長野市防災会議条例	143
条例 2. 河内長野市災害対策本部条例	145
条例 3. 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例	146

要綱 150

要綱 1. 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱	150
--	-----

様式 154

様式 1－1. 発信用紙（災害警戒本部）	154
様式 1－2. 発信用紙（災害対策本部）	155
様式 2－1. 受信用紙（災害警戒本部）	156
様式 2－2. 受信用紙（災害対策本部）	157
様式 3－1. 災害概況速報（災害警戒本部）	158
様式 3－2. 災害概況速報（災害対策本部）	159
様式 4. 災害受信・現場報告記録	160
様式 5－1. 要請情報（災害警戒本部）	161
様式 5－2. 要請情報（災害対策本部）	162
様式 6－1. 避難所の報告用紙	163
様式 6－2. 避難者カード	164
様式 7. 医療救護班診療記録	165
様式 8. 被害状況等報告様式	166
様式 9. 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）	169
様式 10. 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）	172
様式 11. り災証明書	174
様式 12－1. 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済証	176
様式 12－2. 緊急通行車両確認申請書	177
様式 12－3. 規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証	178
様式 13. 自衛隊の災害派遣要請要求書	179
様式 14. 公用令書	180
様式 15. 参集途上における被害状況報告様式	183
様式 16. 義援金受領書	185
様式 17. 災害関連義援金・支援金受付名簿	186
様式 18. 河内長野市自主防災組織育成事業関連様式	187

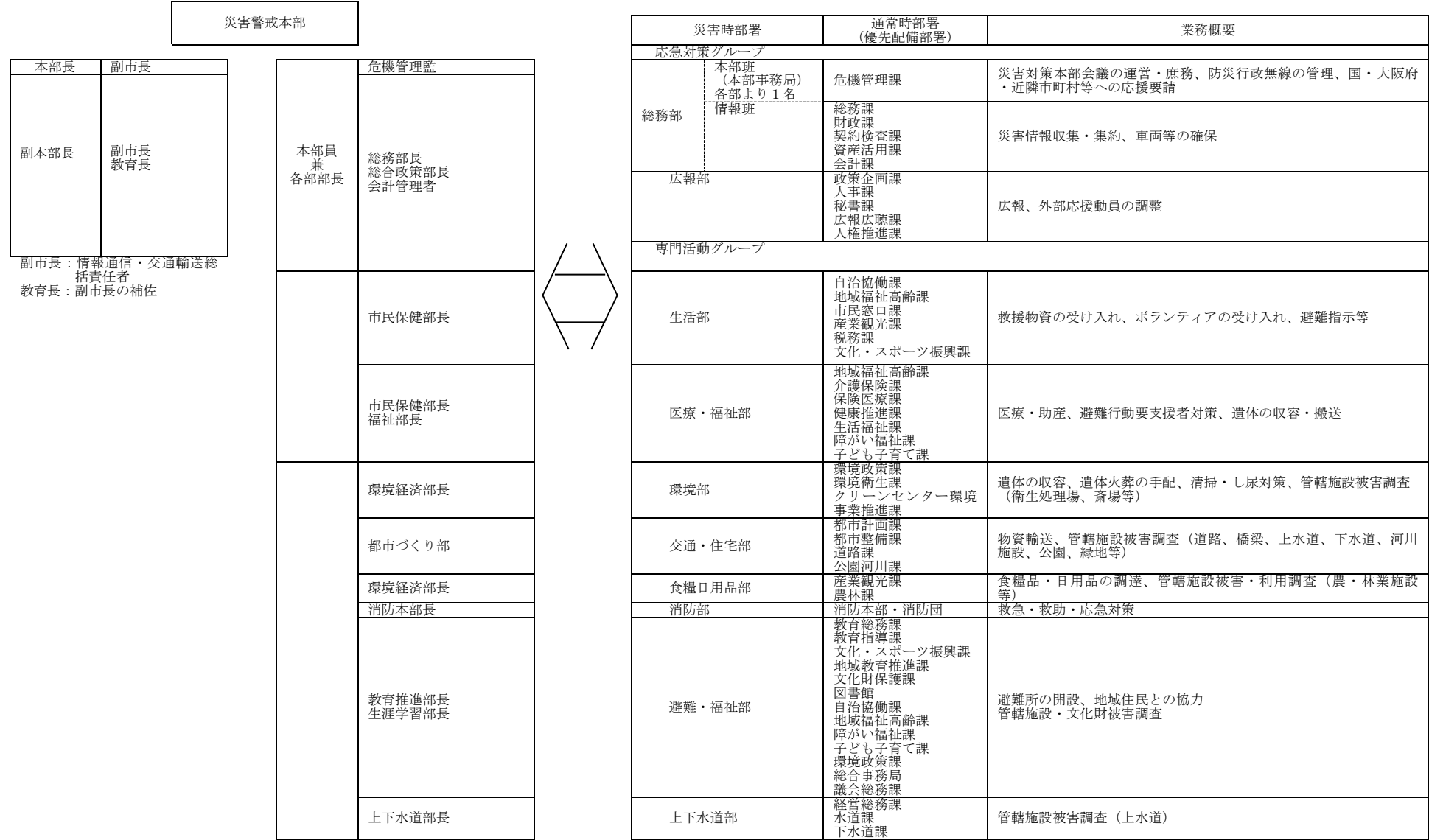
資料 1. 災害対策本部

1. 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

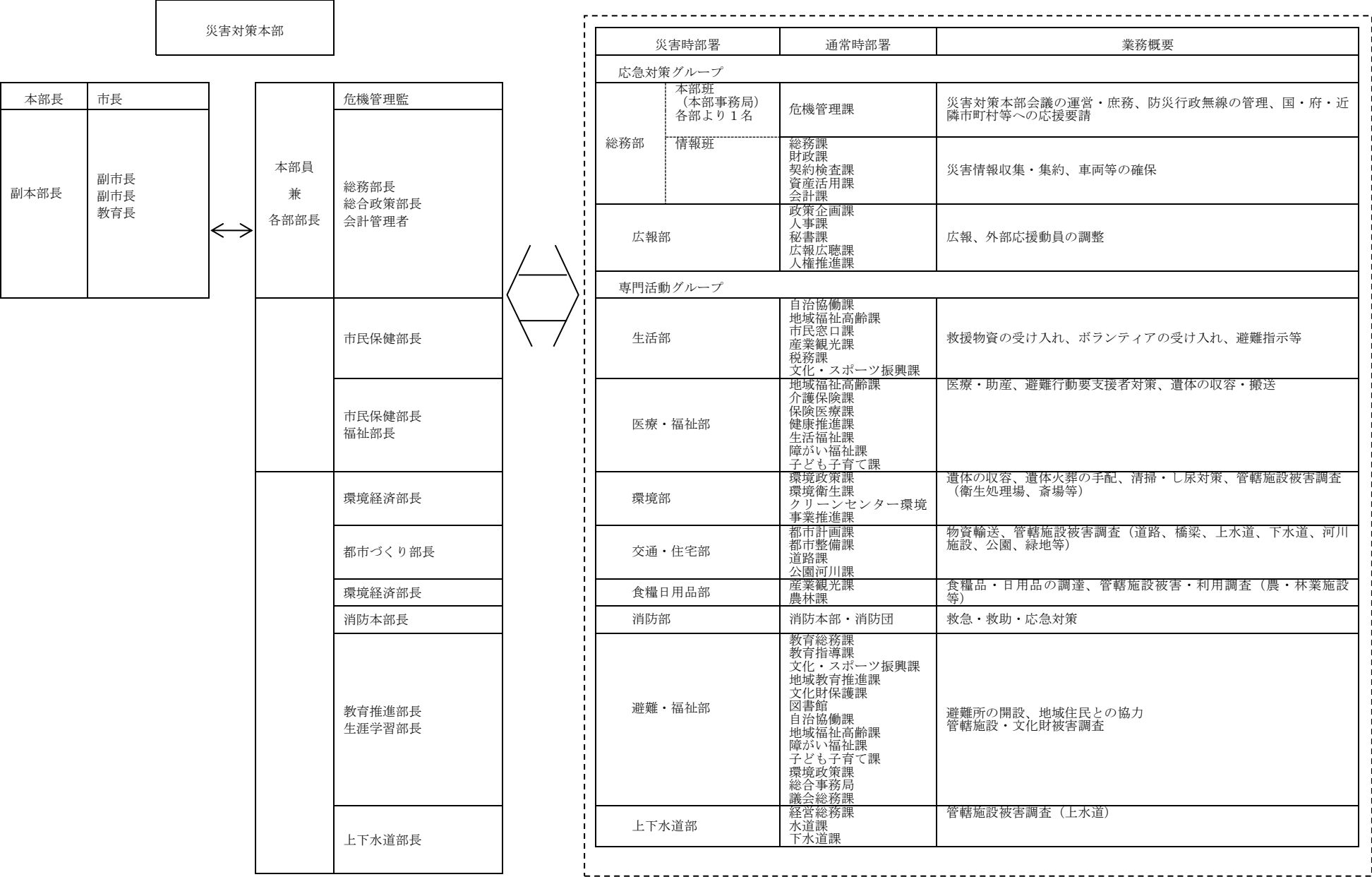
通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	庁内放送、電話及び防災行政無線	(総務部情報班)
関係機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	(総務部情報班)
市民	広報車等	(広報部)
報道機関	口頭・電話及び文書	(広報部)

2. 災害警戒（災害対策）本部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）

(1) 災害警戒本部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）



(2) 災害対策本部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）



3. 災害警戒(災害対策)本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）

災害時部署			通常時部署 (優先配備部署)
総務部	本部班（本部事務局）		危機管理課
	情報班	情報管理係	総務課 財政課 資産活用課
		情報収集整理係	総務課 財政課 契約検査課 資産活用課
		物資管理係	総務課 契約検査課 資産活用課 会計課
		車両管理係	契約検査課 資産活用課
広報部	本部班		政策企画課 秘書課 広報広聴課 人権推進課
	広報班		政策企画課 広報広聴課 人権推進課
	人員班		政策企画課 人事課
	給食班		人事課
生活部	本部班	市民情報係	自治協働課 市民窓口課 税務課
		ボランティア係	自治協働課 地域福祉高齢課 産業観光課 文化・スポーツ振興課
	専門活動班	広報係	自治協働課 市民窓口課
		救援係	地域福祉高齢課

災害時部署			通常時部署 (優先配備部署)
医療・福祉部	本部班		地域福祉高齢課 介護保険課 保険医療課 健康推進課 障がい福祉課
	専門活動班		地域福祉高齢課 介護保険課 健康推進課 生活福祉課 障がい福祉課 子ども子育て課
環境部	本部班		環境政策課 環境衛生課 クリーンセンター環境事業推進課
	専門活動班	清掃係	環境衛生課
		火葬係	環境政策課
		被害調査係	環境政策課 環境衛生課
交通・住宅部	本部班		都市計画課 都市整備課 道路課 公園河川課
	専門活動班	物資輸送係	道路課
		交通確保係	都市整備課 道路課 都市計画課
		被害調査係	都市計画課 都市整備課 道路課 公園河川課
食糧日用品部	本部班		農林課 産業観光課
	専門活動班	食糧品配給係	産業観光課
		被害調査係	農林課
消防部			消防本部 消防団

災害時部署		通常時部署 (優先配備部署)
避難・福祉部	本部班	教育総務課 教育指導課 文化・スポーツ振興課 地域教育推進課 文化財保護課 図書館
	避難所係	教育総務課 教育指導課 文化・スポーツ振興課 地域教育推進課 文化財保護課 図書館 自治協働課 地域福祉高齢課 障がい福祉課 子ども子育て課 環境政策課 クリーンセンター環境事業推進課
	専門活動班 被害調査係	自治協働課 地域福祉高齢課 障がい福祉課 子ども子育て課 環境政策課 議会総務課 総合事務局 教育総務課 教育指導課 文化・スポーツ振興課 地域教育推進課 文化財保護課 図書館
上下水道部		経営総務課 水道課 下水道課

(通常時部署からみた災害時部署)

通常時部署		災害時部署
自治安全部	危機管理課	総務部 本部班 (本部事務局)
	自治協働課	生活部 本部班 市民情報係 生活部 本部班 ボランティア係 生活部 専門活動班 広報係 避難・福祉部 専門活動班 避難所係 避難・福祉部 専門活動班 被害調査係
市民保健部	介護保険課	医療・福祉部 本部班 医療・福祉部 専門活動班
	保険医療課	医療・福祉部 本部班
	健康推進課	医療・福祉部 本部班 医療・福祉部 専門活動班
	市民窓口課	生活部 本部班 市民情報係 生活部 専門活動班 広報係
福祉部	生活福祉課	医療・福祉部 専門活動班
	障がい福祉課	医療・福祉部 本部班 医療・福祉部 専門活動班 避難・福祉部 専門活動班 避難所係 避難・福祉部 専門活動班 被害調査係
	子ども子育て課	医療・福祉部 専門活動班 避難・福祉部 専門活動班 避難所係 避難・福祉部 専門活動班 被害調査係
	地域福祉高齢課	生活部 本部班 ボランティア係 生活部 専門活動班 救援係 医療・福祉部 本部班 医療・福祉部 専門活動班 避難・福祉部 専門活動班 避難所係 避難・福祉部 専門活動班 被害調査係
環境経済部	環境政策課	環境部 本部班 環境部 専門活動班 火葬係 環境部 専門活動班 被害調査係 避難・福祉部 専門活動班 避難所係 避難・福祉部 専門活動班 被害調査係
	環境衛生課	環境部 本部班 環境部 専門活動班 清掃係 環境部 専門活動班 被害調査係
	産業観光課	生活部 本部班 ボランティア係 食糧日用品部 本部班 食糧日用品部 専門活動班 食糧品配給係
	農林課	食糧日用品部 本部班 食糧日用品部 専門活動班 被害調査係
	クリーンセンター環境事業推進課	環境部 本部班 避難・福祉部 専門活動班 避難所係

通常時部署		災害時部署		
都市づくり部	都市計画課	交通・住宅部	本部班	
		交通・住宅部	専門活動班	交通確保係
		交通・住宅部	専門活動班	被害調査係
	都市整備課	交通・住宅部	本部班	
		交通・住宅部	専門活動班	交通確保係
		交通・住宅部	専門活動班	被害調査係
	道路課	交通・住宅部	本部班	
		交通・住宅部	専門活動班	物資輸送係
		交通・住宅部	専門活動班	交通確保係
		交通・住宅部	専門活動班	被害調査係
公園河川課	交通・住宅部	本部班		
	交通・住宅部	専門活動班	被害調査係	
総務部	総務課	総務部	情報班	情報管理係
		総務部	情報班	情報収集整理係
		総務部	情報班	物資管理係
	財政課	総務部	情報班	情報管理係
		総務部	情報班	情報収集整理係
	契約検査課	総務部	情報班	情報収集整理係
		総務部	情報班	物資管理係
		総務部	情報班	車両管理係
	資産活用課	総務部	情報班	情報管理係
		総務部	情報班	情報収集整理係
総務部		情報班	物資管理係	
総務部		情報班	車両管理係	
税務課	生活部	本部班	市民情報係	
総合政策部	政策企画課	広報部	本部班	
		広報部	広報班	
		広報部	人員班	
	人事課	広報部	人員班	
		広報部	給食班	
	秘書課	広報部	本部班	
広報広聴課	広報部	本部班		
	広報部	広報班		
人権推進課	広報部	本部班		
	広報部	広報班		
会計管理者	会計課	総務部	情報班	物資管理係
消防本部	消防本部	消防部		
議会事務局	議会総務課	避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
行政委員会	総合事務局	避難・福祉部	専門活動班	被害調査係

通常時部署		災害時部署		
教育委員会事務局 教育推進部	教育総務課	避難・福祉部	本部班	
		避難・福祉部	専門活動班	避難所係
		避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
	教育指導課	避難・福祉部	本部班	
		避難・福祉部	専門活動班	避難所係
		避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
教育委員会事務局 生涯学習部	文化・スポーツ振興課	生活部	本部班	ボランティア係
		避難・福祉部	本部班	
		避難・福祉部	専門活動班	避難所係
		避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
	地域教育推進課	避難・福祉部	本部班	
		避難・福祉部	専門活動班	避難所係
		避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
	文化財保護課	避難・福祉部	本部班	
		避難・福祉部	専門活動班	避難所係
		避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
	図書館	避難・福祉部	本部班	
		避難・福祉部	専門活動班	避難所係
		避難・福祉部	専門活動班	被害調査係
上下水道部	経営総務課	上下水道部		
	水道課	上下水道部		
	下水道課	上下水道部		

4. 動員報告書

部 名	部
災 害 名	
年 月 日	平成 年 月 日～ 年 月 日

報告時点	配 備 名	部長級	副理事級	課長級	課長補佐級	係長級	副主査級	一般	合 計
時 分	配備	人	人	人	人	人	人	人	人
時 分	配備	人	人	人	人	人	人	人	人
時 分	配備	人	人	人	人	人	人	人	人

[illegible]

5. 緊急配備体制における初期活動（地震）

対応時間		初期活動（勤務時間外）	初期活動（勤務時間内）
各部署において、緊急配備体制要員として指名を受けた者	〈本庁〉への参集者	- 参集途上 ➢ 被害状況の把握 ➢ 人命救助 - 参集後 ➢ 災害対策本部設置の準備	災害対策本部設置の準備
		- 防災行政無線の管理 - 災害時優先電話の管理 - 職員からの情報収集・集約 - 市民・団体からの情報収集・集約 - 車両の確保 - 大阪府・自衛隊・その他関係機関との連絡 - 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備 - 緊急交通路の確保、その他交通規制のための準備 - その他、危機管理監の指示事項	
	〈各施設〉への参集者 (各施設におおむね2名)	- 地域サポーター（防災担当）による避難所の開錠・開設 - 施設の被害状況の把握、報告 - 避難所開設の準備（状況把握・報告）	
消防本部 消防団		- 通信施設等の障害の確認、消防車両等の安全の確保 119番受付体制の強化 - 震災時組織体制の発令 - 非常召集の伝達（自主参集の場合を除く） ➢ 119番受付、巡回、各地区消防団及び関係機関からの情報収集等 - 人命安全上、部隊運営上重要な情報の選別 - 当直部隊による火災・救急・救助活動の実施	
上下水道部		飲料水確保のための施設応急措置	

※緊急配備体制要員…各々の勤務地から自宅までの距離が2km以内の職員

※地域サポーター（防災担当）

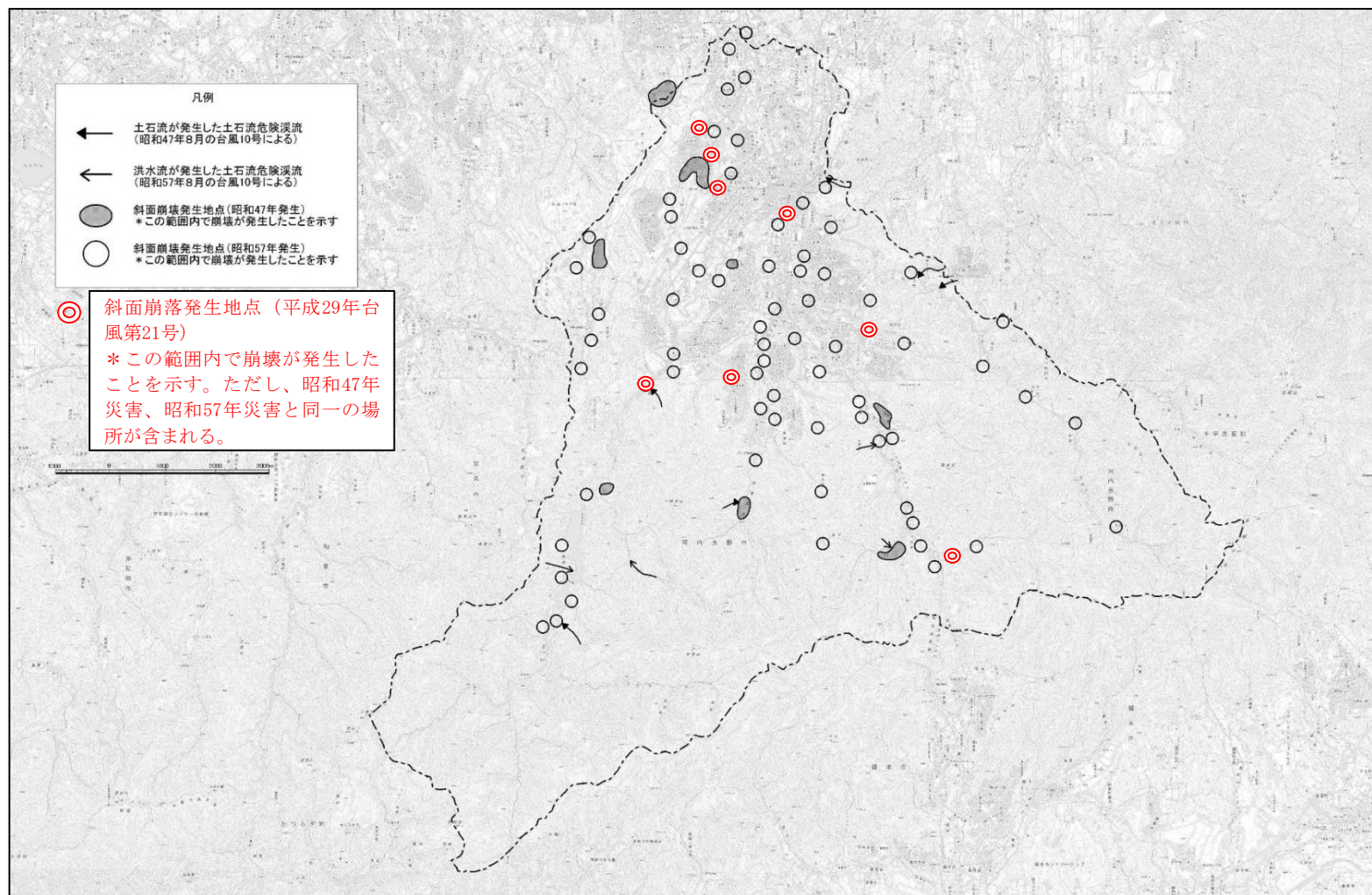
…指定避難所の近傍に居住する職員の中から市長が任命した職員。河内長野市地域防災計画に基づく避難・福祉部担当職員が避難所責任者として配置されるまでの間、避難所開設等を行う。

6. 災害初期活動（風水害）

		風 水 害 時 初 期 活 動
応急対策グループ	総務部本部班	- 災害対策本部設置の通知（庁内及び関係機関） - 災害対策本部会議の運営・庶務、情報の集約 - 災害対策本部会議決定事項の伝達 - 国・自衛隊・大阪府・近隣市町村・関係機関への応援要請
	総務部情報班	- 関係機関・各専門活動グループからの情報収集・集約 - 資機材の確保 - 車両の管理、燃料の確保
	広報部	- 災害対策本部設置の公表（市民及び報道機関） - 各部署間の調整 - 情報班との連携、広報活動の手配
専門活動グループ	生活部	- 市民・団体等からの情報収集、問い合わせ電話への対応 - 避難指示、危険地域住民への呼びかけ等 - 救援物資の受入れ、配給 - ボランティアの受入れ、支援
	医療・福祉部	- 医師（医師会、病院）との連携 - 救護班による活動 - 福祉避難所の開設 - 避難行動要支援者対策 - 遺体の収容・搬送
	環境部	- 管轄施設被害調査（衛生処理場・斎場等） - 遺体の収容 - 遺体火葬の手配 - 清掃・し尿対策
	交通・住宅部	- 風水害危険箇所の見まわり - 管轄施設被害調査（道路、橋梁、下水道、河川施設等） - 物資輸送のための緊急輸送道路の確保
	食糧日用品部	- 食料・生活必需品の調達・配給 - 管轄施設被害調査（農・林業施設等）
	消防部	救急・救助、風水害危険箇所の応急対策
	避難・福祉部	- 避難所の開設・運営の補助、地域住民との協力 - 管轄施設・文化財被害調査
	上下水道部	- 管轄施設被害調査（上水道） - 飲料水の確保・配給

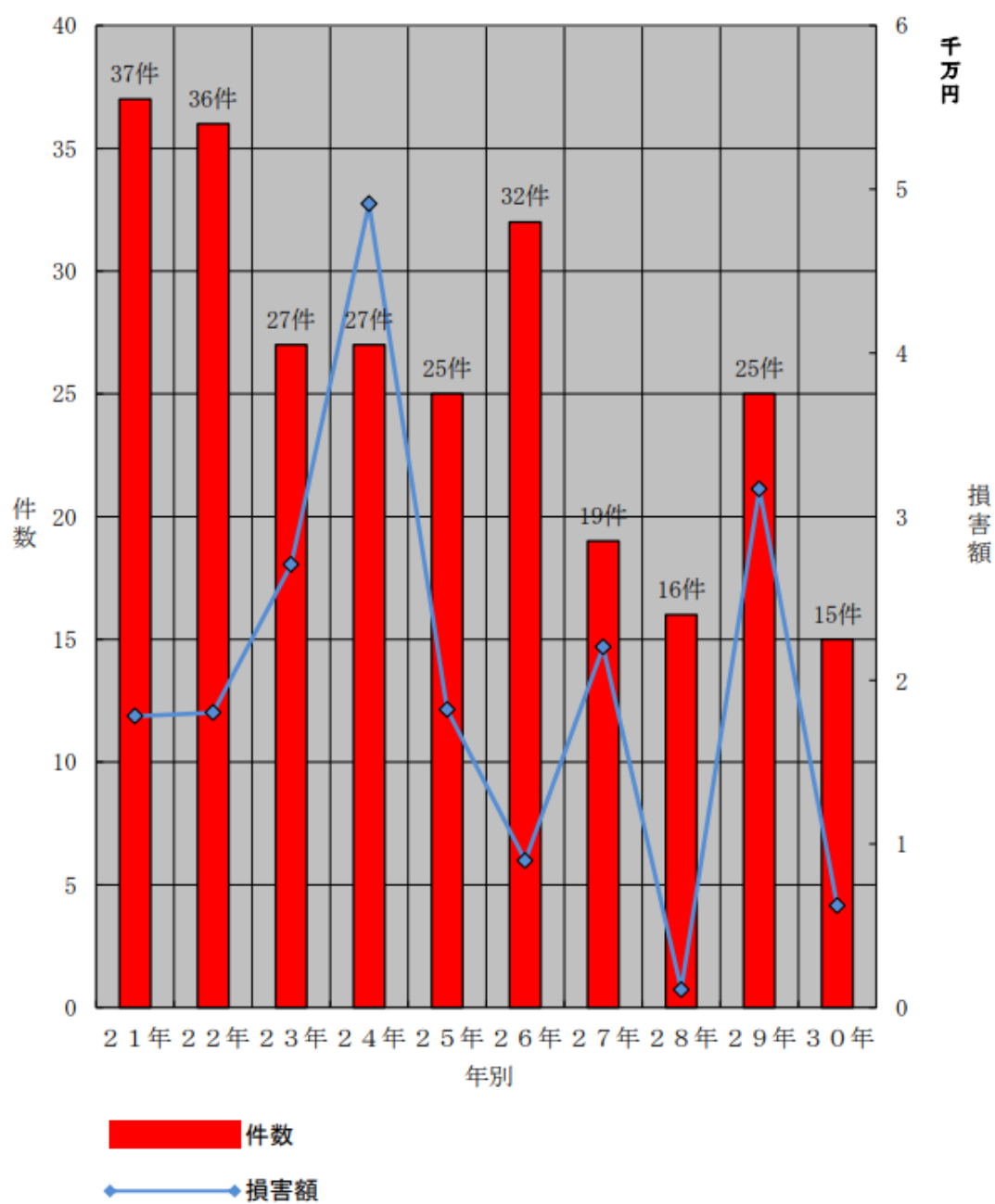
資料2. 地震・気象情報

1. 災害履歴実態図

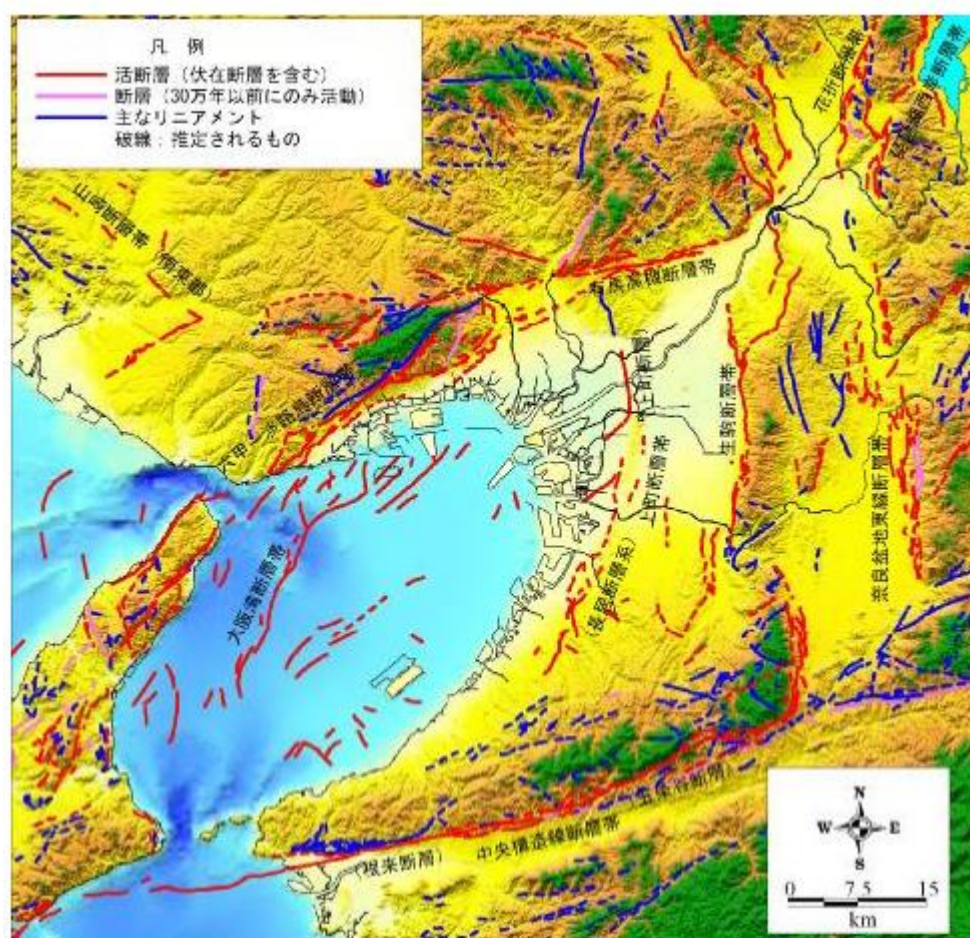


2. 過去10年間の火災件数と損害額

過去10年の火災件数と損害額



3. 活断層分布図及び活断層一覧



「近畿の活断層」 (岡田・東郷(2000))

大阪周辺の活断層

活斷層一覽

断層	確実度	活動度	地震発生確率（％） （＊は「ほぼ」と表記）		
			30年以内	50年以内	100年以内
上町断層帯	I	B	2～3	3～5	6～10
生駒断層帯	I	B	0～0.2＊	0～0.3＊	0～0.6＊
有馬高槻断層帯	I	A	0～0.04＊	0～0.08＊	0～0.4＊
中央構造線断層帯 （金剛山地東縁区間）	I	A	0＊	0＊	0＊
六甲・淡路島断層帯 （主部/六甲山地南縁～淡路島東岸区間）	I	A～B	0～1＊	0～2＊	0～6＊

○確實度

I : 活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

○活動度

A：第四紀における平均変位速度が1000年当たり1 m～10mのもの

B: 第四紀における平均変位速度が0.1m~1 mのもの

※確実度、活動度は、「近畿の活断層」(2000)による。

※地震発生確率は、地震調査研究推進本部が発表した長期評価(2020)による。

4. 気象庁震度階級関連解説表

平成21年 3 月31日 改定

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅)	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン ・インフラ	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			鉄道、高速道路などで安全確認の為、運転見合わせ、速度規制、通行規制が各事業者の判断によって行われる。	
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水・停電が発生することがある。地震管制装置付きのエレベーターは、安全の為自動停止する。	亀裂や液状化が生じることがある。山地で落石、やがけ崩れが発生することがある。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅)	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン ・インフラ	地盤・斜面
5 強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	断水・停電が発生することがある。	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。断水・停電が発生することがある。	地割れや山崩れ、地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわな いと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	広い地域でガス・水道・電気の供給が停止することがある。	大きな地割れやがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅)	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン ・インフラ	地盤・斜面
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁：；（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

5. 市役所の気象情報機器

市役所内の気象情報機器

装置名	観測地点	データの取得方法
土石流テレメーター 監視装置 (テレメーター雨量計)	観測局 (下表<観測局リスト>に示す市内12ヶ所に設置)	監視装置操作(8階無線室) ・モニター表示及びプリント ・危機管理課に予警報表示器及び雨量情報端末あり
雨量情報表示盤	市内2ヶ所(天野、石見川)	

観測局リスト

No.	区 分	局 名	場 所
9	観測局	千 代 田	千代田小学校屋上
10	〃	赤 峰	障がい者福祉センターあかみね分館駐車場
11	〃	天 野	国道170号天野山トンネル上部
12	〃	加 賀 田	加賀田小学校屋上
13	〃	美加の台	美加の台中学校敷地内
14	〃	大 師	市民総合体育館屋上
15	〃	西 高	河内長野市営斎場敷地内
17	〃	天 見	関西電力金剛開閉所内
18	〃	岩 湧 山	加賀田 (岩湧寺西側)
19	〃	鳩 原	太井480-甲
20	〃	岩 瀬	岩瀬1507-1 市道千早口鳩原線清瀬橋東詰
21	〃	石 見 川	石見川502-2 国道310号

庁外の雨量計

分類	設置場所
水道施設	日野浄水場
消防署	本部(雨量計の他、風向風速計を設置)

大阪府よりの情報受信手段

手段	詳細
大阪府防災行政無線による通報及びファクシミリ	危機管理担当課にて情報聴取 防災ファクシミリ
大阪府防災情報システム端末による情報取得	危機管理担当課の端末操作

6. 関係機関雨量観測所一覧

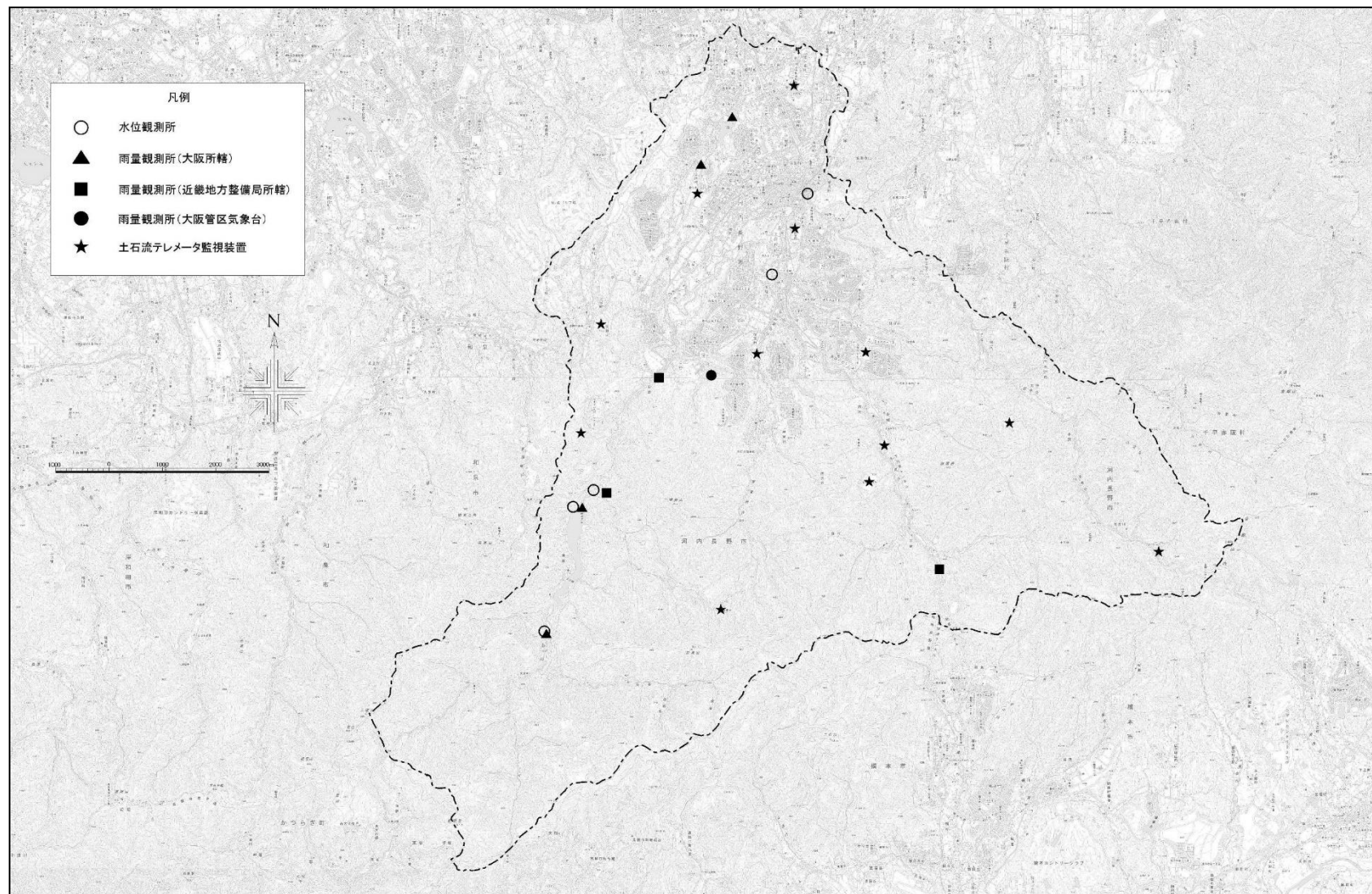
所轄	観測所名	所在地	管理者	備考
大阪府	小山田	河内長野市莊園町14地内	富田林土木事務所長	
	滝畑ダム	河内長野市滝畑 240-2 (大阪府南河内農と緑の総合事務所滝畑ダム分室)	南河内農と緑の総合事務所長	近畿地整大和川河川でデータ傍受
	関屋橋	河内長野市滝畑 1576-3	南河内農と緑の総合事務所長	
	寺ヶ池	河内長野市木戸町451-1、451-2	南河内農と緑の総合事務所長	
近畿地方 整備局	滝畑	河内長野市日野1572-6	大和川河川事務所長	
	天見	河内長野市天見	大和川河川事務所長	
大阪管区 气象台	河内長野	河内長野市日野	大阪管区气象台長	

7. 水位観測所一覧

大阪府地域防災計画 関連資料（令和2年3月修正）

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 零線高 O P + (m)	既往最 高水位 (量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメータ								
滝尻橋	1	石川			○ 55 (無)	0.90 2.10		河内長野市 滝畑	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	205.065	H7.7.4 2.55	デジタル
諸越橋	1	石川	○		○ 55 (無)	2.80 3.50	左岸 10.373 右岸 10.383	河内長野市 末広町	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	87.475	H7.7.14 3.17	超音波式
滝畑ダム	1	〃	○		○ 55 (無)	T P + 263.25	-	河内長野市 滝畑	南河内農と 緑の総合事 務所長	所員 TEL0721 (62)3672	T P + 233.7		
関屋橋	1	石川			○ 55 (無)	1.00 1.50	-	河内長野市 滝畑	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	280.650		水研62 型 雨量計 併設
平和橋	1	天見川	○	○	○ H12 (無)	1.20 1.60	左岸 3.27 右岸 3.27	河内長野市 三日市町	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	107.990		水晶 水圧式

8. 雨量計・水位計位置図



資料3. 被害情報24

1. 被害状況等報告基準

区分		報告基準
人的被害	死者	当該被災が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。
	重傷者	1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	1ヶ月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損傷割合で表し、その住家の損傷割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。なお、このうち損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	準半壊	住宅が半壊又は半焼に準じる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損傷部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損傷割合で表し、その住家の損傷割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分		報告基準
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繁留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のため施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

区分		報告基準
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震または火山噴火の場合のみ報告する。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
その他の公共施設被害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農 業 被 害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

2. 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準

令和元年10月23日現在

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	1 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。 2 学校、公民館等既存の建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置又は天幕を設営し実施する。	避難所の設置、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物、器物の使用謝金、光熱水費、借上費、購入費、仮設便所等の設置費	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 330円以内	災害発生の日から7日以内	1 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、基本額を超える額を加算できる。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅	1 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	整地費、建築費、附帯工事費、人夫賃、輸送費、建築事務費等の一切の経費	(基準面積) 実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (基準額) 1戸当り平均 5,714,000円以内 (集会施設) おおむね50戸に1施設設置可	災害発生の日から20日以内に着工	1 高齢者等を収容する福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。 2 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 3 供与期間、最高2年以内
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	1人1日当り 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	1 現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費、浄水用の薬品及び資材費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象		支出費目		費用の限度額		期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		被害の実情に応じ、被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料		下記金額の範囲内 (夏季：4月～9月、冬期：10月～3月)		災害発生の日から10日以内	
	区分	季別	1人 (円)	2人 (円)	3人 (円)	4人 (円)	5人 (円)	6人以上1人を増すごとに加算 (円)
	全壊 全焼 流失	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬期	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上 浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬期	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	医療の途を失った者(応急的処置)		診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容、看護		救護班： 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所： 国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者： 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	1 救護班において行う。 2 急迫した事情によりやむを得ない場合は、病院又は診療所又は柔道整復師法に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師において医療を行うことができる。 3 患者等の移送費は別途計上

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	分べんの介助、分べん前後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	救護班等： 使用した衛生材料の実費 助産師： 慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	1 妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者	救出のために必要な機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内（死体の捜索の場合は10日以内）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う 2 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
被災した住宅の応急修理	一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円			災害発生の日から1ヵ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し、生業の手段を失った世帯	必要な機材、器具又は購入するための費用	・生業費： 1件当たり 3,000,000円 ・就職支度費： 1件当たり15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。貸与期間は2年以内、無利子とする。

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住 宅 の 全 壊 (焼)、流失、 半壊(焼)又は 床上浸水により 学用品を喪失又 は損傷し、修学 上支障のある小 学校児童、中学 生徒及び高等学 校等生徒	被害の実情に応じ、 教科書、文房具、通 学用品、その他の学 用品	・教科書及び教科書 以外の教材で教育委 員会に届出又は承認 を受けて使用してい る教材実費 ・文房具及び通学用 品次の金額以内 小学校児童： 1人当り4,500円 中学校生徒： 1人当り4,800円 高等学校等生徒： 1人当り5,200円	災 害 発 生 の 日 か ら 1 ヶ 月 以 内 (教 科 書)、15 日 以 内 (そ の 他 の 学 用 品)	
埋葬	災害の際死亡し た者を対象にし て実際に埋葬を 実施する者	棺 (付 属 品 を 含 む)、埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費 を含む。)、骨つぼ 及び骨箱	1体当たり 大人(12才以上) ：215,200円以内 小人(12才未満) ：172,000円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10日以内	
死体の捜 索	現に行方不明の 状態にあり、か つ各般の事情に よりすでに死亡 していると推定 される者	捜索のための機械器 具等の借上費又は購 入費、修繕費及び燃 料費	当該地域における 通常の実費	災 害 発 生 の 日 か ら 10日以内	1 輸送費、賃金 職員雇上費 は別途計上
死体の処 理	災害の際死亡し た者について、 死体に関する処 理(埋葬を除 く)をする。	洗浄、縫合、消毒等、 一時保存、検案	洗浄、消毒等： 1体当り3,500円以 内 一時保存： 既存建物 通常 の実費 既存建物以外 1 体当り5,400円以内 検 案： 救護班以外は、慣 行料金	災 害 発 生 の 日 か ら 10日以内	1 検案は原則と して救護班が 行う。 2 輸送費、人夫 賃は別途計上 3 死体の一時保 存用ドライア イス購入等の 経費は通常 の実費を加算で きる。
障害物の 除去	居室、炊事場、 玄関等に障害物 が運び込まれて いるため生活上 支障をきたして いる場合で自力 では除去するこ とのできない者	除去に必要な機械、 器具等の借上費又は 購入費、輸送費、賃 金職員雇上費等	1世帯当り 137,900円以内	災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内、但し 厚生労働 大臣の承 認により 期間延長 あり	

救助の種類	対象	支出費目	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員雇上費等	被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の捜索、死体の処理、救済用物資の整理配分	救助のための輸送費及び賃金職員雇上費	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	実費弁償に要した	1人1日当り	救助の実施が認められる期間内	1 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める。 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者に対しては、地域の慣行料金による支出実績に手数料3%の額を加算した額以内とする。
		医師、歯科医師	17,400円以内		
		薬剤師	11,900円以内		
		保健師、助産師、看護師	11,400円以内		
		土木技術者、建築技術者	17,200円以内		
		大工、左官、トビ職	20,700円以内		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、大阪府知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3. 災害時の広報文例

広報文例の一覧（目次）

広報時期	例 文 号	内 容 の あ ら ま し
発生時	1	地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）
	1-1	地震発生直後から30分後位の場合
	1-2	地震発生30分後以降2時間以内の場合
	1-3	地震発生後2時間～6時間以内の場合
	1-4	地震発生後6時間以降の場合
	2	火災地区住民への避難指示の伝達
	3	崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達
	4	水災地区住民への避難指示の伝達
	5	市民相談所の開設の周知のための広報
	6	安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）
	7	道路状況と交通規制
	8	交通機関の運行状況
	9	避難所の開設状況
	10	救護所の開設状況
	11	応急給水の連絡
	12	水利用にあたっての住民への協力要請
復旧時	13	飲料水・食糧等の供給状況
	14	学校等の再開状況
	15	電気の復旧状況
	16	ガスの復旧状況
	17	水道の復旧状況
	18	電話の復旧状況
	19	道路の復旧状況
	20	バスの運行状況
	21	ごみ・し尿の収集状況
	22	防犯・防火の広報
	23	防疫・保健衛生の広報
	24	市民相談所の開設状況

[例文 1] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

※ 1-1 地震発生直後から 30 分後位の場合

- こちらは、河内長野市役所です。ただいま大きな地震がありました。
市役所の震度は〇〇です。
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。
電気器具のスイッチも切って下さい。ふろ場に火の気はありませんか。
停電の場合、照明には懐中電灯を使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、ガスが漏れている場合引火することもあります。
分電盤のブレーカーを切ってください。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
携帯ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。
- こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。
皆さん落ち着いてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。
- こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりました。
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
以上、河内長野市役所です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3 回繰返すことをもって 1 セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-2 地震発生30分後以降2時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはいて下さい。
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。
たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。
以上、河内長野市役所です。
- こちらは、河内長野市役所です。
皆さんおちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。
電話はかかりにくくなっています。
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。
また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめて下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。
- こちらは、河内長野市役所です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震がまだ続いています。
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。
水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。
風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。
トイレの水は流さないで下さい。
タンクの中の水は、のみ水や料理のための水に使うことができます。
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
以上、河内長野市役所です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-3 地震発生2時間～6時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

● こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震はまだ続いています。

家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。

小さい子どもさんがある家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。

ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。

● こちらは、河内長野市役所です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。余震がまだ続いています。

余震に気をつけて下さい。

身のまわりが落ち着いたら、近所の人たちが無事か確かめて下さい。

もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。

お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。あれば声をかけてあげて下さい。

まず火の元を消すようにしてあげて下さい。

ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。

電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

● こちらは、河内長野市役所です。

大阪地方の地震はおさまりました。

河内長野市付近の震度は「震度〇」と発表されました。

あなたが、しばらくの間、してはならないことは以下のとおりです。

- 電話は使わない。
- 水はむだにしない。
- 見物にでかけない。
- 必要もないのに表に出ない。
- 照明スイッチをつけたり消したりしない。
- マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
- タバコはしばらく、吸わない。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

以上、河内長野市役所です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文1] 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）

※1-4 地震発生6時間以降の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらないう、2～3時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は〇人です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。
半壊又は全壊した家屋は〇棟です。
そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやるように準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせします。（……………）

（3回繰返すことをもって1セットとして使用すること）

[例文 2] 火災地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な△△小学校へ早めに避難させてください。
くりかえしてお知らせします。(……………)
以上、河内長野市災害対策本部です。

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
現在〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。
(〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。)
〇〇地域の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ)避難して下さい。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 3] 崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
〇〇地区は、崖くずれの危険があります。
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は、〇〇(小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など)です。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難して下さい。 〕

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

〔例文 4〕 水災地区住民への避難指示の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
現在、〇〇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な△△（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手は空けるようにしましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が浸水しています。
（〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が浸水のおそれがあります。）
〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、〇〇（小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など）です。

なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落ちて着いて避難して下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

〔例文 5〕 市民相談所の開設の周知のための広報

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
○ 市民相談所は、市役所 1 階フロアー内に設置したほか、各避難所でも相談の受付を行います。どうぞご利用下さい。
○ 各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。）

[例文 6] 安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。
 - △△地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
 - 市立の保育所、小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - ◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
 - ◇◇幼稚園、◇◇小学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
 - ◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭（◇◇）に待機しています。
 - △△株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。
△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のための弁当製造に全力をあげてくれています。
 - △△ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
△△ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。
- 以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文 7] 道路状況と交通規制

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
道路交通情報についてお知らせします。
（その1）
現在、府内の道路は地震のため
〇〇〇〇以南の道路と〇〇〇〇自動車道は全て車の通行が禁止されております。

○次に、市内の全ての道路（〇〇通り、〇〇街道）も〇〇のため通行が禁止されております。

ドライバーの皆さんは、カーラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

（その2）
現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。
市民の皆さん！車は使用しないで下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文 8] 交通機関の運行状況

(その 1)

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、府内の J R ・ 私鉄 ・ バスなどは、地震のため全て運転を中止しております。
各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。

(その 2)

- 河内長野市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、府内の J R ・ 私鉄は次の路線で運転が一部再開されております。

〇〇線全区間 〇〇線全区間
〇〇線 〇〇 ・ 〇〇間 〇〇線〇〇 ・ 〇〇間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。
市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。)

[例文 9] 避難所の開設状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難所の設置場所についてお知らせします。
河内長野市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、……
…………… (近くの小学校や中学校など) に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。
なお、ケガをされた方々のために、避難所には (〇〇、〇〇に) 救護所や臨時市民相談所を開設しております。あわせてご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。)

[例文10] 救護所の開設状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
救護所の設置場所についてお知らせします。
河内長野市では、負傷された方々のために、臨時救護所を〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、・・・・・・・・（近くの小学校や中学校など）に開設しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校・・・・の救護所へ連れて行って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文11] 応急給水の連絡

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
現在、市内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は地震のため断水しております。
市では、〇〇公園・〇〇小学校（〇〇浄水場、〇〇配水所）において飲み水を配っておりますので、ご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文12] 水利用にあたっての住民への協力要請

- 市民の皆さん、こちらは河内長野市災害対策本部です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いいたします。
 - 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
 - 長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
 - 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
 - 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文13] 飲料水・食糧等の供給状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせいたします。
飲料水は、現在〇〇公園、〇〇〇小学校、〇〇〇において、配っております。
どうぞ、ご利用下さい。
また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧・毛布などをお配りしております。
(被害にあわれた方々には、町会などを通じ食糧・毛布などをお渡ししております。)
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文14] 学校等の再開状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
学校等の授業の再開についてお知らせいたします。
○ 市内の保育所、小学校、中学校については、(〇〇〇小学校、〇〇〇中学校を除き)〇〇日から授業を再開します。
○ 〇〇〇保育所、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校については、〇〇日から、また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校については、〇〇日から授業を再開します。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文15] 電気の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
電気の復旧状況についてお知らせいたします。
(その1)
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。
(その2)
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- (3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文16] ガスの復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
ガスの復旧状況についてお知らせいたします。
- (その1)
現在、〇〇町、〇地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧工事が完了する見込です。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用（開栓）しないで下さい。
- (その2)
現在、〇〇町、〇地区一帯でガスの供給を停止していますが〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧工事が完了する見込です。
なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用（開栓）しないで下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文17] 水道の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
水道の復旧状況についてお知らせいたします。
- (その1)
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。
- (その2)
現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文18] 電話の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
電話の復旧状況についてお知らせいたします。
- (その1)
現在、市内全域（〇〇町、〇地区一帯）で電話が不通になっています。
NTTでは、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込です。
なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇……………に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………
- （3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文19] 道路の復旧状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
道路の復旧状況についてお知らせいたします。
現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）のため、一般車両の通行が禁止されております。
このうち、〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。
なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文20] バスの運行状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
バスの運行状況についてお知らせいたします。
現在、市内を通行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇〇〇バスの〇〇行、〇〇行、〇〇行、〇〇行、また、〇〇通りを走っている〇〇バスの〇〇行、〇〇行……………です。
なお、その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
（なお、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇日頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込です。）
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文21] ごみ・し尿の収集状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。
ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また〇〇地域については〇〇日頃……………）に収集作業が開始される予定です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

[例文22] 防犯・防火の広報

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。
また、夜の外出はなるべくやめましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文23] 防疫・保健衛生の広報

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状のときは、連絡所・地区連絡所（避難所・災害相談所など）に連絡して下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文24] 市民相談所の開設状況

- こちらは、河内長野市災害対策本部です。
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
 - 市民相談所は、市役所1階フロア内に設置し、災害により被害を受けた方のための生活
再建相談などを受け付けます。
 - 各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部
で把握している各種情報の提供を行っています。
 - ○○日より○○日まで、○○において、巡回市民相談所を開設します。開設時間は、○○
時から○○時までです。
どうぞご利用下さい。以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

資料 4. 通信

1. 通信連絡窓口

	機 関 名		所 在 地	電話番号
国	羽曳野労働基準監督署		羽曳野市誉田 3-15-17	072-942-1308
	近畿農政局大阪府拠点		大阪市中央区大手前 1 丁目 5-44 (合同庁舎 1 号館)	06-6943-9691
	独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター		河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761
	陸上自衛隊	第 3 師団司令部	伊丹市広畑 1-1	072-781-0021
		信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090
	総務省消防庁		東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111
大阪府	危機管理室		大阪市中央区大手前 3-1-43	06-6944-6021
	危機管理室 地域支援・防災グループ		富田林市寿町 2 丁目 6-1 (府民センター内)	0721-25-1131
	富田林土木事務所		〃	0721-25-1131
	河内長野公共職業安定所		河内長野市昭栄町 7-2	0721-53-3081
	富田林保健所		富田林市寿町 3 丁目 1-35	0721-23-2681
	南河内農と緑の総合事務所		富田林市寿町 2 丁目 6-1	0721-25-1131
	南河内農と緑の総合事務所滝畑ダム分室		河内長野市滝畑 240-2	0721-62-3672
	河内長野警察署		河内長野市西之山町 6-1	0721-54-1234
市	消 防 署	本部	河内長野市小山田町 1663-3	0721-53-0119
		本署	〃	0721-53-5681
		北出張所	河内長野市木戸 1 丁目 23-5	0721-55-1245
		南出張所	河内長野市南花台 8-4-3	0721-62-0155
	上下水道部 水道施設	西代浄水場	河内長野市栄町 27-27	0721-53-2570
		日野浄水場	河内長野市日野 1376-2	0721-63-3221
一部事務組合	南河内環境事業組合	事務局・第 1 清掃工場	富田林市大字甘南備 2345	0721-33-6584
		第 2 清掃工場	河内長野市高向 2092	0721-62-5522
その他	(一社) 河内長野市医師会		河内長野市菊水町 2-13	0721-54-1550
	(一社) 河内長野市歯科医師会		河内長野市喜多町 663 (イズミヤ河内長野店 4F)	0721-54-2002
	河内長野郵便局		河内長野市喜多町 154	0721-62-2050
	西日本電信電話(株) 大阪支店		大阪市中央区博労町 2 丁目 5-15	06-6120-6440
	関西電力送配電(株) 羽曳野配電営業所		羽曳野市軽里 1 丁目 2-1	072-956-3381
	大阪ガスネットワーク(株) 南部事業部		堺市堺区住吉橋町 2-2-19	072-238-2375
	河内長野ガス(株)		河内長野市昭栄町 14-31	0721-53-3561
	近畿日本鉄道(株) 河内長野駅		河内長野市本町 29-1	0721-52-2023
	南海電鉄(株) 河内長野駅		河内長野市本町 29-9	0721-52-2010
	南海バス(株) 河内長野営業所		河内長野市錦町 25-10	0721-53-9043
	大阪第一交通(株) 長野営業所		河内長野市寿町 7-22	0721-52-2789
	富田林市役所内 河南記者クラブ		富田林市常磐町 1-1	0721-24-3114
	河内長野市商工会		河内長野市昭栄町 7-3	0721-53-9900

(注) 医療関係機関は資料 6-1 参照

近隣応援協定市町村との通信連絡窓口

市 名	関係部署名	電 話 番 号	無 線 電 話
富田林市	危機管理室	0721-25-1000	88-514-8900
松原市	危機管理課	072-337-3151	88-517-8900
羽曳野市	危機管理課	072-958-1111	88-522-2713
藤井寺市	危機管理室	072-939-1190	88-526-8900
大阪狭山市	危機管理室	072-366-0011	88-531-7900
太子町	自治防災課	0721-98-5525	88-540-8900
河南町	危機管理室	0721-93-2500	88-541-8900
千早赤阪村	危機管理課	0721-72-0081	88-542-8900
堺 市	危機管理室	072-228-7605	88-501-8800
柏原市	危機管理課	072-972-1501	88-521-8900

応援協定市町との通信連絡窓口

市 名	関係部署名	電 話 番 号
五 條 市	危機管理課	(代) 0747-22-4001
橋 本 市	危機管理室	(代) 0736-33-1111
米 子 市	防災安全課	(代) 0859-23-5337
多治見市	企画防災課	(代) 0752-22-1111
王 寺 町	防災統括室	(代) 0745-73-2001
平 群 町	総務防災課	(直) 0745-45-1001

避難場所通信連絡窓口（1）

	施 設 名	電話番号	屋外子局呼出番号
中学校	長野中学校	0721-53-2266	—
	東中学校	0721-62-2430	01040
	千代田中学校	0721-54-6000	—
	西中学校	0721-52-2702	—
	加賀田中学校	0721-68-8778	—
	南花台中学校	0721-62-2777	01038
	美加の台中学校	0721-63-7878	01046
小学校	千代田小学校	0721-53-1371	01034
	長野小学校	0721-52-6044	01035
	小山田小学校	0721-53-2527	01036
	天野小学校	0721-52-2528	01037
	高向小学校	0721-52-2129	—
	三日市小学校	0721-62-2429	01039
	加賀田小学校	0721-62-2916	—
	天見小学校	0721-68-8004	01041
	楠小学校	0721-53-8371	01042
	石仏小学校	0721-68-8766	01043
	南花台小学校	0721-63-2511	01044
	川上小学校	0721-62-5353	01045
	美加の台小学校	0721-62-2468	—
幼稚園 保育園	三日市幼稚園	0721-62-2929	—
	汐の宮こども園	0721-52-1414	—
専門学校	錦秀会看護専門学校	0721-21-9015	01047

避難場所通信連絡窓口（２）

	施 設 名	電 話 番 号
公民館	川上公民館	0721-65-1612
	加賀田公民館	0721-62-2116
	高向公民館	0721-54-4548
	千代田公民館	0721-55-1125
	天見公民館	0721-63-4074
	天野公民館	0721-55-6169
	南花台公民館	0721-63-1131
その他	市民総合体育館	0721-65-0121
	福祉センター キタバ錦溪苑	0721-65-0123
	保健センター	0721-55-0301
	滝畑ふるさと文化財の森センター	0721-63-0201
	ノバティホール	0721-56-2360
	ラブリーホール	0721-56-6100
	キタバあやたホール	0721-54-0773
	キックス	0721-54-0001
	みのでホール	0721-50-1203
	くすのかホール	0721-62-7799
	三日市市民ホール（フォレスト三日市）	0721-62-1313

災害時における物品等の供給協力（１）

協 定 先		電 話 番 号
河内長野米友会（代表：千代田米穀店）		0721-52-2179
（株）チェーンストアオークワ	本 社	073-425-2481
	河内長野店	0721-56-6300
コーナン商事（株）		072-274-1621
大阪いずみ市民生活協同組合		072-232-5100
イズミヤ（株）	河内長野店	0721-64-1227
	総務部	06-6657-3323
（株）西友 企業コミュニケーション部		03-3598-7760
（株）関西スーパー	河内長野店	0721-56-2005
	総務チーム	072-772-0341
（株）サンプラザ 三日市駅前店		0721-63-3719
Jパック（株）	避難所設営に必要な 物資の調達	072-923-1388
セッツカートン		072-784-6001
カネ増製菓（株）		0721-53-5381
大阪南農業協同組合農産物直売所 「あすかてくるで河内長野店」		0721-52-3733
株式会社ゼンリン		06-6584-0334
株式会社リンク河内長野営業所		0721-56-4560
有限会社ハットリコーポレーション		072-479-2024
富尾石油株式会社		0725-41-4717
コスモ石油株式会社		06-4390-3301
明治石油株式会社		06-6441-7611
株式会社スタンダード石油大阪販売所		06-6443-1271
大正石油株式会社		0721-55-3852
株式会社セレスポ		06-6258-0050
株式会社サンプラザ		0721-63-3719
株式会社せいき		0721-28-6261
株式会社アレス		0721-50-0088
三協フロンテア株式会社		06-6227-0081

災害時における物品等の供給協力（２）

協 定 先	電 話 番 号
株式会社ナフコ	0721-52-1216
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	06-6910-4560
関西大学・株式会社コノミヤ	06-6968-0561
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	-
大塚製薬株式会社	06-6441-6532
全農エネルギー株式会社	0721-52-1500
一般社団法人大阪府LPガス協会	06-6264-7888
大阪長野運輸協同組合	-
株式会社ナガワ	06-6443-5670
株式会社大阪ケース製作所	0721-54-0702

葬 儀 関 係

協 定 先	電 話 番 号
(株) セルビス (葬儀会館メモリアルホール)	072-223-1199
南海グリーフサポート(株) (葬儀会館ティア)	0721-53-9200

令和6年3月末現在

避難所受け入れ（協定福祉避難所）

協 定 先	電 話 番 号
特別養護老人ホーム寿里苑	0721-52-3888
老人保健施設寿里苑フェリス	0721-62-0700
寿里苑加賀田デイサービスセンター	0721-60-3888
介護老人福祉施設寿里苑フルール	0721-60-0600
特別養護老人ホーム泰昌園	0721-63-0171
特定施設入居者生活介護オーパス	0721-53-5550
老人デイサービスセンター翠浩苑	0721-53-5550
地域密着型特別養護老人ホームクローバーの丘	0721-60-1100
デイホーム寺ヶ池ふれあいの丘	0721-65-1818
特別養護老人ホームスリーハートの丘	0721-56-2391
ワークメイト聖徳園	0721-55-6568
児童発達支援センターしょうとく園	0721-65-1877
特別養護老人ホーム生登福祉ケアセンター	0721-50-0101
美加の台生登福祉ケアセンター	0721-60-0707
あまの園	0721-56-7837
ライフサポートあおぞら	0721-62-8500
かわちながの老人保健施設てらもと総合福祉センター	0721-52-7000
医療法人 ラポール会 青山第二病院	0721-65-0003
くみのき苑千寿	0721-50-1151
医療法人 仁済会 滝谷病院	0721-53-5002
老人保健施設 あかしあ	0721-56-8500
特別養護老人ホームあかしあ	0721-52-0333
ソラスト河内長野	0721-69-0531
コープアイメゾン河内長野	0721-60-5011
地域生活総合支援センターきらら	0721-53-5988
フレッシュながの	0721-52-6700
みなと寮	0721-62-2382
相談支援室 れんげのおか	0721-26-9940

避難所受け入れ（協定福祉避難所【保育】）

協 定 先	電 話 番 号
長野こども学園	0721-52-5917
汐の宮こども園	0721-52-1414
高向こども園	0721-52-5753
あまのこどもえん	0721-52-5819
聖愛保育園	0721-52-2973
大典保育園	0721-63-7403
ちづる保育園	0721-54-5511
観心寺保育園	0721-65-0050
柳風台こども園	0721-53-7960
みのりこども園	0721-62-2200
天宗清見台園	0721-65-6518
美加の台保育園	0721-63-5110
おおさかちよだ保育園	0721-52-1705

避難所受け入れ（協定避難所）

協 定 先	電 話 番 号
サニータウン自治会館	0721-54-6222
清教学園中・高等学校	0721-62-6828
大阪千代田短期大学	0721-52-4141
大阪暁光高等学校	0721-53-5281
流谷区集会所	
上天見集会所	
下天見集会所	

災害時における緊急対策・支援協力

協 定 先	電 話 番 号
関西サイクルスポーツセンター	0721-54-3101
河内長野ガス（株）	0721-53-3561

災害時における災害対策（医療）

協 定 先	電 話 番 号
独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	53-5761（昼）
	53-5764（18:00～）

災害時等緊急放送に関する協定

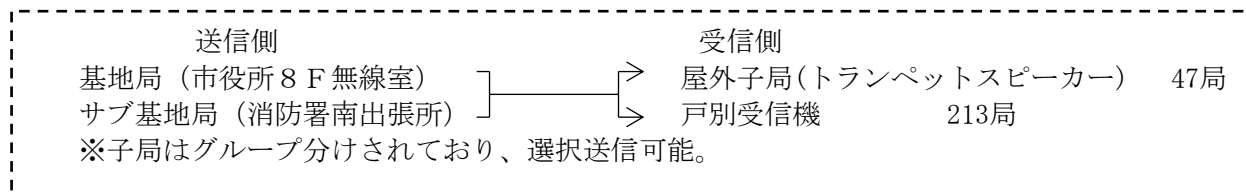
協 定 先	電 話 番 号
（株）ジェイコムウエスト	06-7897-3006
緊急時連絡先（全日 9:30～21:00、年末年始除く）	06-6942-5585
緊急時専用携帯電話	080-5961-0310

災害時における緊急対策・復旧

	協 定 先	電 話 番 号
大阪府電気工事組合 羽曳野支部長野ブロック	森花電気商会	0721-62-3175
	山野電気	0721-21-5467
	山浦電気商会	0721-52-5095
	小坂電気商会	072-237-0180
	(有) 北野電気	0721-52-2190
	徳永電気商会	0721-53-1038
	大浦デンキ	0721-53-1660
	西村電気商会	0721-22-5755
	尾浦電気設備工業	0721-65-1474
	須高電工	0721-54-3338
	河内長野ミリオン電気(株)	0721-53-2588
	北山電気工事(株)	0721-53-7661
	(株) アサヒテクノ	0721-54-1880
	みつもと電設工業	0721-50-1444
	日野電設	0721-55-7676
	山岸電気	0721-69-0756
	寺西電気設備	0721-64-1693
	吉村電気工事	0721-54-3507
河内長野市土木建設協同組 合	(株) 江後建材	0721-53-9100
	(株) カワタニ	0721-65-6124
	幸栄建設(株)	0721-54-6066
	(株) セレクト	0721-54-0398
	(株) 高山組	0721-53-3033
	中央建設(株)	0721-54-1255
	(株) 中谷組	0721-63-9800
	(株) 西端組	0721-54-5639
	部谷工務店(株)	0721-62-2828
	ホクシン道路(株)	0721-63-2714
	(株) 道本工務店	0721-62-3581
アイシン空調(株)		0721-54-1625
(株) 山之内建設		0721-63-0185
(有) 緑勢美建		0721-64-0499
(株) 木谷工務店		0721-63-2651
南大阪建設(株)		0721-63-3687
(株) 建匠		0721-55-6540

2. 市防災行政無線系統及び設置場所

○固定系

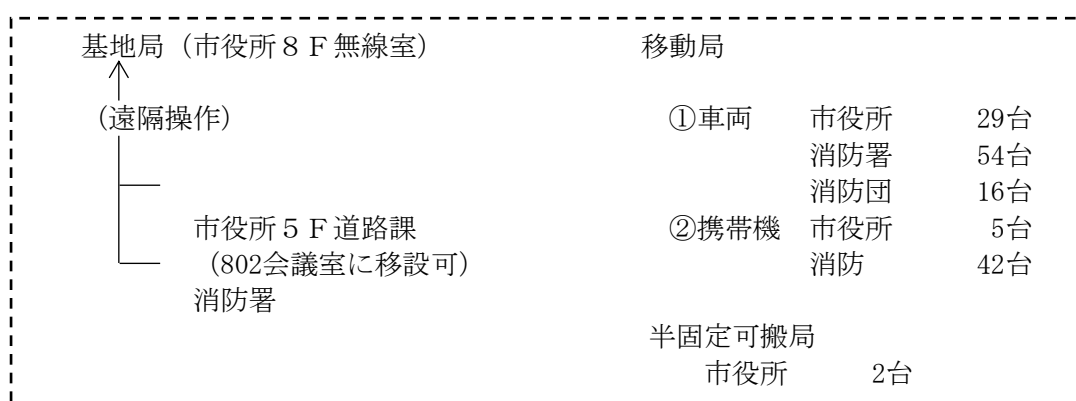


*屋外子局（トランペットスピーカー 47箇所）

名 称	名 称	名 称
1 市役所	18 石見川	35 楠小学校
2 古野	19 汐ノ宮	36 千代田小学校
3 松ヶ丘	20 小山田（あやた）	37 小山田小学校
4 市町	21 下里	38 天野小学校
5 小山田	22 鳩原	39 長野小学校
6 野作町	23 流谷	40 三日市小学校
7 上原町	24 末広町	41 南三日市
8 高向	25 広野	42 東中学校
9 日野	26 河合寺	43 川上小学校
10 天野	27 神ガ丘	44 石仏小学校
11 加賀田	28 太井	45 美加の台中学校
12 滝畑	29 美加の台	46 滝畑南
13 三日市	30 小深	47 天見小学校
14 岩瀬	31 緑ヶ丘	
15 天見	32 南花台小学校	
16 島の谷	33 南花台中学校	
17 寺元	34 錦秀会看護専門学校	

※任意の局を選択して、放送可能である。

○移動系



○河内長野市防災行政無線固定系（戸別受信機）

【指定避難場所等（42箇所）】	
1 長野中学校	21 天見小学校
2 東中学校	22 三日市幼稚園
3 千代田中学校	23 汐の宮こども園
4 西中学校	24 千代田公民館
5 加賀田中学校	25 高向公民館
6 南花台中学校	26 南花台公民館
7 美加の台中学校	27 加賀田公民館
8 千代田小学校	28 川上公民館
9 楠小学校	29 天見公民館
10 長野小学校	30 天野公民館
11 小山田小学校	31 滝畑ふるさと文化財の森センター
12 天野小学校	32 市民総合体育館
13 高向小学校	33 福祉センター錦溪苑
14 三日市小学校	34 保健センター
15 南花台小学校	35 ラブリーホール
16 錦秀会看護専門学校	36 ノバティホール
17 加賀田小学校	37 あやたホール
18 川上小学校美	38 キックス
19 石仏小学校	39 みのでホール
20 美加の台小学校	40 くすのかホール
	41 三日市市民ホール
	42 寺ヶ池公園管理事務所
【市内高等学校（4箇所）】	
1 大阪府立長野高等学校	3 清教学園中・高等学校
2 大阪府立長野北高等学校	4 大阪暁光高等学校
【公共機関（2箇所）】	
1 河内長野警察署	2 河内長野ガス(株)
【消防団員（16箇所）】	
団長	副団長
分団長	
【その他、山間部個人宅（251箇所）】設置地区	
天見地域の一部	清水地区の一部
加賀田地区の一部	滝畑地区の一部
神ガ丘地区の一部	鳩原地区の一部
唐久谷地区の一部	日野地区の一部

3. 大阪府防災行政無線局番号一覧

令和元年度現在

局番号	内線番号	機関名
200	—	府庁【内線電話】
220	—	府庁【防災専用電話】
230	—	府庁【デジタル移動無線】
260	—	水道無線
300	—	三島府民センタービル
301	—	豊能府民センタービル
302	—	泉北府民センタービル
303	—	泉南府民センタービル
304	—	南河内府民センタービル
305	—	中河内府民センタービル
306	—	北河内府民センタービル
500	—	大坂市
501	—	堺市
502	—	岸和田市
503	—	豊中市
504	—	池田市
505	—	吹田市
506	—	泉大津市
507	—	高槻市
508	—	貝塚市
509	—	守口市
510	—	枚方市
511	—	茨木市
512	—	八尾市
513	—	泉佐野市
514	—	富田林市
515	—	寝屋川市
516	—	河内長野市
517	—	松原市
518	—	大東市
519	—	和泉市
520	—	箕面市
521	—	柏原市
522	—	羽曳野市
523	—	門真市
524	—	摂津市
525	—	高石市
526	—	藤井寺市
527	—	東大阪市
528	—	泉南市
529	—	四條畷市
530	—	交野市
531	—	大阪狭山市
532	—	阪南市
533	—	島本町
534	—	豊能町
535	—	能勢町
536	—	志保町
537	—	熊取町
538	—	田尻町
539	—	岬町
540	—	太子町
541	—	河南町
542	—	千早赤阪村

局番号	防災電話番号	機関名
310	—	府立消防学校
313	—	大阪府南部広域防災拠点 (大東市内)
314	—	大阪府中部広域防災拠点 (八尾空港内)
315	—	大阪府北部広域防災拠点 (万博公園内)
316	—	府立インターネットセンター
320	—	西大阪治水事務所
321	—	寝屋川水系改修工営所
322	—	港湾局
325	—	能勢出張所
374	—	箕面川ダム管理所
328	—	彩都工区
327	—	第二名神建設事業所
331	—	大田排水機場
332	—	打上川治水緑地
334	—	松原建設事業所
336	—	狭山池ダム管理事務所
337	—	和泉工区
339	—	尾崎出張所
342	—	神崎川出張所
343	—	正蓮寺川工区
344	—	毛馬排水機場
345	—	安治川水門
346	—	木津川水門
347	—	尻無川水門
348	—	正蓮寺水門
349	—	六軒家水門
350	—	三軒家水門
351	—	旧渚名川排水機場
352	—	出来島水門
355	—	番田水門
353	—	高見機場
354	—	西島水門
356	—	南部工区
357	—	東部工区
358	—	北部工区【淀野川分水路排水機場】
359	—	寝屋川治水緑地
360	—	泉智川治水緑地
361	—	花園多目的遊水地
364	—	北部流域下水道事務所
366	—	東部流域下水道事務所
368	—	南部流域下水道事務所
369	—	南大阪湾岸流域下水道事務所
372	—	安威川ダム建設事務所
377	—	眠部緑地
378	—	寝屋川公園
379	—	久宝寺緑地
380	—	大島緑地
381	—	浜寺公園
383	—	堺泉北港湾事務所
384	—	阪南港湾事務所 阪南G
386	—	阪南港湾事務所 深日G
388	—	岸和田水門
389	—	船舶廃油処理場
391	—	淀野ダム管理事務所【新設無線】

局番号	防災電話番号	機関名
400	—	大阪市消防局
402	—	岸和田市消防本部
403	—	豊中市消防本部
404	—	池田市消防本部
405	—	吹田市消防本部
406	—	泉大津市消防本部
407	—	高槻市消防本部
408	—	貝塚市消防本部
411	—	茨木市消防本部
412	—	八尾市消防本部
413	—	泉佐野市消防本部
414	—	富田林市消防本部
416	—	河内長野市消防本部
417	—	松原市消防本部
418	—	和泉市消防本部
419	—	堺市消防本部
420	—	箕面市消防本部
421	—	摂津市消防本部
424	—	東大阪市消防本部
427	—	島本町消防本部
428	—	泉南市消防本部
429	—	四條畷市消防本部
430	—	交野市消防本部
431	—	大阪狭山市消防本部
433	—	藤井寺消防本部
434	—	豊能町消防本部
436	—	忠岡町消防本部
437	—	熊取町消防本部
441	—	富田林市消防組合消防本部
444	—	堺市高石市消防組合消防本部
445	—	守口市門真市消防組合消防本部
446	—	枚方寝屋川消防組合消防本部
447	—	和泉市泉佐野市市消防組合消防本部
448	—	阪神消防組合消防本部

600	—	池田保健所
603	—	豊中保健所
604	—	吹田保健所
607	—	茨木保健所
609	—	枚方保健所
610	—	寝屋川保健所
611	—	守口保健所
613	—	四條畷保健所
615	—	八尾保健所
618	—	藤井寺保健所
620	—	富田林保健所
622	—	和泉保健所
625	—	岸和田保健所
627	—	泉佐野保健所

局番号	内線番号	機関名
府庁	200	府庁【内線電話】
府庁	220	府庁【防災専用電話】
府庁	230	府庁【デジタル移動無線】
府庁	260	水道無線
府民センター	300	三島府民センタービル
府民センター	301	豊能府民センタービル
府民センター	302	泉北府民センタービル
府民センター	303	泉南府民センタービル
府民センター	304	南河内府民センタービル
府民センター	305	中河内府民センタービル
府民センター	306	北河内府民センタービル

500	—	大坂市
501	—	堺市
502	—	岸和田市
503	—	豊中市
504	—	池田市
505	—	吹田市
506	—	泉大津市
507	—	高槻市
508	—	貝塚市
509	—	守口市
510	—	枚方市
511	—	茨木市
512	—	八尾市
513	—	泉佐野市
514	—	富田林市
515	—	寝屋川市
516	—	河内長野市
517	—	松原市
518	—	大東市
519	—	和泉市
520	—	箕面市
521	—	柏原市
522	—	羽曳野市
523	—	門真市
524	—	摂津市
525	—	高石市
526	—	藤井寺市
527	—	東大阪市
528	—	泉南市
529	—	四條畷市
530	—	交野市
531	—	大阪狭山市
532	—	阪南市
533	—	島本町
534	—	豊能町
535	—	能勢町
536	—	志保町
537	—	熊取町
538	—	田尻町
539	—	岬町
540	—	太子町
541	—	河南町
542	—	千早赤阪村

640	—	府立急性期・総合医療センター
641	—	大阪大学付属病院
642	—	府立呼吸器センター（府立会館内）
643	—	三島救命救急センター
644	—	関西医科大学付属済生病院
645	—	中河内救命救急センター
646	—	近畿大学医学部附属病院
647	—	市立堺病院
648	—	大阪府立総合医療センター（市立泉佐野病院）
649	—	大阪府立総合医療センター
650	—	国立病院機構 大阪医療センター
651	—	大阪赤十字病院
652	—	大阪府立大学医学部附属病院

府	661	—	府立精神医療センター
の	662	—	府立成人病院センター
病	663	—	府立呼吸器・アレルギー医療センター
院	664	—	府立母子保健総合医療センター
等	666	—	大阪府救急医療情報センター

無線電話のかけ方

- ① 市役所から府庁（内線電話）へ
：88-200-内線電話
- ② 市役所から府庁（防災専用電話）へ
：88-220-防災電話番号
- ③ 市役所から府民センター・他市町村へ
：88-相手先局番号-内線電話

4. 非常通信経路

大阪府地域防災計画 関連資料（令和4年3月修正）

発信 (市町村)	非常通信経路（中継）				着信 (大阪府)
河内長野市 危機管理課	——	市消防本部 (指令管制室)	——	大阪市消防局 (指令情報センター)	大阪府
	0.5K	河内長野警察署 (総務課)	——	大阪府警察本部 (通信司令室)	
	1.5K	南海河内長野駅	~~~~	南海電鉄本社 (運輸指令)	

.... ; 使走区間 —— ; 無線区間 ~~~~ ; 有線区間

資料 5. 輸送

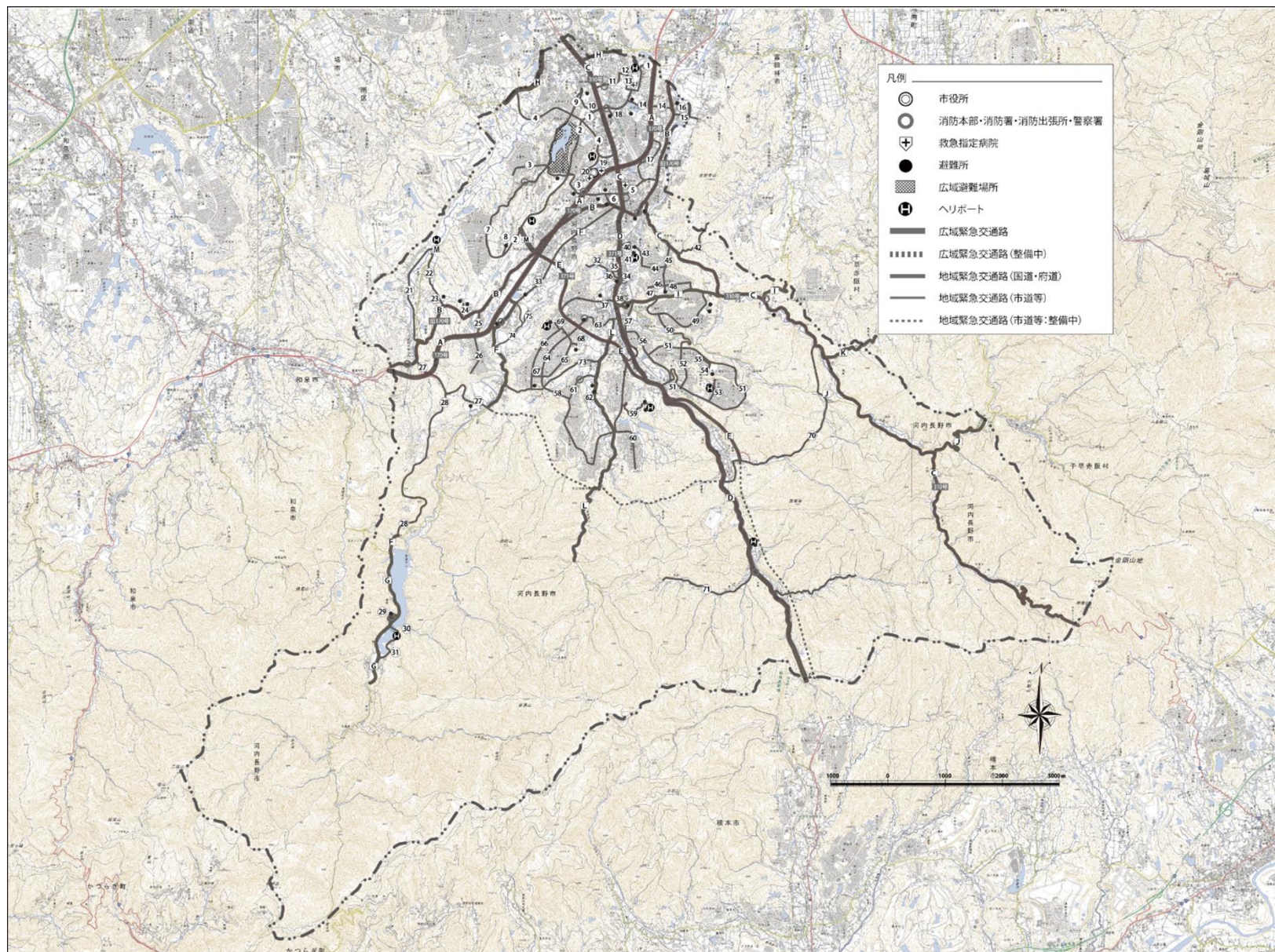
1. 公用車の保有状況

令和 5 年 1 2 月 現 在 単位：台

自 動 車 の 種 別	用 途	車 体 の 形 状	台 数 ()内は上下水道事業分
軽自動車	乗 用	ステーションワゴン	7
	乗 用	箱 型	6
	貨 物	バン	43 (11)
	貨 物	キャブオーバ	3 (3)
	貨 物	ピックアップ	1
	貨 物	ダンプ	2 (1)
	特種用途	糞尿車	1
	特種用途	道路作業車	1
	計		64 (15)
小型自動車	乗 用	ステーションワゴン	1 (1)
	貨 物	バン	4
	貨 物	キャブオーバ	1
	貨 物	ダンプ	0 (1)
	計		6 (2)
普通自動車	乗 用	ステーションワゴン	2
	乗 用	リヤーエンジン	1
	貨 物	キャブオーバ	0
	貨 物	ダンプ	2
	特種用途	公共応急作業車	3
	特種用途	道路作業車	2
	特種用途	図書館車	1
	計		11
小 型 特 殊			7
普通特殊（給水タンク車ほか）			0 (1)
大 型 特 殊			1
合 計			89 (18)

※ 消防車両は除く

2. 緊急交通路路線



緊急交通路路線一覧表

番号	路線名等	起点	終点
A	国道170号	天野町1035	市町1122
B	国道（旧）170号	天野町1035	汐の宮町22
C	国道310号	松ヶ丘東町1494	本町36-2
		本町315-8	石見川532-2
D	国道371号	長野町20-4	天見1345-1
E	国道371号バイパス	石仏1083-2	上原町471-3
F	府道河内長野かつらぎ線	錦町300	高向910-5
		高向335-4	日野776-2
		滝畑160	滝畑253-9
G	府道堺かつらぎ線	滝畑247	滝畑1587-4
H	府道富田林泉大津線	木戸3丁目933-15	松ヶ丘東町1316-4
		桐ヶ丘1864	小山田町5458-9
I	府道東阪三日市線	三日市町240-2	寺元129-4
J	府道河内長野千早城跡線	鳩原330	鳩原348-2
		小深116-2	小深191-2
K	府道中津原寺元線	鳩原852-2	鳩原1096
L	府道加賀田片添線	西片添町73	加賀田1482-2
M	府道大野天野線	下里町801	下里町459-2
		上原町470-3	小山田町375-20
1	市道貴望ヶ丘病院住宅線	楠町西850-2	木戸町677-1
2	市道貴望ヶ丘小山田線	千代田台町829-2	小山田町2302
3	市道野作赤峯下里線	西之山町1166	小山田町2649-154
4	市道原町狭山線	原町473-4	小山田町5458-1
5	市道野作向野線	野作町962	向野町496
6	市道西代2号線	西代町746-4	西代町771-10
7	市道サニータウン1号線	小山田町2527-1	小山田町2364-4
8	市道小山田東峰3号線	小山田町1769-1	小山田町1848
9	市道松ヶ丘小山田広野線	楠町西1085-3	小山田町2528-4
10	市道千代田松ヶ丘線	楠町西5581-3	楠町西1055-3
11	市道柳風台1号線	市町1717-1	市町1415-5
12	市道柳風台5号線	市町1415-10	市町1442-4
13	市道木戸鳴尾線	市町1441-2	木戸町677-2
14	市道汐の宮滝谷1号線	汐の宮町315	千代田南町632-9
15	市道汐の宮3号線	汐の宮町90-11	汐の宮町166
16	市道汐の宮7号線	汐の宮町58-1	汐の宮町51-2
17	市道市町向野線	市町699-2	向野町764

番号	路線名等	起点	終点
18	市道千代田駅前自転車駐車場線	木戸町401-4	木戸町403-3
19	市道西の山原線	原町545-1	原町559-5
20	市道野作台4号線	原町396-3	原町840
21	市道門前下里1号線	天野町985-6	下里町912-1
22	市道東谷線	下里町610-2	下里町670-1
23	市道下里口上条線	下里町291-3	天野町319-2
24	市道天野下里1号線	下里町268-4	下里町340
25	市道広野団地1号線	小山田町146-2	小山田町117-3
26	市道グリーンヒルズ1号線	旭ヶ丘259-699	旭ヶ丘1-121
27	市道天野山日野線	天野町1009-1	日野1462-1
28	市道天野滝畑線	天野町1436-2	滝畑236-2
29	市道堂村1号線	滝畑483-17	滝畑543-3
30	市道東の村線	滝畑584-5	滝畑2012-1
31	市道中村西の村線	滝畑1973-3	滝畑1769
32	市道三日市高向線	上田町147	上田町794-11
33	市道高向8号線	高向912-4	高向328-2
34	市道上田3号線	上田町171-2	上田町130
35	市道上田8号線	上田町98-9	上田町102-2
36	市道長野小塩線	上田町150	上田町148
37	市道三日市1号線 (楠ヶ丘内道路含む)	三日市町1141-2	楠ヶ丘1924-280
38	市道三日市2号線	三日市町231-6	三日市町220-1
39	市道三日市喜多線	三日市町1122-1	喜多町108-1
40	市道喜多6号線	喜多町198-2	喜多町104-4
41	市道原町喜多線	喜多町99-2	喜多町58-3
42	市道河合寺竜泉寺線	河合寺600-1	末広町624
43	市道楠翠台1号線	喜多町57-1	大師町85-1
44	市道楠翠台2号線	大師町85-98	大師町85-254
45	市道楠台1号線	河合寺274-4	日東町623-683
46	市道楠台2号線	日東町623-623	日東町623-88
47	市道楠台4号線	三日市町560-15	日東町623-635
48	市道楠台21号線	日東町623-89	日東町623-95
49	市道清見台1号線	三日市町556-4	清見台2丁目9
50	市道清見台美加の台線	清見台5丁目4-1	美加の台2丁目974-29
51	市道美加の台1号線	石仏187-1	美加の台1丁目1152-120

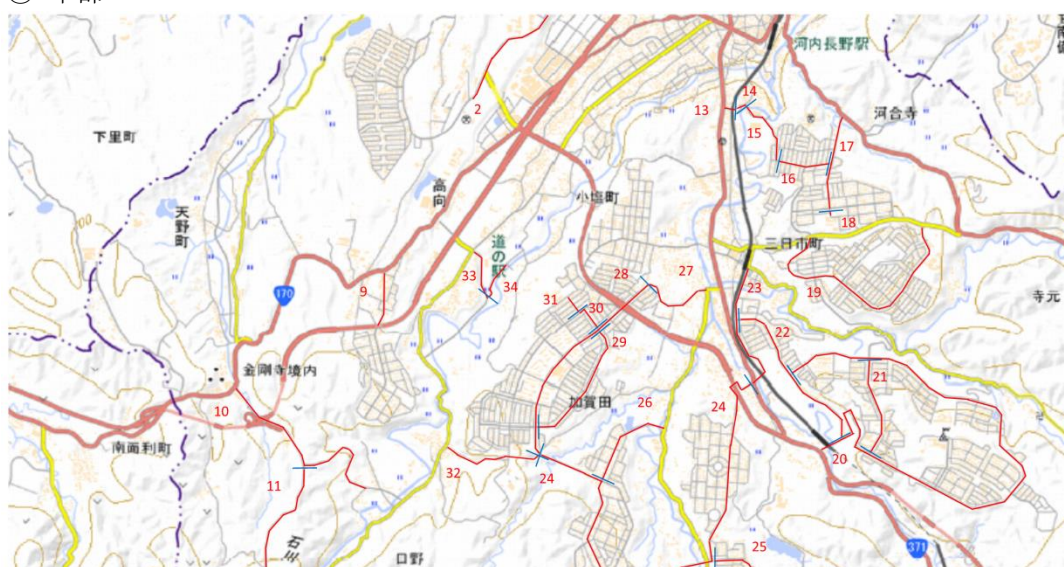
番号	路線名等	起点	終点
52	市道美加の台 2 号線	美加の台 1 丁目35-71	美加の台 2 丁目974-54
53	市道美加の台 6 号線	美加の台 7 丁目234-4	美加の台 6 丁目930-110
54	市道美加の台45号線	美加の台 2 丁目 974-313	美加の台 2 丁目974-425
55	市道美加の台49号線	美加の台 2 丁目 974-313	美加の台 2 丁目974-292
56	市道片添美加の台線	中片添町1294	美加の台 1 丁目 1-18
57	市道三日市青葉台線	三日市町33- 1	片添町1124- 1
58	市道小塩青葉台線	高向2201-13	石仏1122- 1
59	市道青葉台 2 号線（学校進入路含む）	北青葉台768-194	北青葉台768-128
60	市道青葉台ハイツ 1 号線	南青葉台3969-57	南青葉台858-52
61	市道イトーピア 1 号線	加賀田490- 1	大矢船北町2801-183
62	市道矢伏線	加賀田575- 1	加賀田2812
63	市道小塩南花台線	小塩町125- 1	南花台 1 丁目440-258
64	市道南花台 1 号線	南花台 1 丁目440-117	南花台 4 丁目1958-213
65	市道南花台 2 号線	南花台 1 丁目3635-51	南花台 4 丁目1958-207
66	市道南花台 3 号線	南花台 1 丁目3711-75	日野1376- 1
67	市道南花台16号線	南花台 4 丁目1958-327	南花台 4 丁目1958-245
68	市道南花台34号線	南花台 1 丁目3711-110	南花台 1 丁目3635-57
69	市道南花台53号線	南花台 1 丁目2108-62	南花台 1 丁目2108- 9
70	市道千早口鳩原線	清水17- 1	寺元677
71	市道流谷線	天見1675- 3	流谷363
72	市道島の谷線	天見1507- 1	天見826- 1
73	市道日野加賀田線	日野1375- 3	加賀田3387
74	市道宮の下古保線	高向308-4	高向363-12
75	市道宮の下線	高向3074	高向1218-3

3. 緊急輸送道路路線

① 北部



② 中部



③ 南部



緊急輸送道路路線一覧表

番号	市町村	道路名称	起点	終点
1	河内長野市	貴望ヶ丘病院住宅線	北貴望ヶ丘850-93	木戸1丁目677-1
2	河内長野市	貴望ヶ丘小山田線	千代田台町829-1	小山田町375-8
3	河内長野市	野作赤峯下里線	昭栄町892-1	小山田町451-156
4	河内長野市	原町狭山線	原町一丁目473-4	小山田町5458-12
5	河内長野市	野作向野線	西之山町994	古野町498-1
6	河内長野市	汐の宮3号線	汐の宮町90-11	汐の宮町166
7	河内長野市	市町向野線	市町699-2	向野町765
8	河内長野市	野作台4号線	西之山町1144	西之山町1075
9	河内長野市	広野団地1号線	小山田町146-2	上原町119-61
10	河内長野市	天野山日野線	天野町1009-1	日野1191-1
11	河内長野市	天野滝畑線	天野町1436-2	滝畑211-2
12	河内長野市	東の村線	滝畑584-2	滝畑2019
13	河内長野市	喜多6号線	喜多町198-2	喜多町98-4
14	河内長野市	原町喜多線	喜多町98-3	喜多町58-3
15	河内長野市	楠翠台1号線	喜多町56-1	大師町85-399
16	河内長野市	楠翠台2号線	大師町85-98	大師町85-248
17	河内長野市	楠台1号線	河合寺274-4	日東町623-456
18	河内長野市	楠台21号線	日東町623-89	日東町623-95
19	河内長野市	清見台1号線	三日市町556-1	清見台2丁目374
20	河内長野市	美加の台1号線	石仏187-1	美加の台1丁目1152-120
21	河内長野市	美加の台2号線	美加の台1丁目35-71	美加の台2丁目974-27
22	河内長野市	片添美加の台線	中片添町1294	美加の台1丁目1-4
23	河内長野市	三日市青葉台線	三日市町33-5	石仏1124-1
24	河内長野市	小塩青葉台線	高向2092	加賀田199-4
25	河内長野市	青葉台ハイツ1号線	南青葉台3969-57	南青葉台848-52
26	河内長野市	イトーピア1号線	加賀田491-1	大矢船北町2801-198
27	河内長野市	小塩南花台線	小塩町123-1	南花台1丁目440-318
28	河内長野市	南花台1号線	南花台1丁目440-116	南花台4丁目1958-539
29	河内長野市	南花台2号線	南花台1丁目440-69	南花台4丁目1958-550
30	河内長野市	南花台3号線	南花台1丁目3711-75	南花台6丁目2108-62
31	河内長野市	南花台53号線	南花台6丁目2108-80	南花台6丁目2108-170
32	河内長野市	日野加賀田線	日野366-1	南花台4丁目1958-678
33	河内長野市	宮の下古保線	高向308-2	高向3074
34	河内長野市	宮の下線	高向3069	高向3071

※地域緊急交通路（市指定）から選定

4. 緊急通行車両確認証明書及び標章

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
大阪府知事			印	
大阪府公安委員会				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
使 用 者	住 所	() 局 番		
	氏 名			
通 行 日 時				
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2繰下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5. 災害時用臨時ヘリポート候補地

○災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）
 - 2 地面斜度 6 度以内のこと。
 - 3 離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること。
[必要最小限度の地積]
 - ◎大型ヘリコプター・・・100m四方の地積
※自衛隊（CH-47、MV-22など）
 - ◎中型ヘリコプター・・・50m四方の地積
※自衛隊（UH-1、UH-60など）、消防・警察・ドクターヘリ等
 - ◎小型ヘリコプター・・・30m四方の地積
※自衛隊（OH-6 など）、消防・警察・ドクターヘリ等については機種による。
 - 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
 - 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
※高圧線及び鉄塔等の上空から目視（視認）しにくい障害物
 - 6 車両（大型）等の進入路があること。
 - 7 林野火災における空中消火基地の場合
 - ①水利、水源に近いこと。
 - ②複数の駐機が可能なこと。
 - ③補給基地が設けられること。（大型車両の進入路ができる場所）
 - ④気流が安定していること。
- ◎なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。
- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
 - 2 着陸点にはHを表示すること。
 - 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。
 - 4 離着陸地及び離着陸時の飛行経路上に飛散物（テントやシート等）が発生しないこと。また、同地域内に関係者以外の人員がいないこと並びに車両がないこと。
 - 5 離着陸において視界が良好であること。（霧・霜などが発生していないこと。）

災害時用臨時ヘリポート候補地

候補地名称	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ (m)	備考
河内長野市立 大師総合運動場	大師町885-2	文化・スポーツ 振興課	0721- 65-0122	140×140	大型 駐機可能
府立長野北高校	木戸東町3-1	大阪府立長野北 高等学校	0721- 54-2781	125×90	大型 駐機可能
府立長野高校	原町二丁目1-1	大阪府立長野 高等学校	0721- 53-7371	140×70	大型 駐機可能
河内長野市立 南花台中学校	南花台六丁目6- 1	南花台中学校	0721- 62-2777	110×65	中型以下 駐機可能
河内長野市立 美加の台中学校	美加の台七丁目 2-1	美加の台中学校	0721- 63-7878	150×100	大型 駐機可能
河内長野市立 加賀田中学校	石仏570	加賀田中学校	0721- 68-8778	120×100	大型 駐機可能
河内長野市立 天見小学校	天見2370-1	天見小学校	0721- 68-8004	50×50	中型以下 駐機可能
河内長野市立滝 畑ふるさと文化 財の森センター 多目的広場	滝畑地内河川敷 右岸	滝畑ふるさと文化 財の森センター	0721- 63-0201	100×30	中型以下 駐機可能
河内長野市立 下里総合運動場	下里町892-3	文化・スポーツ 振興課	0721- 65-0122	130×75	大型 駐機可能

資料 6. 医療・社会福祉

1. 主な市内医療機関一覧

令和 5 年 1 月 2 日現在

医療機関名	住所	電話番号
青山第二病院	喜多町 192-1	0721-65-0003
老人保健施設あかしあ	あかしあ台 2-6-11	0721-56-8500
朝田整形外科	西之山町 10-29	0721-54-1575
いいたに小児科	あかしあ台 1-24-10	0721-56-1189
池田内科医院	南花台 3-6-50	0721-63-3969
石倉医院	緑ヶ丘中町 8-6	0721-54-4161
今岡クリニック	木戸 1-1-3 宮阪ビル 2F	0721-52-1102
江富眼科	菊水町 2-6 荒川菊水ビル 3F	0721-50-1166
追矢クリニック	木戸 1-6-5	0721-52-0108
大阪南医療センター	木戸東町 2-1	0721-53-5761
大谷整形外科	木戸西町 2-7-7	0721-55-7727
大橋眼科	木戸西町 2-1-26 小澤ビル 1F	0721-50-0055
医療法人敬任会 南河内おか病院	木戸東町 1-1	0721-55-1221
奥田整形外科	木戸西町 3-1-15 山原ビル 2F	0721-54-2003
尾崎医院	本町 29-27	0721-52-2349
小田医院	中片添町 38-5	0721-63-5350
柿木耳鼻咽喉科	西之山町 8-58 1F	0721-50-4649
かたせ内科クリニック	本多町 5-34	0721-53-1900
勝部クリニック	西之山町 2-29	0721-53-2121
加藤医院	三日市町 206-1	0721-65-6070
川崎眼科	三日市町 1118-1 2F	0721-69-0113
かわにしクリニック	汐の宮町 4-10	0721-55-3710
かんべ診療所	三日市町 405-7	0721-64-8988
木田形成外科皮膚科クリニック	長野町 2-12	0721-50-4112
楠本医院	木戸西町 3-1-1	0721-52-0550
栗本皮膚科医院	中片添町 3-4	0721-65-1852
小林診療所	美加の台 1-38-6	0721-63-3072
五味内科クリニック	長野町 5-1 ノバティながの南館 3F	0721-56-0800
斎田マタニティークリニック	昭栄町 1-19	0721-55-7000
桜井耳鼻咽喉科	長野町 7-24	0721-54-5771
さくらもと眼科	木戸 3-41-10	0721-50-1146
笹井内科	小山田町 631-1	0721-53-1000
佐野耳鼻咽喉科	千代田南町 8-3	0721-52-3387
澤田病院	長野町 7-11	0721-53-2313

医療機関名	住所	電話番号
三軒医院	寿町 3-46	0721-52-2252
七野整形外科医院	南青葉台 18-18	0721-63-6925
清水クリニック	美加の台 1-34-5	0721-63-9356
寿里苑診療所	小山田町 448-2	0721-52-3888
すなみクリニック	喜多町 193-1	0721-62-8711
たかいクリニック内科・眼科	松ヶ丘東町 1805-1	0721-50-1119
滝谷病院	松ヶ丘中町 1453	0721-53-5002
たなか小児科 ほほえみクリニック	本町 15-5 本町山本ビル 1F	0721-26-7801
田中整形クリニック	三日市町 243-1	0721-62-7575
てらもと医療リハビリ病院	喜多町 14-1	0721-63-0101
寺元記念病院	古野町 4-11	0721-50-1111
てらもと総合福祉センター	小山田町 1701-1	0721-52-7000
ながい泌尿器科クリニック	本多町 5-33	0721-50-1177
なかたにクリニック	三日市町 160	0721-63-6825
中野皮フ科医院	西代町 1-21 3F	0721-52-1112
ナカノレディスクリニック	北貴望ヶ丘 3-20	0721-53-1635
中林医院	南花台 8-5-5	0721-62-3838
なみかわクリニック	西之山町 1-22	0721-54-6155
西野テラードクリニック	長野町 4-1	0721-50-0250
西村小児科	木戸 1-6-1 澤田ビル 1F	0721-56-1770
柏友千代田クリニック	木戸西町 2-1-25	0721-55-0515
橋本眼科医院	西代町 1-21	0721-55-0750
はぶ医院	本多町 1-45 シェーネスハイム日野谷 101	0721-56-2220
福岡内科クリニック	北青葉台 43-30	0721-65-0360
ふくだ眼科	西之山町 8-58 2F	0721-52-0880
藤林医院	本町 8-5	0721-52-2539
松尾クリニック	南花台 1-17-9	0721-63-4130
松尾皮膚科医院	木戸西町 2-1-26 2F	0721-55-1460
松本医院	荘園町 12-8	0721-53-0345
水野クリニック	千代田台町 6-1	0721-53-6420
溝口医院	楠町西 5583	0721-53-2155
みやざき整形外科	松ヶ丘東町 1805-1	0721-50-1336
森川クリニック	北青葉台 29-3	0721-62-1555
森本小児科医院	三日市町 481-147	0721-64-0390
矢ヶ崎小児科・アレルギー科	三日市町 56-16	0721-60-3300
山片医院	南花台 1-13-17	0721-62-3435
山片診療所	大矢船中町 38-1	0721-62-2553

医療機関名	住所	電話番号
山上クリニック	木戸西町 2-1-23 千代田セントラルビル 1F	0721-54-4772
山口診療所	汐の宮町 19-10	0721-52-5719
山本医院	千代田南町 6-8	0721-52-6407
よこうちクリニック	菊水町 2-33	0721-50-2810
よしかわ眼科クリニック	三日市町 241-1	0721-63-7393
よしふじ内科	上原西町 24-1	0721-55-3522
やすらぎ病院	小山田町 379-5	0721-55-0200

参考・その他医療機関等

医療機関等	住所	電話番号
休日急病診療所	木戸東町 2-1	0721-55-0300
保健センター	木戸東町 2-1	0721-55-0301
(一社) 河内長野市医師会	菊水町 2-13	0721-54-1550

2. 主な市内歯科医院一覧

令和5年12月1日現在

歯科医院名	住所	電話番号
三谷歯科医院	西代町9-1	0721-53-8111
千葉歯科医院	千代田南町8-20	0721-52-5033
荒川歯科医院	菊水町2-6	0721-53-8627
生地歯科	三日市町237-1	0721-65-6061
棕本歯科医院	栄町27-14	0721-54-6515
とみやま歯科	三日市町235-4	0721-65-0487
寒川歯科医院	本町22-20 優智ビル1F	0721-54-1668
中谷歯科医院	西代町12-43 大洋ビル2F	0721-55-1511
西浦歯科	上原町956-8	0721-53-8841
藤田歯科医院	美加の台1-34-7	0721-68-8948
南歯科医院	長野町3-1	0721-55-1081
さわだ歯科	本多町4-5 アプティ2番館1F	0721-52-5137
牛嶋歯科医院	南花台1-24-5	0721-64-0100
西川歯科医院	西之山町4-8	0721-52-2202
フルヤ歯科医院	木戸1-6-22	0721-52-4618
森本歯科医院	昭栄町8-5	0721-56-0028
梅崎歯科	木戸西町2-2-1	0721-53-9222
上堂歯科医院	本町8-19	0721-52-5552
なかの歯科クリニック	清見台5-10-1	0721-63-5277
かわはら小児歯科	南貴望ヶ丘25-6	0721-54-0648
永田歯科医院	南花台1-1-11	0721-63-6363
いぬい歯科医院	西之山町13-21	0721-52-4500
上嶋歯科医院	南花台3-6-10 コノミヤ南花台ショッピングセンター2F	0721-62-3670
尾畑歯科医院	三日市町139-1 グランドール木下1F	0721-65-6404
土居歯科医院	西之山町4-23 アルトリーベ2F	0721-56-5319
うつみ歯科医院	あかしあ台1-8-18	0721-56-0118
古谷矯正歯科	長野町4-7	0721-56-8888
近藤歯科医院	汐の宮町92-14	0721-53-6480
たに歯科医院	西之山町6-5	0721-56-4181
井上歯科	南花台1-16-10	0721-65-1118
中田歯科医院	北青葉台4-10	0721-63-3964
くにし歯科医院	松ヶ丘中町1317-1	0721-55-6777
吉本歯科	南花台1-14-1	0721-62-4500
坂口歯科医院	市町764-1	0721-54-6328
いまい歯科クリニック	南貴望ヶ丘18-18	0721-55-7177

歯科医院名	住所	電話番号
かのう歯科クリニック	小山田町 3079-21	0721-50-2525
中家歯科医院	上田町 93- 7	0721-62-2485
あすか歯科医院	美加の台 1 -38- 4	0721-69-0648
林田歯科	大矢船中町 28-11	0721-64-1739
ふくしげ歯科	松ヶ丘中町 1290- 1 コノミヤ河内長野店 2F	0721-52-1100
やまもと歯科	中片添町 41- 6	0721-63-6480
中西歯科クリニック	松ヶ丘東町 1805- 1	0721-54-1181
てらもと歯科	木戸西町 1 - 1 -35 司ビル 2F	0721-50-0080
平尾歯科	三日市町 56-18	0721-81-8148
安本歯科医院	緑ヶ丘中町 8 - 7	0721-50-1972
うえむら歯科クリニック	小山田町 451-156	0721-52-0118
廣瀬歯科診療所	野作町 3 -70	0721-54-6839
たまき歯科クリニック	楠町東 1681- 3	0721-56-8181
寺元記念病院	古野町 4 -11	0721-50-1111
久保歯科医院	西之山町 1 -26	0721-53-5584
とのもと歯科医院	木戸 1 - 8 - 1 千代田プラザ 1F	0721-53-8606

3. 主な市内薬品調達先

令和5年12月1日現在

薬局名	住所	電話番号
アイン薬局 河内長野店	本多町175-1 シェーネスハイム日野谷1F	0721-54-1283
あかしあ薬局	あかしあ台1-16-8	0721-53-3955
アポロ薬局千代田店	木戸西町2-1-23	0721-55-2450
アンズ調剤薬局	南花台3-6-52	0721-62-5300
イルカ薬局	木戸町683-4	0721-52-0866
ウエルシア薬局 河内長野滝谷店	木戸3-30-17	0721-52-0460
ウエルシア薬局 河内長野千代田店	原町2-3-6	0721-50-1050
ウエルシア 河内長野西片添店	西片添町12-25	0721-60-2039
上田薬局	大矢船中町3-8	0721-64-8303
エコ薬局三日市町店	中片添町3-5	0721-63-6677
エムハート薬局青葉台店	北青葉台29-3	0721-62-6579
小川薬局	三日市町235-7	0721-62-2612
オリーブ薬局	木戸西町2-1-27	0721-50-1102
ガーベラ薬局	千代田台町3-1	0721-68-7730
かるがも薬局河内長野店	三日市160-2	0721-26-8000
漢方サカグチ薬局	木戸1-1-5	0721-54-0605
キタバ薬局 河内長野店	西之山町7-2	0721-50-0085
キタバ薬局 大阪南医療センター前店	木戸町678-1	0721-53-3921
清見台保健薬局	清見台1-15-7	0721-63-7149
くるみ薬局	喜多町193-2	0721-65-1633
グリーン薬局	木戸西町3-1-15 山原ビル1F	0721-53-3045
幸生堂薬局 長野店	西代町1-23	0721-55-7045
幸生堂薬局 汐の宮店	汐の宮町4-6	0721-54-0600
幸生堂薬局 滝谷店	松ヶ丘東町1805-1	0721-52-1212
コクミン薬局 大阪南医療センター前店	木戸町678-1	0721-52-0593
ごんべえドリ薬局	楠町東444-4 シティコート古谷1F	0721-52-1601
サカグチ薬局 千代田東店	木戸1-6-1 ファミリーマート前	0721-50-0058
三光天薬局 三日市店	三日市町243-1	0721-81-7735
サン薬局	本町27-10	0721-52-1139
成光堂薬局	西之山町2-10	0721-56-1567
だいちゃん薬局	汐の宮町20-44	0721-56-5350
だいちゃん薬局2号店	菊水町2-6 荒川菊水ビル1-B	0721-55-2686
コクミン薬局 千代田店	木戸1-33-16	0721-53-2033
ツバキ薬局	本多町1-33	0721-52-0350
寺ヶ池薬局	小山田町451-156寺ヶ池スクエア	0721-56-7008

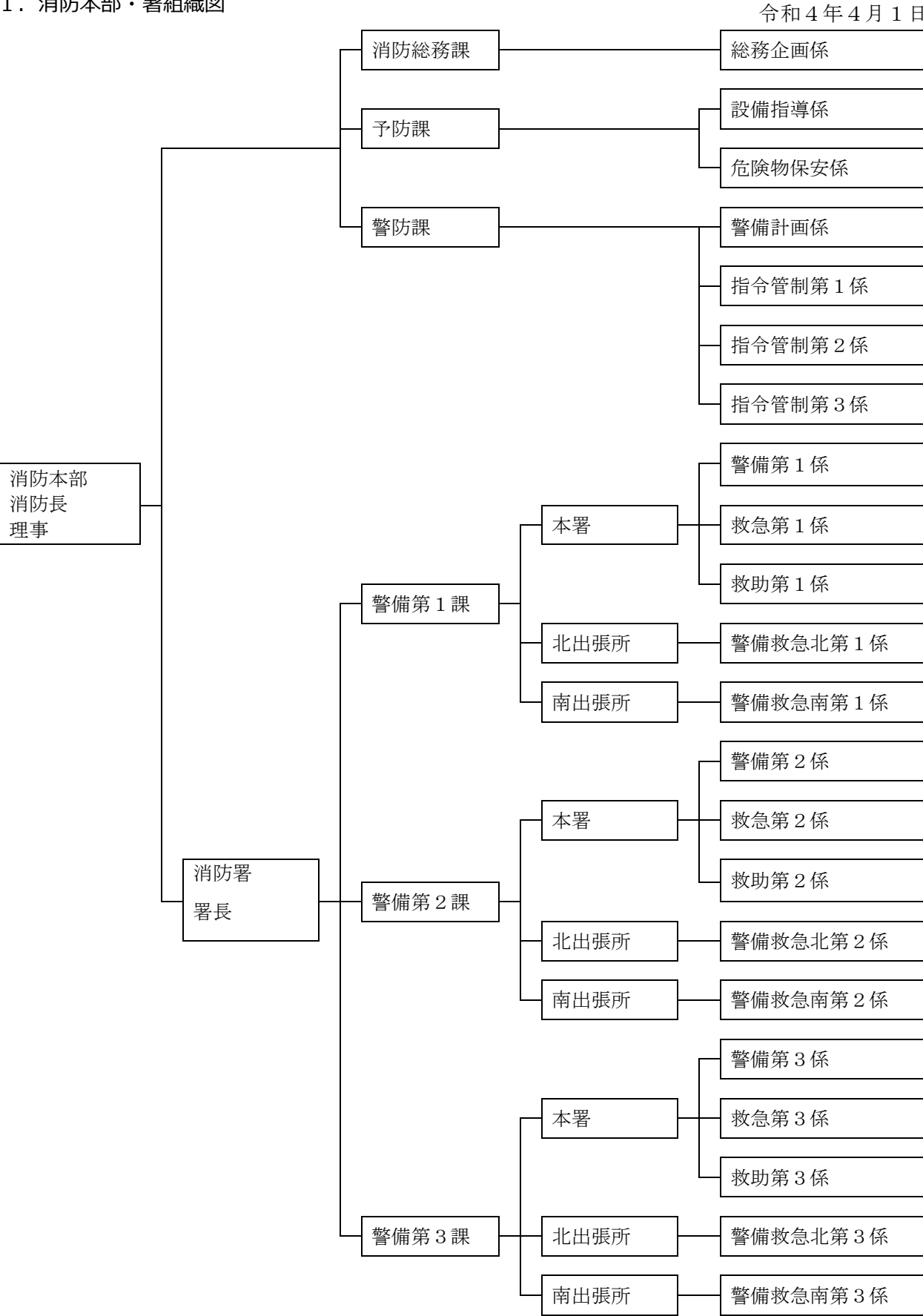
薬局名	住所	電話番号
長野台薬局	緑ヶ丘中町 8-23	0721-54-1778
ハロー千代田薬局	木戸 1-33-12	0721-55-0086
ファーマシィ薬局ながの	長野町 7-7	0721-50-4511
美加の台薬局	美加の台 1-38-2	0721-64-0493
ミドリ薬局	千代田南町 1-12	0721-53-2259
ミント薬局	西之山町 1-15	0721-56-4934
ヤナセ薬局 南花台店	南花台 1-17-11	0721-63-5854
ヤナセ薬局 河内長野駅前店	長野町 5-1-103ノバティながの南館 1 階	0721-52-2506
ヤナセ薬局 三日市駅前店	三日市町56-16高岸ビル 1 F	0721-65-1571
ゆうしん薬局	寿町 3-48	0721-56-1500
吉井薬局	本町23-15	0721-52-2054
わかば薬局	千代田南町 2-18レジデンスサザン102	0721-56-1357

4. 市営斎場

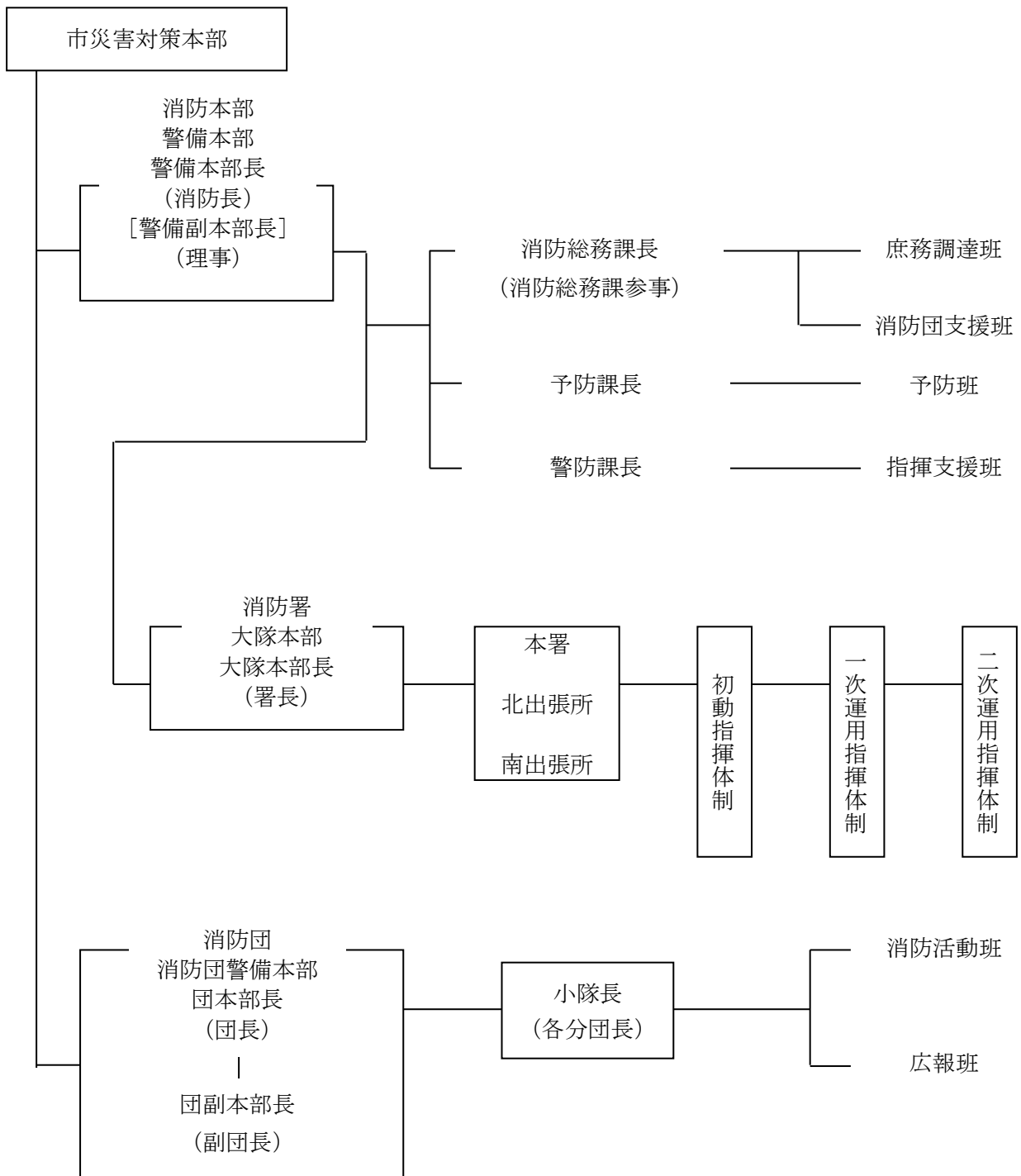
斎場名	住所	電話番号
市営斎場	天野町1304- 3	0721-54-3189

資料 7. 消防

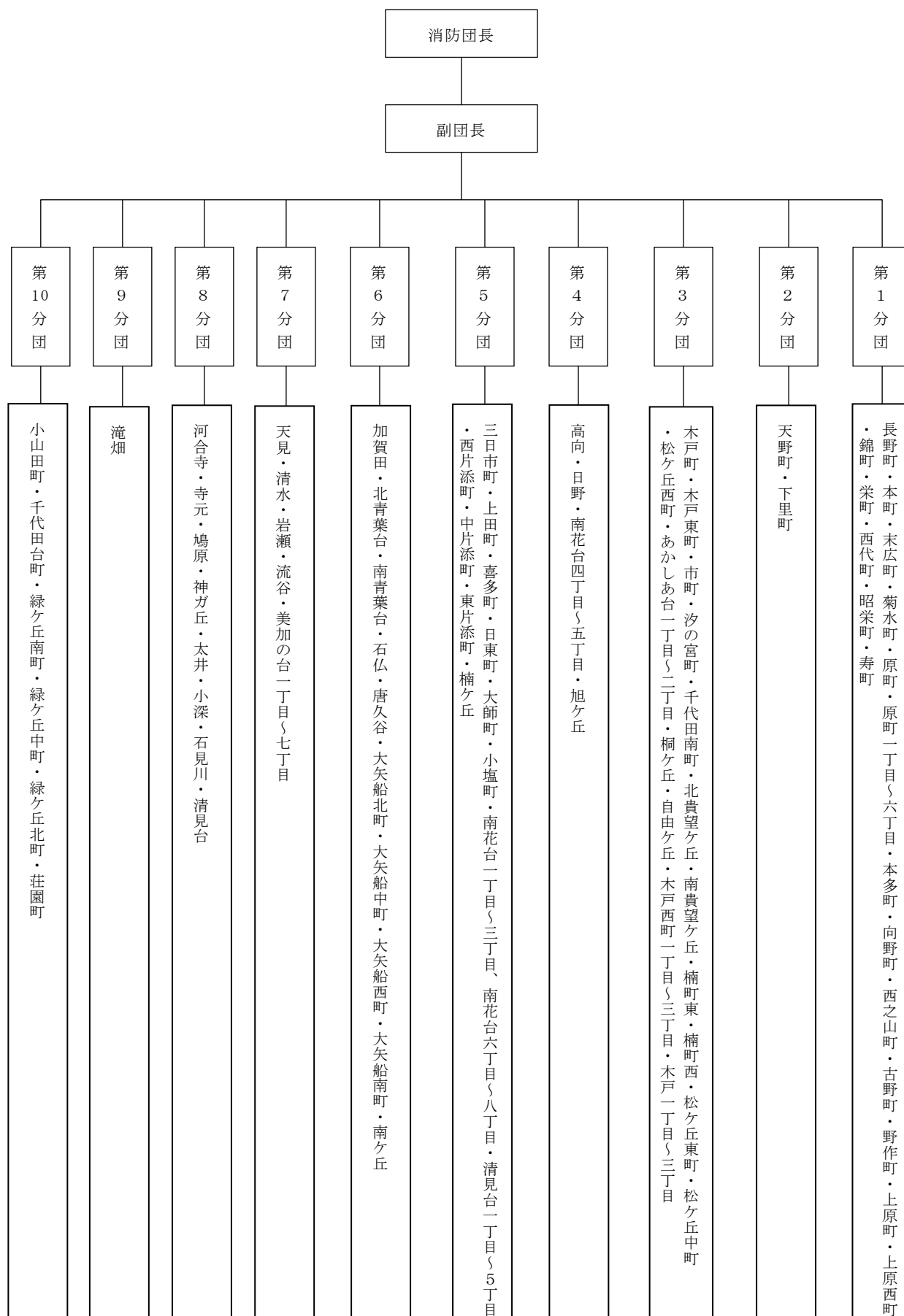
1. 消防本部・署組織図



非常時の消防本部、署及び消防団の事務機構



2. 消防団組織図



3. 施行令規制防火対象物数

令和3年度現在

防 火 対 象 物			件 数
1	イ	映 画 館 の 類	
	ロ	集 会 場 の 類	22
2	イ	ナ イ ト ク ラ ブ の 類	
	ロ	遊 技 場 の 類	7
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	個 室 型 店 舗 の 類	
3	イ	待 合 ・ 料 理 店 の 類	
	ロ	飲 食 店	91
4		店 舗 ・ マ ー ケ ッ ト の 類	99
5	イ	旅 館 ・ ホ テ ル	36
	ロ	寮 ・ 下 宿 ・ 共 同 住 宅	534
6	イ	病 院 ・ 診 療 所	50
	ロ	老 人 福 祉 施 設 の 類	38
	ハ	老人デイサービスセンターの類	74
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	4
7		各 種 学 校 の 類	67
8		図 書 館 の 類	
9	イ	特 殊 浴 場	
	ロ	公 衆 浴 場	1
10		車 両 の 停 車 場	4
11		神 社 ・ 寺 院 の 類	30
12	イ	工 場 ・ 作 業 場	215
	ロ	ス タ ジ オ の 類	
13	イ	車 庫 ・ 駐 車 場	74
	ロ	航 空 機 の 格 納 庫	
14		倉 庫	132
15		前各号に該当しない事業場	193
16	イ	複合用途防火対象物（特定）	240
	ロ	〃（その他）	82
16の2、16の3		地 下 街 等	
17		重 要 文 化 財 等 の 建 造 物	50
18		50 m 以上のアーケード	1
19		市町村長の指定する山林	
20		総務省令で定める舟車	
合 計			2044

※この表は、管内に存する消防法施行令別表第1に定められた防火対象物のうち、消防用設備等の設置について規制される数を表したものである。

※特殊浴場（公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの）

4. 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

令和3年度現在

製造所等別 地区別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計
あかしあ台一丁目														0
あかしあ台二丁目														0
旭ヶ丘														0
天野町		3		1					2					6
天見														0
石仏							2							2
石見川														0
市町									1					1
岩瀬														0
上田町														0
上原町		1												1
上原西町		1	3						1		2			7
太井														0
大矢船北町														0
大矢船中町														0
大矢船西町														0
大矢船南町														0
小塩町				1							1			2
小山田町		4		1										5
加賀田		1							2		1			4
神ガ丘														0
唐久谷														0
河合寺				2										2
菊水町				1										1
北青葉台														0
南青葉台														0
北貴望ヶ丘														0
南貴望ヶ丘														0
喜多町				1										1
木戸一丁目														1
木戸二丁目														0
木戸三丁目														0
木戸町														0
木戸西町一丁目		1		1	4						1			7
木戸西町二丁目		1		3	1									5
木戸西町三丁目		1												1
木戸東町				1										1
清見台一丁目														0
清見台二丁目														0
清見台三丁目														0
清見台四丁目														0
清見台五丁目														0
桐ヶ丘														0
楠ヶ丘														0
楠町西		1												1
楠町東		1							1		1			3
寿町									1					1
小深				1										1
栄町														0
汐の宮町				1										1
清水														0
下里町									1					1
自由ヶ丘														0
昭栄町														0

製造所等別 地区別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計
末広町														0
荘園町														0
大師町														0
滝畑														0
高向					3		1		1			3		10
千代田台町														0
千代田南町		1												1
寺元														0
中片添町														0
西片添町		1												1
東片添町														0
長野町														0
流谷														0
南花台一丁目												1		1
南花台二丁目														0
南花台三丁目														0
南花台四丁目														0
南花台五丁目														0
南花台六丁目														0
南花台七丁目														0
南花台八丁目														0
錦町		1								1				2
西代町		1			1							1		3
西之山町					1					1				2
日東町														0
野作町														0
鳩原														0
原町														0
原町一丁目										1				1
原町二丁目														0
原町三丁目		1			1							1		3
原町四丁目		3						1				1		5
原町五丁目		1												1
原町六丁目														0
日野					2							1		3
古野町		1												1
本多町		1					1		1			1		4
本町														0
松ヶ丘中町		3												3
松ヶ丘西町														0
松ヶ丘東町										1				1
美加の台一丁目														0
美加の台二丁目														0
美加の台三丁目														0
美加の台四丁目														0
美加の台五丁目														0
美加の台六丁目														0
美加の台七丁目														0
三日市町					1									1
緑ヶ丘北町														0
緑ヶ丘中町														0
緑ヶ丘南町														0
南ヶ丘														0
向野町														0
合計	0	29	3	7	21	0	4	1	7	8	0	15	0	95

5. 消防力の現状

令和4年4月1日現在

1. 主力機械

消防本部	指揮車	2台
	スモールタンク車	6台
	梯子車	2台
	救助工作車	1台
	救急車	5台
	隊員輸送車	1台
	査察車	1台
	予防車	1台
	多目的搬送車	2台
	搬送車	2台
	その他	3台
	可搬ポンプ	1台
消防団	ポンプ車	12台
	積載車	4台
	指令車	2台
	可搬ポンプ	16台

2. 通信施設の状況

施設名		容量	実装	摘要
消防緊急情報システム	119番受け付け回線	24	8	
	携帯・IP119回線	8	8	
	指令回線	12	4	
	録音装置	3	3	
	短縮ダイヤル	500	500	病院 ・関係機関
	無線統制台	6波実装		
	病院表示盤	一式		各病院
	車両表示盤	一式		各車両
	情報表示盤	一式		
	地図検索装置	一式		
指令電話機	一式			
気象観測装置	一式11種目観測			
計測震度計	表示盤1台(観測部は、市役所敷地内に設置)			
災害情報案内	10回線			
救急医療情報システム	一式			
無線局	基地局	1		
	陸上移動局	51		
防災行政無線	同報系遠隔装置	一式(B型)		
	移動系遠隔装置	一式		

3. 消防水利状況

消火栓

口径別 (mm) 公私別	75	100	125	150	200	250
公設	243	888	2	505	254	64
私設	31	29	0	11	7	0
合計	274	917	2	516	261	64

口径別 (mm) 公私別	300	350	400	450	500	600	合計
公設	83	8	13	2	13	1	2076
私設	0	0	0	0	0	0	78
合計	83	8	13	2	13	1	2154

防火水槽

水量別 公私別	20 [㍓] 未満	20 [㍓] 以上 40 [㍓] 未満	40 [㍓] 以上 60 [㍓] 未満	60 [㍓] 以上 80 [㍓] 未満	80 [㍓] 以上 100 [㍓] 未満	100 [㍓] 以上	合計
公設	1	14	257	4	1	7	281
<内耐震性防火水槽>	<1>	<11>	<248>	<2>	<1>	<4>	<264>
私設	3	17	118	11	2	9	157
<内耐震性防火水槽>	<1>	<0>	<77>	<4>	<2>	<1>	<83>
合計	4	31	375	15	3	16	438
<内耐震性防火水槽>	<2>	<12>	<325>	<6>	<3>	<5>	<347>

プール

公設	私設	合計
23	6	29

自然水利

河川	池	合計
12	16	28

4. 火災・救助用資機材

< 消防署 > 消防ホース 現有数

口径別	所属	本署	北出張所	南出張所	合計
65mm		86	90	97	273
40mm		60	62	87	209
65mm水幕ホース		10			10

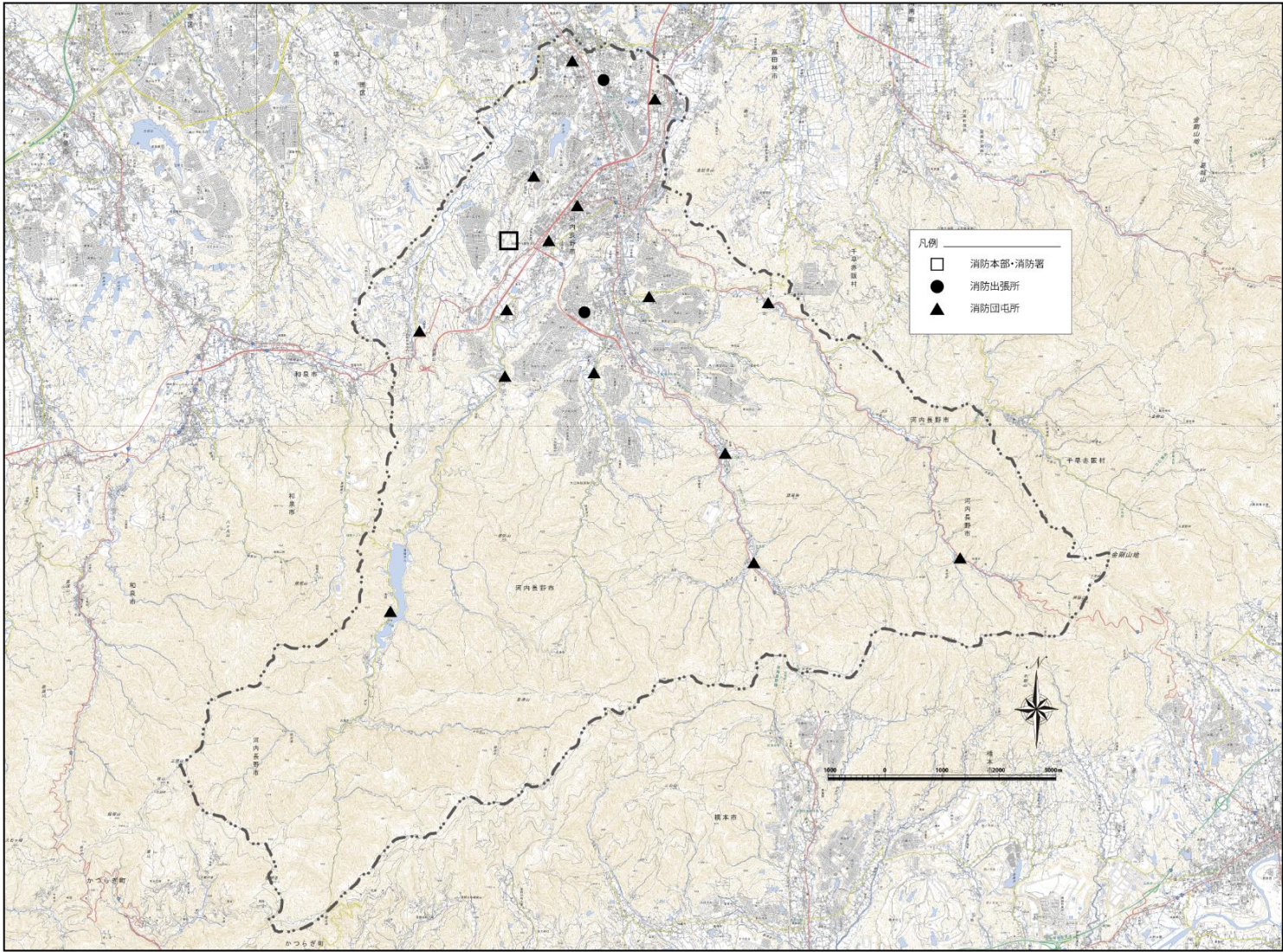
特殊機械器具の保有状況

用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
消火用	プロジェクトガン	4	1	3	
	高発泡器	6	2	2	2
	可搬式送水装置	2	2		
	可搬式散水装置	61	51	3	7
	山林火災用伐採資機材セット	30	17	9	4
	組立式水槽	4	4		
切断・破壊用	大型油圧カッター	3	3		
	酸素溶断器 (OZ)	2	2		
	エンジンカッター	10	5	2	3
	チェーンソー	9	9		
	エアソー	3	3		
	エンジン式削岩機	1	1		
	ハンマードリル	3	3		
	鉄線カッター	14	9	2	3
	ペダルカッター	2	2		
	エアーツール	1	1		
	万能斧	37	18	13	6
	携帯用コンクリート破壊器具	7	4	1	2
	ドアオープナー	2	2		
計測用	有毒ガス測定器	4	4		
	検電器	6	6		
	炭化測定器	2	1		1
	消火栓圧力計	4	2	1	1
	張力計	4	4		
	放射線測定器	5	5		
一般救助用	空気式救助マット	1	1		
	救命索発射銃	2	2		
	サバイバースリング	2	2		
	緩降機	2	2		
	縛帯	5	5		
	安全帯	23	23		
	バスケット型担架	7	7		
	東消式平担架	1	1		
	携帯警報器	37	23	7	7
	感電傷者救助用フック	1	1		
	金属製ワイヤー梯子	3	3		
	マンホール救助器具	1	1		
用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
重量物排除用	大型油圧スプレッダー	3	3		
	プランジャーラム	2	2		
	コンビツール	1	1		
	油圧式救助器具	3	3		
	マット型空気ジャッキ	2	2		
	可搬ウインチ	4	4		
	ナイロンスリング	14	14		
	マルチスリング	4	4		
	シャックル	18	18		
身体保護用	空気呼吸器	36	22	7	7
	空気ボンベ (予備)	68	44	12	12
	酸素循環式呼吸器	7	7		
	酸素ボンベ (予備)				
	簡易呼吸器	2	2		
	防毒マスク	30	27	3	
	耐熱服	2	2		
	防毒衣				
	化学防護服	23	23		
	耐電手袋	11	11		
	耐電衣	48	48		
	耐電ズボン	8	8		
	耐電長靴	14	14		
	送排風機	2	2		
水難救助用	救助用ボート	1	1		
	救命胴衣	21	15	6	
	救命浮輪	3	2	1	
災害用	エアータント	2	2		
検索用	熱画像カメラ	1	1		
	簡易画像探索機	2	2		

<消防団>火災・救助用資機材

分団名（地区名）		車両名	可搬 の有無	ホース		チェーンソー	スコップ
				65m m	40m m		
第1分団	野 作	ポンプ車	有	25本	15本	1機	7本
	上 原	ポンプ車	有	30本	10本	2機	11本
第2分団	天 野	ポンプ車	有	45本	10本	2機	14本
第3分団	千 代 田	ポンプ車	有	34本	10本	—	26本
	松 ケ 丘	搬 送 車	有	25本	9本	1機	7本
第4分団	高 向	ポンプ車	有	75本	16本	3機	11本
	日 野	搬 送 車	有				
第5分団	北三日市	ポンプ車	有	44本	19本	2機	17本
	南三日市	ポンプ車	有				
第6分団	加 賀 田	ポンプ車	有	32本	15本	2機	10本
第7分団	天 見	ポンプ車	有	55本	17本	3機	11本
	岩 瀬	搬 送 車	有				
第8分団	川 上	ポンプ車	有	51本	19本	2機	16本
	石 見 川	搬 送 車	有				
第9分団	滝 畑	ポンプ車	有	27本	11本	—	7本
第10分団	小 山 田	搬 送 車	有	29本	9本	2機	8本
合 計				472本	160本	20機	145本

6. 消防機関拠点位置図



7. 消防の非常警備体制と非常招集

	1 号	2 号	3 号
消防署	署長 (非番課) 本署所属職員	(非番課) 北・南出張所 所属職員 (週休課) 課長級職員	(週休課) 本署、北・南出張所 所属職員
割合	4 分の 1	2 分の 1	全員
本部	消防長・理事 各課長 消防総務課管理職 及び団担当職員 警防課職員	消防総務課職員 予防課職員	
消防団	2 ～ 4 ケ分団	4 ～ 6 ケ分団	全分団

8. 消防相互応援協定締結状況

令和4年4月1日現在

名 称	締 結 機 関	締結内容	締結年月日
富田林市・河内長野市 消防相互応援協定	富 田 林 市	火 災 その他の災害	S40.10.8
大阪府中ブロック 消防相互応援協定	富田林市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合	火 災 その他の災害	S45.2.24 (H17.2.1)
大阪市・河内長野市 航空消防応援協定	大 阪 市	火災防ぎょ 消防訓練 火災予防 広報・調査 救急・救助	S45.10.1 (H22.4.1)
河内長野市・和泉市 消防相互応援協定	和 泉 市	火 災 その他の災害	S45.12.1
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	大阪府側 八尾市・柏原市・羽曳野市・東大阪市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合 奈良県側 五條市・御所市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・王寺町・奈良県広域消防組合	林 野 火 災	S46.1.30 (H26.4.1)
河内長野市・堺市 消防相互応援協定	堺 市	火 災 水 災 その他の災害	S47.3.11 (H20.10.1)
阪和林野火災消防相互 応 援 協 定	大阪府側 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合 和歌山県側 和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合	林 野 火 災	S47.4.1 (H25.4.1)
大阪府下広域消防相互 応 援 協 定	大阪府下42市町村と管轄する消防本部（消防組合、委託を含む）	火 災 その他の災害	S63.9.1 (R2.3.1)

（ ）は、改正年月日
 ※ 大規模な火災・その他の災害に対処するため、本市と隣接する市町村と消防相互応援協定を締結し、万全を期している。

資料 8. 避難

1. 避難場所一覧

1. 一時避難場所

校区	名称	位置	面積(㎡)
長野中学校区	野作第 1 公園	昭栄町地内	9,972
東中学校区	清見台第 1 公園	清見台 2 丁目地内	26,912
美加の台中学校区	美加の台第 1 公園	美加の台 2 丁目地内	13,798
	美加の台第 2 公園	美加の台 7 丁目地内	16,141
千代田中学校区	松ヶ丘公園	松ヶ丘西町内	5,789
千代田中学校区	汐の宮公園	汐の宮町内	4,950
東中学校区	清見台第 5 公園	清見台 5 丁目	6,095
西中学校区	奥河内くろまろの郷	高向地内	10,076

※なお、このほかに、小・中学校のグラウンドも一時避難場所としての利用が可能である。

2. 広域避難場所

名 称	位 置	電話番号	屋外面積 (㎡)	収容可能面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
寺ヶ池公園	小山田町674-5	0721- 56-2111	122,200	約30,000	約30,000

※収容可能人数は、1㎡／人として算出した。

3. 避難路（広域避難場所への避難路）

- ・野作赤峰下里線（幅員16m）
- ・原町狭山線（幅員12m）
- ・貴望ヶ丘病院住宅線（幅員12m）
- ・貴望ヶ丘小山田線（幅員12m）

4. 避難路（土砂災害等に備えた避難路）

- ・国道310号線
- ・国道371号線

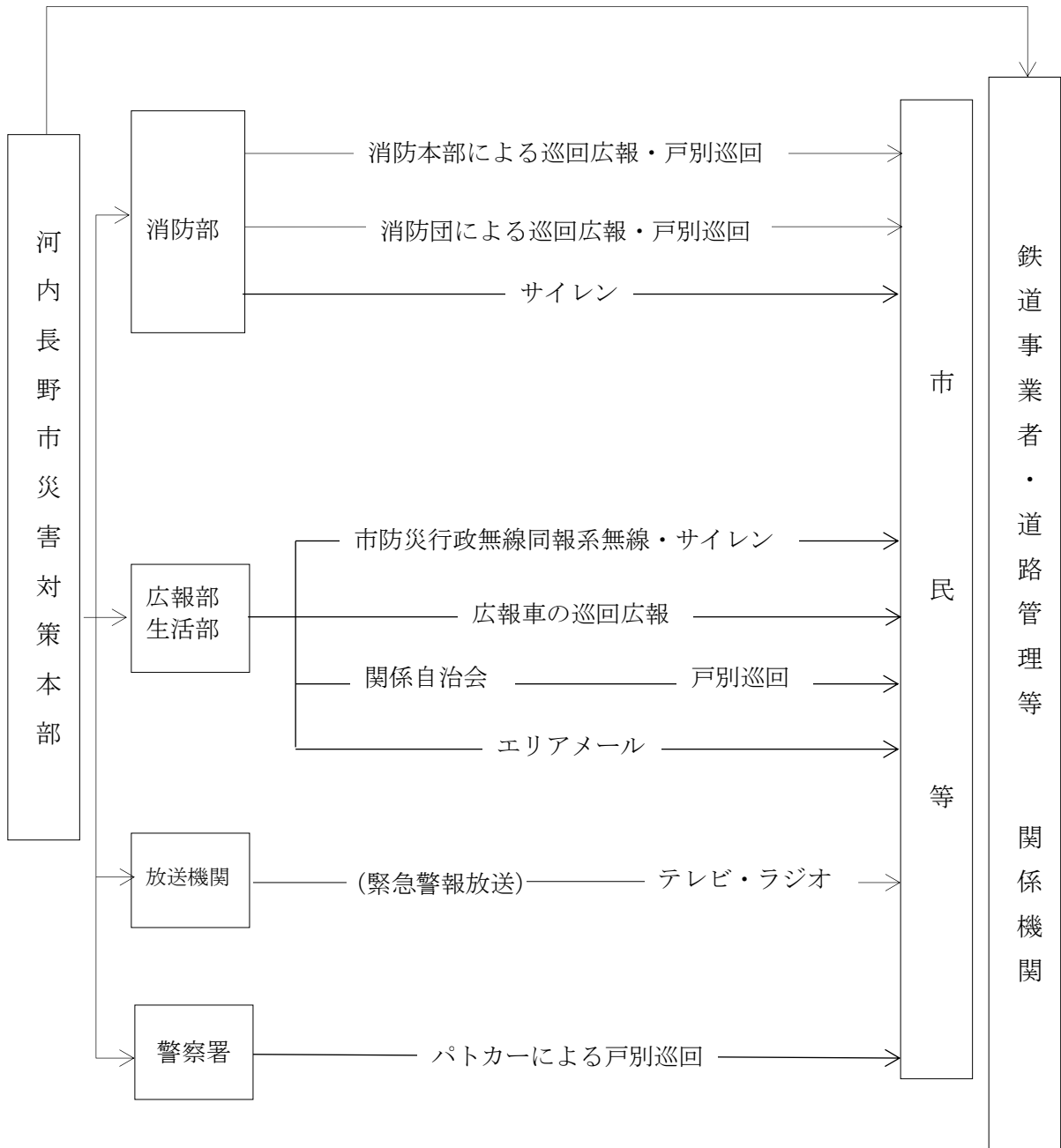
5. 指定避難所

校区	避難所名	所在地	電話番号	対象地区	収容可能面積㎡	収容可能人数	屋外面積㎡
長野中学校区	長野中学校	本多町3-1	0721-53-2266	長野	1,975	988	7,542
	長野小学校	西代町14-1	0721-52-6044	長野	2,193	1,097	8,106
	小山田小学校	小山田町590-1	0721-53-2527	小山田	1,491	746	8,463
	あやたホール（福祉）	小山田町1824-4	0721-54-0773	小山田	484	242	—
	ノバティホール	長野町5-1-303	0721-56-2360	長野	543	271	—
	ラプリーホール	西代町12-46	0721-56-6100	長野	840	420	—
	キックス	昭栄町7-1	0721-54-0001	長野	1,868	934	—
	あかみね（福祉）	小山田町379-16	0721-56-1590	小山田	150	30	—
東中学校区	東中学校	日東町26-1	0721-62-2430	三日市	1,870	935	10,409
	三日市小学校	上田町380	0721-62-2429	三日市	1,849	924	5,170
	川上小学校	清見台4-18-1	0721-62-5353	川上	1,968	984	12,894
	天見小学校	天見2370-1	0721-68-8004	天見	823	411	3,670
	三日市幼稚園	上田町200-1	0721-62-2929	三日市	393	196	2,649
	川上公民館	寺元501	0721-65-1612	川上	187	93	—
	天見公民館	岩瀬1244	0721-63-4074	天見	194	97	—
	市民総合体育館	大師町25-1	0721-65-0121	三日市	2,118	1,059	—
	福祉センター錦溪苑（福祉）	大師町26-1	0721-65-0123	三日市	442	221	—
	くすのかホール（福祉）	清見台4-18-2	0721-62-7799	川上	365	182	—
	三日市市民ホール	三日市町32-1	0721-62-1313	三日市	226	113	—
千代田中学校区	千代田中学校	市町1367-1	0721-54-6000	千代田	2,017	1,008	11,758
	千代田小学校	木戸町649	0721-53-1371	千代田	2,460	1,230	7,032
	楠小学校	楠町東1011	0721-53-8371	楠	2,213	1,106	14,616
	汐の宮こども園	汐の宮町8-39	0721-52-1414	千代田	306	153	900
	千代田公民館	木戸西町1-2-9	0721-55-1125	千代田	553	276	—
	保健センター	木戸東町2-1	0721-55-0301	千代田	1,832	916	—
西中学校区	西中学校	下里町257-3	0721-52-2702	天野	1,952	976	14,051
	天野小学校	下里町365	0721-52-2528	天野	1,705	852	9,420
	高向小学校	高向86	0721-52-2129	高向	1,138	569	6,023
	高向公民館	高向515-3	0721-54-4548	高向	199	99	—
	天野公民館	天野町1520-5	0721-55-6191	天野	195	97	—
	滝畑ふるさと文化財の森センター	滝畑483-3	0721-63-0201	高向	645	322	150
	みのでホール	日野980	0721-50-1203	高向	500	250	—
加賀学田校区	加賀田中学校	石仏570	0721-68-8778	加賀田	2,150	1,075	15,192
	加賀田小学校	加賀田568-1	0721-62-2916	加賀田	1,920	960	10,919
	石仏小学校	石仏662	0721-68-8766	石仏	1,777	888	10,684
	加賀田公民館	加賀田617-4	0721-62-2116	加賀田	196	98	—
南花学台校区	南花台中学校	南花台6-6-1	0721-62-2777	南花台西	1,823	912	9,253
	錦秀会看護専門学校	南花台4-24-1	0721-21-9015	南花台西	1,718	859	4,069
	南花台小学校	南花台2-11-1	0721-63-2511	南花台東	1,712	856	8,897
	南花台公民館	南花台8-4-1	0721-63-1131	南花台東	177	88	—
美中加学の校台区	美加の台中学校	美加の台7-2-1	0721-63-7878	美加の台	1,769	885	16,457
	美加の台小学校	美加の台3-25-1	0721-62-2468	美加の台	2,194	1,097	9,988
	計			*	51,130	25,515	

・収容可能人数は、収容可能面積の2.00㎡／人として算出した。（あかみねは5.00㎡／人）

*対象地区は、小学校区を指す。

2. 避難の指示の伝達系統



資料 9. 水防

1. 市内各河川の状況

水系名	河川名	市内流路延長 (m)	流域面積 (km ²)
石 川	河 合 寺 川	1,533	0.94
〃	横 谷 川	2,913	4.47
〃	石 川	525	11.06
〃	千 石 谷 川	4,244	6.18
天 見 川	天 見 川	5,374	4.88
〃	岩 瀬 川	3,722	2.84
〃	島 の 谷 川	2,867	3.38
〃	流 谷 川	2,562	4.41
石 見 川	石 見 川	9,935	13.26
〃	鬼 住 川	4,705	2.68
加 賀 田 川	加 賀 田 川	5,407	7.71
〃	矢 伏 川	3,060	0.88
〃	小 井 関 川	3,522	1.54
〃	唐 久 谷 川	1,884	1.43
西 除 川	西 除 川	2,709	1.79
〃	下 里 川	1,135	0.49
計 5 水 系	16河川	56,097	67.94

一級河川

水系名	河川名	市内流路延長 (m)	区間
石 川	石 川	16,400	富田林市境～出合橋
〃	天 見 川	7,350	石川合流点～大豊橋
〃	石 見 川	4,340	天見川合流点～南大門橋
〃	加 賀 田 川	1,700	天見川合流点～尾花橋
西 除 川	西 除 川	6,390	大阪狭山市境～上条橋
計 2 水 系	5 河川	36,180	-

2. 水防ため池一覧

大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成31年3月改訂版）

た め 池 名	関係事務所	所 在 地	要水防 堤 長 (m)	堤 高 (m)	満 水 面 積 (ha)	貯水量 (t m^3)	水防値
寺 ケ 池	南河内農と緑の総合事務所	木 戸 町	124	15.1	11.3	662	A
滝 畑 ダ ム	〃	滝 畑	121	62.0	52.3	9,340	A
灰 原 池	〃	市 町	300	3.6	2.3	27	C
大 池	〃	原 町	249	3.8	1.2	18	C
ひ ょ う た ん 池	〃	向 野 町	100	9.0	1.3	30	C
庄 代 池	〃	上 田 町	38	8.4	0.4	14	C
新 池	〃	日 野	45	9.0	0.1	5	C
新 池	〃	加 賀 田	60	9.8	0.3	13	C
と ん ぼ 池	〃	天 野 町	75	9.6	0.5	13	C
梅 ケ 谷 池	〃	〃	45	4.0	0.1	2	C
池 谷 下 池	〃	上 原 町	75	7.8	0.4	11	C
猿 又 池	〃	上 田 町	52	6.7	0.3	9	C
丹 保 池	〃	高 向	391	5.7	1.0	20	C
今 池	〃	下 里 町	58	7.5	0.3	10	C
池 谷 中 池	〃	上 原 町	55	11.6	0.5	21	C
下 池	〃	小 塩 町	64	8.1	0.2	6	C
大 池	〃	小 山 田 町	52	4.9	0.3	3	C
西 浦 池	〃	加 賀 田	32	5.7	0.1	2	C
千 代 田 池	〃	楠 町 西	60	3.5	0.1	1	C

※A：特に重要な水防ため池 B：重要な水防ため池 C：要水防ため池

3. 滝畑ダムの概要

滝畑ダムの概要

河川名	ダム名	所在地	常時満水位 m	サーチャージ水位 m	洪水調節 容量 千m ³	計画 流入量 m ³ /s	計画 放流量 m ³ /s	管理者
石川	滝畑ダム	河内長野市 滝畑	262.4	269.8	3,405	190	55	大阪府 (環境農林水産部)

滝畑ダム計画諸元

ダム	河川名	大和川水系石川	貯水池	湛水面積	52.3ha
	位置	河内長野市滝畑地先		湛水延長	約2.4km
	流域面積	22.9km ²		満水位標高	E L 269.80 m
	防災面積	542 ha		設計堆砂位	E L 245.0 m
	かんがい面積	399.5 ha		ダム天端標高	E L 274.0 m
	地質	半花崗岩		総貯水容量	9,340,000m ³
	形式	曲線重力式コンクリートダム		有効貯水容量	8,018,000m ³
	堤高	62.0m		洪水調節容量	3,405,000m ³
	堤頂長	120.5m		利水容量	4,613,000m ³
	堤頂幅	4.0m		死水容量	1,322,000m ³
	敷幅	56.0m	買収補償	水没戸数	79戸
	法勾配	上流側;直、下流側;1:0.8		田	10.9ha
	堤体積	約84,500m ³		畑	9.5ha
道路	付替府道	約4,010m 有効幅員 8.0m		宅地	5.3ha
	進入道路	約4,220m 有効幅員 8.0m		山林	19.6ha
	管理道路	有効幅員 約2,680m 4.0m~5.5m		その他	6.2ha
	湖面橋	橋長160m 有効幅員 6.5m		漁業権	1件
水道	計画1日最大取水量	43,750m ³ /日			
	日平均給水量	35,000m ³ /日			

4. 土砂災害用語の定義

1. 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が 15 度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

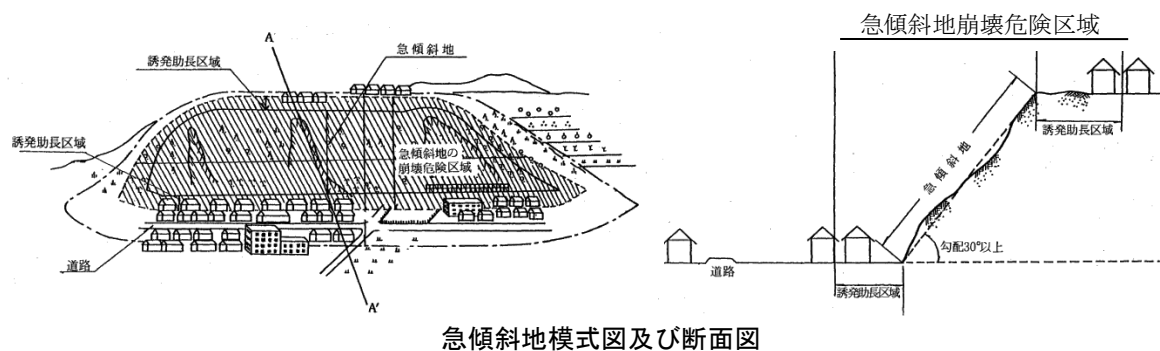
2. 地すべり危険箇所 等

「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候がみられる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

3. 急傾斜地崩壊危険箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが 5 メートル以上、傾斜度が 30 度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所をいう。また 5 戸以上の人家または 5 戸未満であっても公共施設等に被害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。



(注 1) 急傾斜地崩壊危険区域

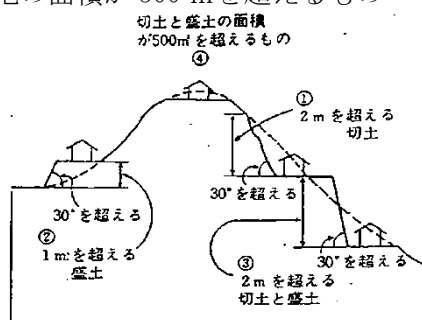
崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれ
が著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更
で、次に該当するものをいう。

- ① 高さ2 mを超えるがけ（地表面が水平面に対して30度を超える土地）を生じる切土
- ② 高さ1 mを超えるがけを生じる盛土
- ③ 切土と盛土によるがけが2 mを超えるもの
- ④ 切土と盛土をする土地の面積が500㎡を超えるもの

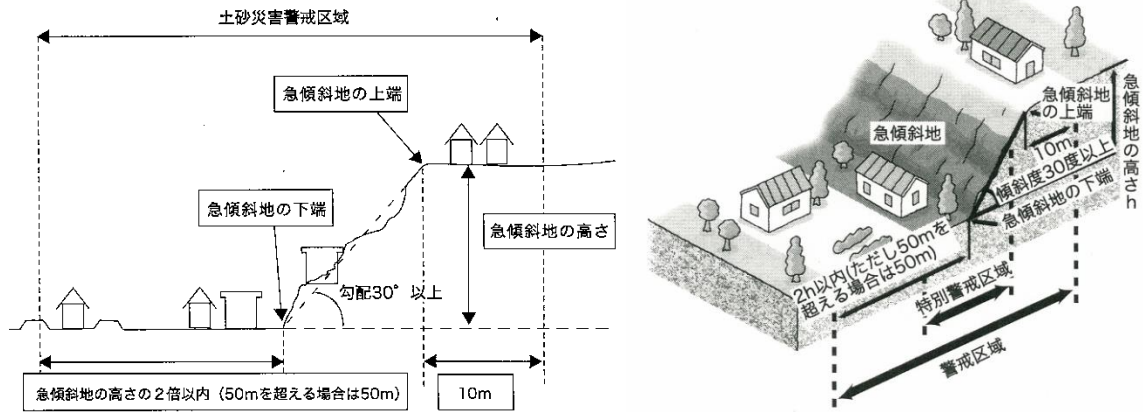


宅地造成工事規制区域模式図

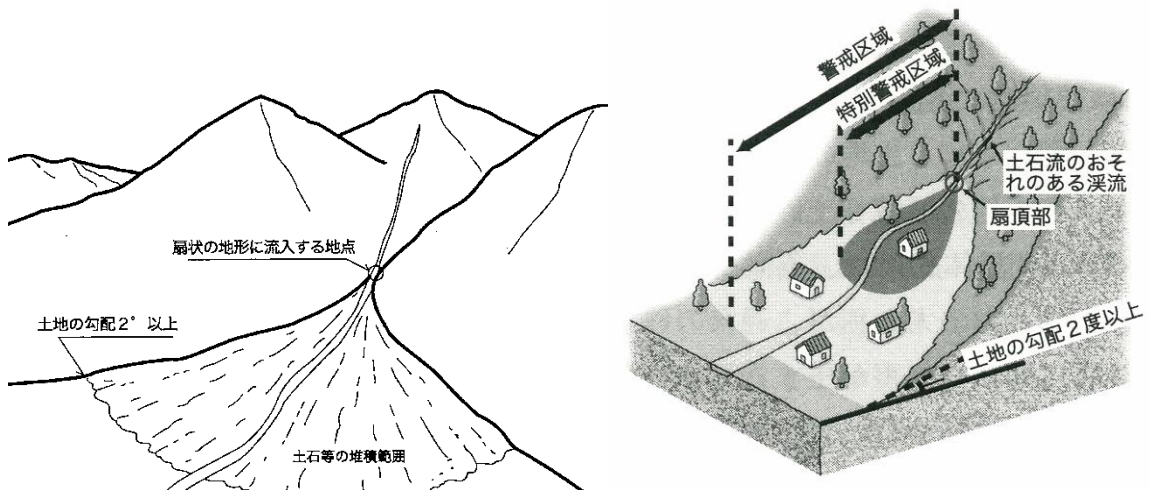
5. 土砂災害警戒区域 等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法[※]に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

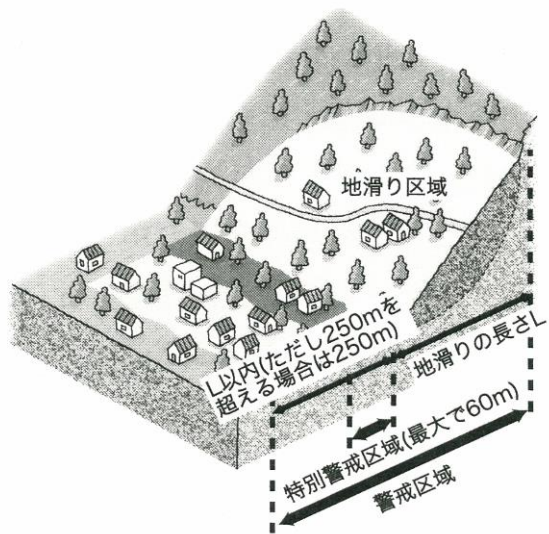
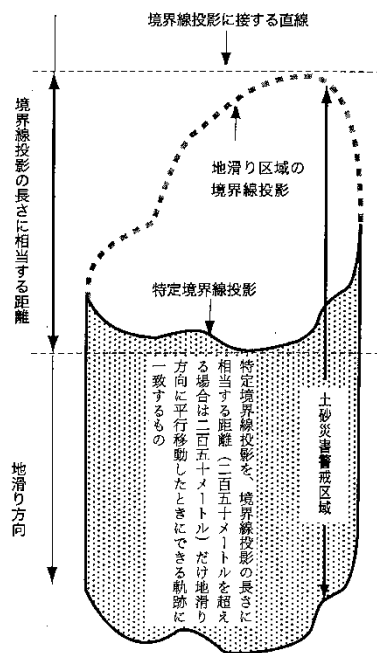
※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図



土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

5. 山地災害用語の定義

1. 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設（以下「直接保全対象施設」という。）がある地区

2. 地すべり危険地区

（1）地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

（2）上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあつて、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法51条第1項第2号に係るもの。

※ 法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

3. 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錐地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、損害を与える恐れのある地区であつて、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

※ 押し出し 河川上をなしていない野溪または小溪流（集水面積が概ね100ha以下）の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

※ 崖 錐 崩落土砂が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

6. 土砂災害危険箇所等一覧

土砂災害警戒区域等総括表

(令和5年12月4日現在)

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）		土砂災害警戒区域等（土石流）	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
1,467	1,459	210	189

急傾斜地崩壊危険区域

令和4年7月25日現在

区域名	所在地	指定年月日等
谷	小山田町	S. 53. 3. 31 (第508号)
下里	下里町	S. 56. 3. 6 (第275号)
東部	加賀田	S. 61. 2. 10 (第217号)
出合(1)	天見	H. 6. 3. 30 (第585号)
河合寺(2)	河合寺	H. 6. 3. 30 (第586号)
石見川(1)	石見川	H. 22. 7. 6 (第1239号)
寺元	寺元	H. 15. 8. 19 (第1435号)
末広(1)	末広町	H. 19. 1. 19 (第106号)
島の谷	天見	H. 19. 7. 5 (第1199号)
西の村(1)	滝畑	H. 20. 12. 24 (第2251号)
喜多町(1)	喜多町	R. 1. 11. 11 (第1135号)

災害危険区域一覧表

令和5年12月19日現在

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示番号	指定の方法
11	谷	小山田町	1種	S53. 3. 31	508	急傾11
21	下里	下里町	1種	S56. 3. 6	275	急傾21
49	東部	加賀田	1種	S61. 2. 10	217	急傾39
94	出合(1)	天見	1種	H6. 3. 30	585	急傾85
95	河合寺(2)	河合寺	1種	H6. 3. 30	586	急傾86
121	石見川(1)	石見川	1種	H11. 5. 14	905	急傾165
142	寺元	寺元	1種	H15. 8. 19	1435	急傾134
161	末広(1)	末広町	1種	H. 19. 1. 19	106	急傾153
164	島の谷	天見	1種	H. 19. 7. 5	1199	急傾156
168	西の村(1)	滝畑	1種	H. 20. 12. 24	2251	急傾160
173	石見川(1)	石見川 (121の追加指定)	1種	H22. 7. 6	1239	
193	喜多町(1)	喜多町	1種	R1. 11. 11	1135	
197	神ガ丘	神ガ丘	1種	R5. 9. 20	1144	

山地災害危険地区総括表

平成5年12月現在

単位：箇所

山腹崩壊 危険地区	地すべり 危険地区	崩壊土砂流出危険 地区	計
99	0	103	202

山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
1 9 -	1	河合寺 (1)	1 9 -	46	流谷 (4)
1 9 -	2	河合寺 (2)	1 9 -	47	天見 (5)
1 9 -	3	河合寺 (3)	1 9 -	48	天見 (6)
1 9 -	4	河合寺 (4)	1 9 -	49	天見 (7)
1 9 -	5	神ガ丘 (1)	1 9 -	50	天野 (4)
1 9 -	6	寺元 (1)	1 9 -	51	天見 (8)
1 9 -	7	寺元 (2)	1 9 -	52	天見 (9)
1 9 -	8	寺元 (3)	1 9 -	53	天見 (1 0)
1 9 -	9	神ガ丘 (2)	1 9 -	54	天見 (1 1)
1 9 -	10	神ガ丘 (3)	1 9 -	55	天見 (1 2)
1 9 -	11	寺元 (4)	1 9 -	56	滝畑 (4)
1 9 -	12	寺元 (5)	1 9 -	57	小深 (1)
1 9 -	13	神ガ丘 (4)	1 9 -	58	小深 (2)
1 9 -	14	神ガ丘 (5)	1 9 -	59	小深 (3)
1 9 -	15	鳩原 (1)	1 9 -	60	小深 (4)
1 9 -	16	鳩原 (2)	1 9 -	61	小深 (5)
1 9 -	17	鳩原 (3)	1 9 -	62	石見川 (1)
1 9 -	18	鳩原 (4)	1 9 -	63	石見川 (2)
1 9 -	19	鳩原 (5)	1 9 -	64	石見川 (3)
1 9 -	20	天野 (1)	1 9 -	65	小深 (6)
1 9 -	21	天野 (2)	1 9 -	66	天見 (1 3)
1 9 -	22	天野 (3)	1 9 -	67	加賀田 (4)
1 9 -	23	石仏 (1)	1 9 -	68	日野 (2)
1 9 -	24	岩瀬 (1)	1 9 -	69	日野 (3)
1 9 -	25	滝畑 (1)	1 9 -	70	寺元 (6)
1 9 -	26	日野 (1)	1 9 -	71	鳩原 (6)
1 9 -	27	石仏 (2)	1 9 -	72	天野 (5)
1 9 -	28	太井 (1)	1 9 -	73	太井 (5)
1 9 -	29	太井 (2)	1 9 -	74	滝畑 (5)
1 9 -	30	太井 (3)	1 9 -	75	石見川 (4)
1 9 -	31	太井 (4)	1 9 -	76	石見川 (5)
1 9 -	32	滝畑 (2)	1 9 -	77	石見川 (6)
1 9 -	33	滝畑 (3)	1 9 -	78	岩瀬 (2)
1 9 -	34	加賀田 (1)	1 9 -	79	天見 (1 4)
1 9 -	35	加賀田 (2)	1 9 -	80	天見 (1 5)
1 9 -	36	加賀田 (3)	1 9 -	81	流谷 (5)
1 9 -	37	清水	1 9 -	82	流谷 (6)
1 9 -	38	天見 (1)	1 9 -	83	加賀田 (5)
1 9 -	39	天見 (2)	1 9 -	84	加賀田 (6)
1 9 -	40	天見 (3)	1 9 -	85	滝畑 (6)
1 9 -	41	天見 (4)	1 9 -	86	日野 (4)
1 9 -	42	流谷 (1)	1 9 -	87	日野 (5)
1 9 -	43	流谷 (2)	1 9 -	88	日野 (6)
1 9 -	44	流谷、天見	1 9 -	89	滝畑 (7)
1 9 -	45	流谷 (3)	1 9 -	90	滝畑 (8)
1 9 -	91	滝畑 (9)	1 9 -	96	滝畑 (1 4)
1 9 -	92	滝畑 (1 0)	1 9 -	97	滝畑 (1 5)
1 9 -	93	滝畑 (1 1)	1 9 -	98	河合寺
1 9 -	94	滝畑 (1 2)	1 9 -	99	寺元 (7)
1 9 -	95	滝畑 (1 3)			

崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19-	1	神ガ丘(1)	19-	39	滝畑(31)
19-	2	神ガ丘(2)	19-	40	滝畑(32)
19-	3	神ガ丘(3)	19-	41	滝畑(33)
19-	4	鳩原、大井	19-	42	滝畑(34)
19-	5	日野(1)	19-	43	滝畑(35)
19-	6	清水(1)	19-	44	滝畑(36)
19-	7	日野(2)	19-	45	滝畑(37)
19-	8	日野(3)	19-	46	滝畑(38)
19-	9	滝畑(1)	19-	47	滝畑(39)
19-	10	滝畑(2)	19-	48	滝畑(40)
19-	11	滝畑(3)	19-	49	滝畑(41)
19-	12	滝畑(4)	19-	50	滝畑(42)
19-	13	滝畑(5)	19-	51	滝畑(43)
19-	14	滝畑(6)	19-	52	加賀田(1)
19-	15	滝畑(7)	19-	53	加賀田(2)
19-	16	滝畑(8)	19-	54	加賀田(3)
19-	17	滝畑(9)	19-	55	加賀田(4)
19-	18	滝畑(10)	19-	56	加賀田(5)
19-	19	滝畑(11)	19-	57	加賀田(6)
19-	20	滝畑(12)	19-	58	加賀田(7)
19-	21	滝畑(13)	19-	59	加賀田(8)
19-	22	滝畑(14)	19-	60	加賀田(9)
19-	23	滝畑(15)	19-	61	加賀田(10)
19-	24	滝畑(16)	19-	62	加賀田(11)
19-	25	滝畑(17)	19-	63	唐久谷(1)
19-	26	滝畑(18)	19-	64	唐久谷(2)
19-	27	滝畑(19)	19-	65	唐久谷(3)
19-	28	滝畑(20)	19-	66	唐久谷(4)
19-	29	滝畑(21)	19-	68	唐久谷(6)
19-	30	滝畑(22)	19-	70	清水(3)
19-	31	滝畑(23)	19-	71	天見(1)
19-	32	滝畑(24)	19-	72	天見(2)
19-	33	滝畑(25)	19-	73	天見(3)
19-	34	滝畑(26)	19-	74	天見(4)
19-	35	滝畑(27)	19-	75	流谷
19-	36	滝畑(28)	19-	76	天見(5)
19-	37	滝畑(29)	19-	90	小深(2)
19-	38	滝畑(30)	19-	91	小深(3)
19-	77	天見(6)	19-	92	小深(4)
19-	78	天見(7)	19-	93	小深(5)
19-	79	天見(8)	19-	94	石見川(1)
19-	80	天見(9)	19-	95	石見川(2)
19-	81	天見(10)	19-	96	石見川(3)
19-	82	天見(11)	19-	97	石見川(4)
19-	83	天見(12)	19-	98	石見川(5)
19-	84	天見(13)	19-	99	小深(6)
19-	85	岩瀬(1)	19-	100	小深(7)
19-	86	岩瀬(2)	19-	101	石見川(6)
19-	87	岩瀬(3)	19-	102	石見川(7)
19-	88	太井	19-	103	千石谷
19-	89	小深(1)	19-	104	蔵王峠
			19-	105	島の谷

宅地造成工事規制区域指定状況

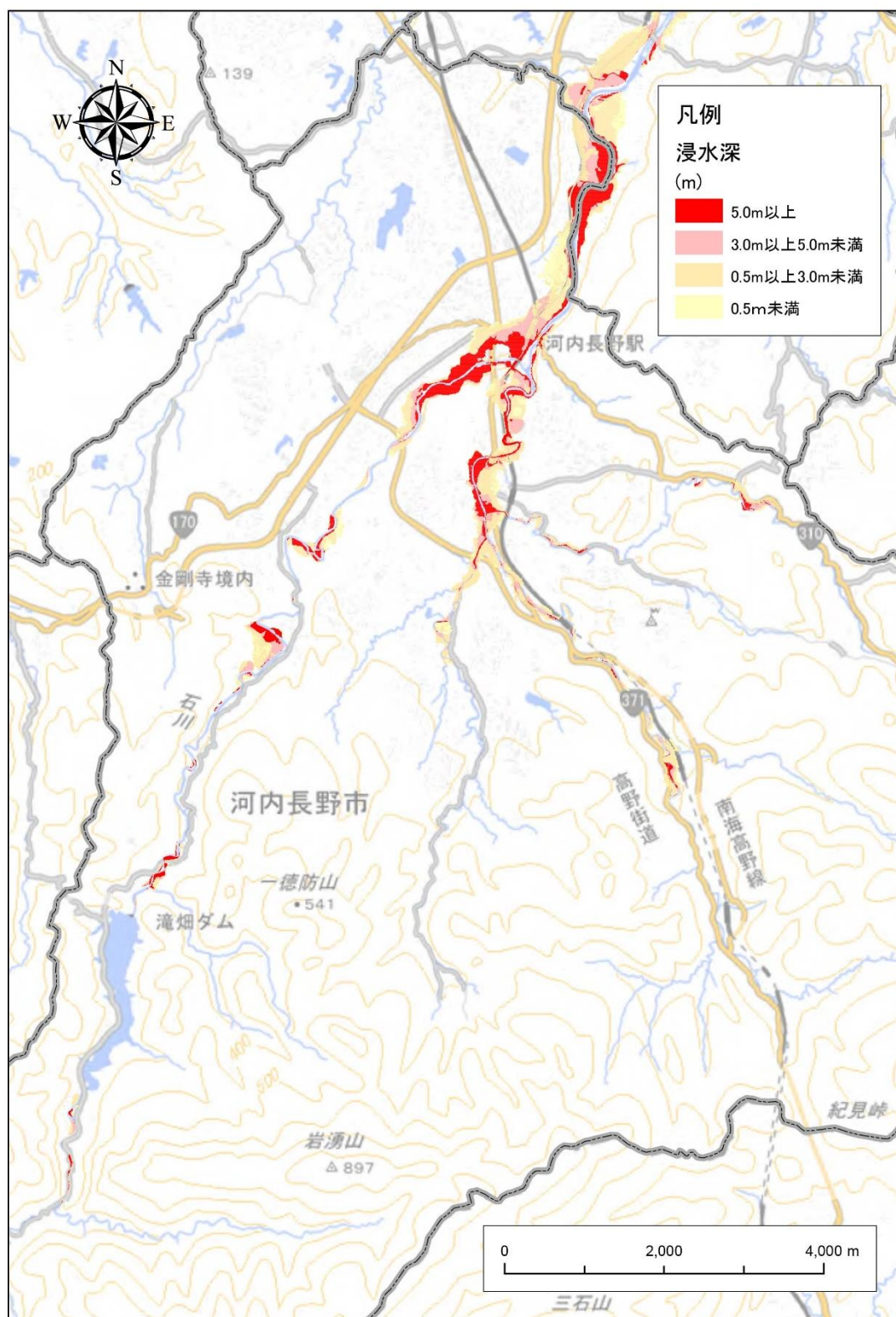
令和2年5月(単位:ha)

市町村(告示) (施行)	1次指定	2次指定	3次指定	4次指定	5次指定	6次指定	7次指定	8次指定	累計
	S38.4.11	S39.7.9	S43.2.8	S51.3.26	S61.3.24	H5.4.19	H7.3.31	H10.3.31	
	〃	〃	〃	S51.4.1	S61.3.31	H5.5.10	〃	H10.5.1	
河内長野市		1,086	1,770		1,259			250	4,365

7. 市内の洪水浸水想定区域

石川洪水浸水想定区域【想定最大規模※】

※想定し得る最大規模の降雨が降った場合で、河川が氾濫したときに浸水が想定される区域



出典：大和川水系石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川
・天見川・石見川・加賀田川洪水浸水想定区域図（令和3年1月 大阪府富田林土木事務所）

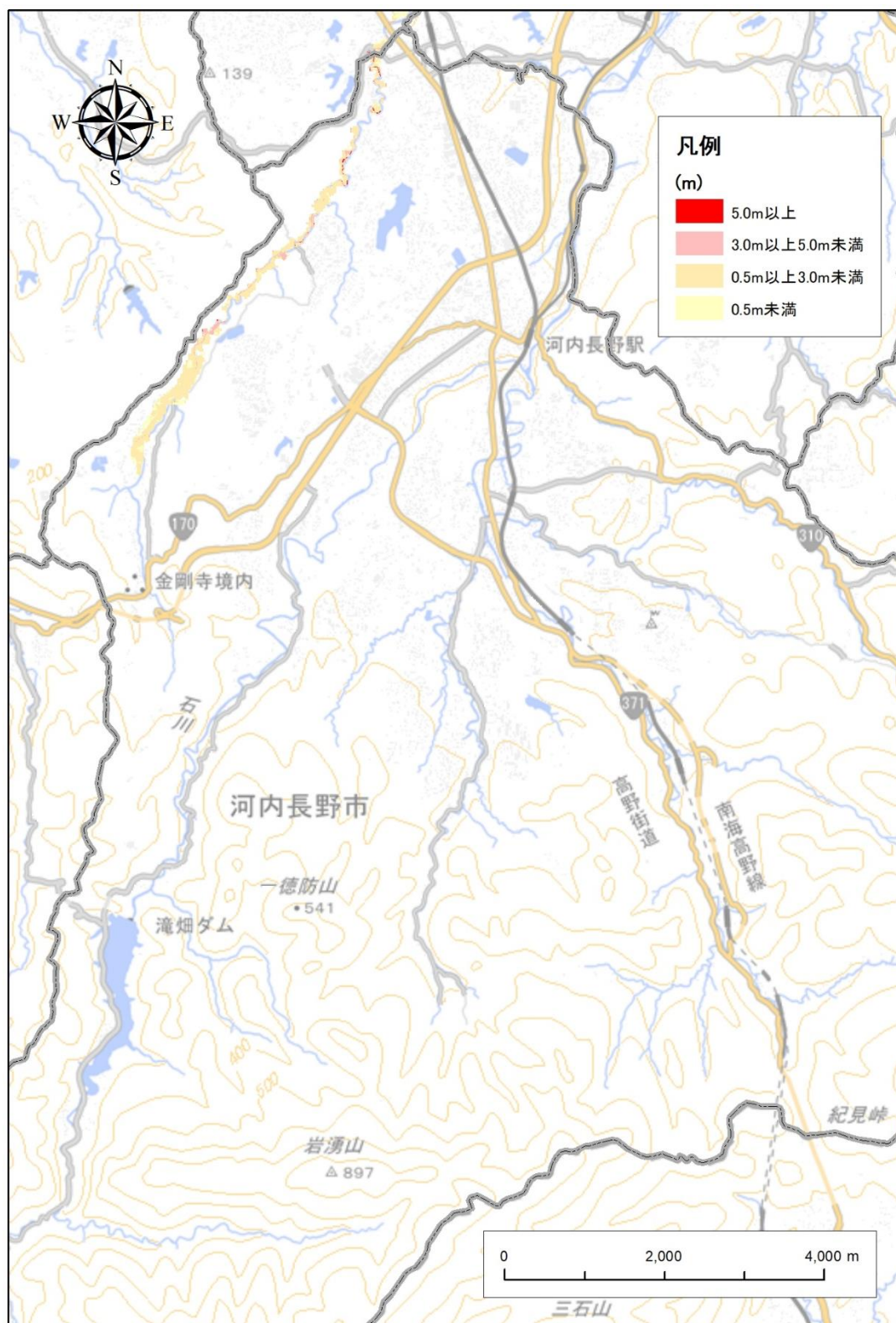
石川洪水浸水想定区域【計画規模※】

※河川整備の目標とする降雨（100年に1度の確率）が降った場合で、河川が氾濫したときに浸水が想定される区域



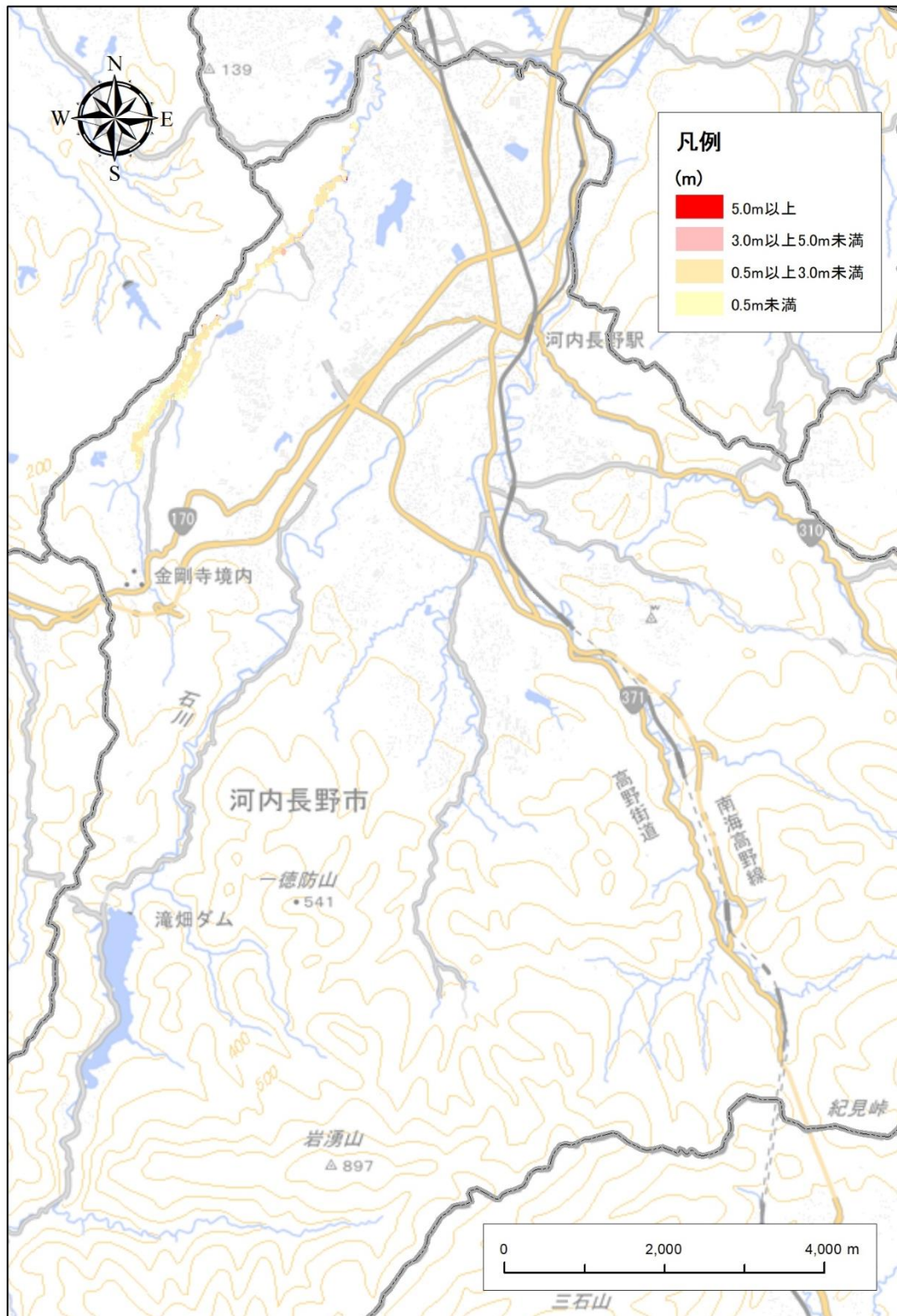
出典：大和川水系石川・飛鳥川・大乘川・梅川・太井川・千早川・水越川・佐備川・宇奈田川
・天見川・石見川・加賀田川洪水浸水想定区域図（令和3年1月 大阪府富田林土木事務所）

西除川洪水浸水想定区域図【想定最大規模】



出典：大和川水系西除川（狭山池ダム上流区間）・三津屋川洪水浸水想定区域図
 （令和元年 11 月 大阪府富田林土木事務所）

西除川洪水浸水想定区域図【計画規模】



出典：大和川水系西除川（狭山池ダム上流区間）・三津屋川洪水浸水想定区域図
 （令和元年 11 月 大阪府富田林土木事務所）

8. 災害のおそれのある区域に係る要配慮者利用施設一覧

(1) 高齢者・介護関係施設

No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
1	ソラスト河内長野	末広町 2-35	69-0531	○	○	○
2	サポートハウス藤千代田	小山田町 1304	52-7275	○		
3	老人保健施設寿里苑フェリス	加賀田 885-2	62-0700	○		
4	介護老人保健施設てらもと総合福祉センター	小山田町 1701-1	52-7000	○		
5	特別養護老人ホーム 寿里苑	小山田町 448-2	52-3888	○		
6	特別養護老人ホーム 泰昌園	寺元 928	63-0171	○		
7	ふれあいの丘	上田町 155-5	65-1818	○		
8	デイサービス美楽来る	加賀田 380-5	60-5577		○	○
9	ケアホーム・シオンの家	汐の宮町 3-5	56-1263		○	
10	ロイヤル・ライフ河内の郷	向野町 734	56-3333		○	
11	ロイヤル・ライフ信照の郷	向野町 681	52-0500		○	
12	サービス付き高齢者向け住宅 てらもとケアホーム	喜多町 14-3	55-3636		○	
13	かんたき河内長野	汐の宮町 12-2	56-8655		○	
14	こころの家	汐ノ宮町 17-3	21-6699		○	
15	てらもと医療リハビリ病院通所リハビリテー ション	喜多町 14-1	63-0101		○	

(2) 障がい関係施設

No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
1	共働事業所「かすみ荘」	汐の宮町 33-34	56-3123	○	○	
2	ななほしベース天野	天野町 682-1	52-7704	○		
3	TANGO 三日市	三日市町 560-61 末 広ビル 3 階	51-2000	○		
4	しょうとく園	河合寺 423-5	65-1877	○		
5	ミライエ河内長野	栄町 1-18	52-0337		○	
6	サポートセンターレオ	向野町 302-1	50-1300		○	
7	ぼえむ	栄町 1-4	56-7861		○	
8	こころッと	本町 10-15 アダチビ ル 201	53-4086		○	
9	運動療育サトスポキッズ	長野町 4-9 うすやビ ル 2A203 号	70-7710		○	
10	なつつ	長野町 4-9 うすやビ ル 3C	070-5664- 1920		○	
11	えれふあんで	菊水町 8-3 釜平ビル 2 階	080-4889- 2536		○	
12	児童発達支援・放課後等デイサービス トリプル	菊水町 8-3 釜平ビル 2 階	69-9330		○	
13	ぼえむ パレット	栄町 5-18	080-4889- 2536		○	

(3) 児童関係施設

No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
1	観心寺保育園	寺元 501-1	65-0050	○	○	○
2	くすのき幼稚園	末広町 623-23	65-1167	○		
3	大阪千代田短期大学附属幼稚園	楠町西 1090	53-5283	○		
4	勝山愛和青葉台幼稚園	南青葉台 1-1	65-1378	○		
5	汐の宮こども園	汐の宮町 8-39	52-1414		○	
6	子ども一時預かりにこころルーム	大師町 25-2	65-0256		○	

(4) 学校関係施設

No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
1	西中学校	下里町 257-3	52-2702	○		
2	東中学校	日東町 26-1	62-2430	○		
3	加賀田中学校	石仏 570	68-8778	○		
4	高向小学校	高向 86	52-2129	○		
5	三日市小学校	上田町 380	62-2429	○		
6	加賀田小学校	加賀田 568-1	62-2916	○	○	○
7	天見小学校	天見 2370-1	68-8004	○		
8	楠小学校	楠町東 1011	53-8371	○		
9	石仏小学校	石仏 662	68-8766	○		
10	川上小学校	清見台 4-18-1	62-5353	○		
11	南花台小学校	南花台 2-11-1	63-2511	○		
12	川上放課後児童会	清見台 4-18-1	62-3811	○		
13	南花台放課後児童会	南花台 2-11-1	63-2116	○		
14	加賀田放課後児童会	加賀田 568-1	63-3311	○	○	
15	清教学園中・高等学校	末広町 623	62-6828	○		
16	大阪府立長野高等学校	原町 2-1-1	53-7371	○		
17	大阪暁光高等学校	楠町西 1090	53-5281	○		

(5) 医療関係施設

No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
1	医療法人かんべ診療所	三日市町 405-7	64-8988	○		
2	森本小児科医院	三日市町 481-147	64-0390	○		
3	特別養護老人ホーム 泰昌園診療所	寺元 928	63-0171	○		
4	特別養護老人ホーム 寿里苑診療所	小山田町 448-2	52-3888	○		
5	山口診療所	汐の宮 19-10	52-5719		○	○
6	なかたにクリニック	三日市町 160	63-6825		○	○
7	藤林医院	本町 8-5	52-2539		○	
8	医療法人孝仁会澤田病院	長野町 7-11	53-2313		○	
9	尾崎医院	本町 29-27 スマイルビル	52-2349		○	
10	医療法人橋本眼科医院	西代町 1-21	55-0750		○	
11	中野皮フ科医院	西代町 1-21 山内眼科ビル 3 階	52-1112		○	
12	五味内科クリニック	長野町 5-1 ノバティながの南館 3 階	56-0800		○	
13	江富眼科	菊水町 2-6 荒川菊水ビル 3 階	50-1166		○	
14	医療法人生登会てらもと医療リハビリ病院	喜多町 14-1	63-0101		○	
15	医療法人桜井耳鼻咽喉科	長野町 7-24	54-5771		○	
16	かわにしクリニック	汐の宮町 4-10	55-3710		○	
17	医療法人横敏会よこうちクリニック	菊水町 2-33	50-2810		○	
18	医療法人ときわ会木田形成外科皮フ科クリニック	長野町 2-12	50-4112		○	
19	医療法人加藤医院	三日市町 206-1	65-6070		○	○
20	医療法人医整会田中整形クリニック	三日市町 243-1	62-7575		○	○
21	西野テラードクリニック	長野町 4-1	50-0250		○	
22	医療法人 よしかわ眼科クリニック	三日市町 241-1	63-7393		○	○
23	医療法人一祥会 古谷矯正歯科	長野町 4-7	56-8888		○	
24	生地歯科医院	三日市町 237-1	65-6061		○	○
25	医療法人 南歯科医院	長野町 3-1	55-1081		○	
26	寒川歯科医院	本町 22-20 優智ビル 1F	54-1668		○	
27	上堂歯科医院	本町 8-19	52-5552		○	
28	尾畑歯科医院	三日市町 139-1	65-6404		○	○

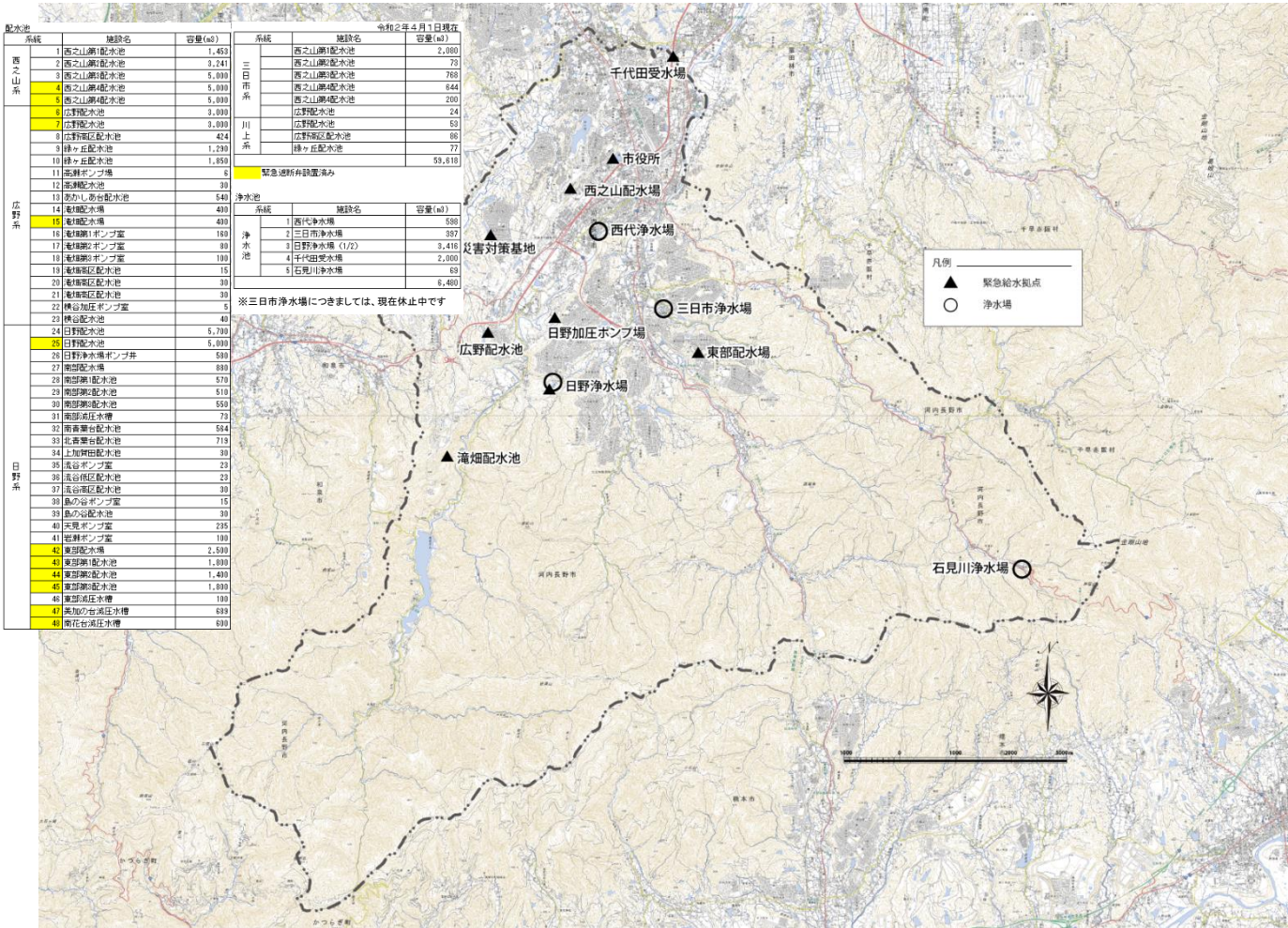
No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
29	近藤歯科医院	汐の宮町 92-14	53-6480		○	
30	とみやま歯科	三日市町 235-4	65-0487		○	
31	荒川歯科医院	菊水町 2-6 荒川菊水 ビル 2 階	53-8627		○	

(6) その他施設

No	施設名	住所	電話番号	土砂災害 警戒区域	洪水浸水想定区域	
					想定最大 規模	計画規模
1	救護施設 みなと寮	河合寺 423-1	62-2382	○		

資料10. 備蓄

資料10－1. 緊急給水拠点整備図



資料10－2．水道災害備品備蓄状況

令和2年4月1日現在

資機材の整備状況（災害対策基地）

項目	内容	個数	項目	内容	個数
仕切弁キー	1.5m	1	キャップライト		2
制水弁キー φ50		9	コードリール		2
グランド廻し		4	吊り下げ帯		4
引上げ式スタンドパイプ		8	寝袋		4
町野式ホース		1	鋼製ワイヤー		2
木くい		2	夜間蛍光たすき		34
バルブ廻し（二股）	1.5m	7	荷締機		11
ロープ		5	工具一式		1
スコップ		2	放水銃		2
かけや		2	洗管用具（メーター部分）	13mm	8
土のう袋（200枚入り）		2	洗管用具（メーター部分）	20mm	6
箒		10			
懐中電灯		14			
投光器	300W	6			

給水資機材の整備状況（災害対策基地）

項目	内容	個数	項目	内容	個数
高圧給水タンク車（車載型） 【西代浄水場】	1.6t	1	緊急給水栓（携帯組立型） 【分散保管】	4栓式	8
給水タンク 【災害対策基地・日野浄水場】	2t	3	ポリタンク（白）	20 ^{リットル}	200
給水タンク	1.5t	1	非常用飲料水袋	6 ^{リットル}	16,540
給水タンク【日野浄水場】	1t	2			
給水タンク（ポリエチレン製）	1t	2			
給水タンク（ポリエチレン製）	500 ^{リットル}	1			

資料10－3．市備蓄状況及び備蓄目標

重要物資

品 名	R 2 . 1 0 現在数量	備蓄目標	備 考
アルファー化米	15, 050食	14, 000食	真空パックで湯又は水に戻して食べられるもの 5年間保存可能
乾パン	7, 072食	14, 000食	1袋3本入り、7年間保存可能
高齢者用食	700食	280食	
粉ミルク・哺乳瓶	12缶・294本	147人分	瓶：147本、プラスチック：147本 乳頭：197コ
毛布	6, 432枚	4, 200枚	真空包装
おむつ	4, 025枚	2, 100枚	大人用（1, 937枚）、乳幼児用（2, 088枚）
生理用品	36, 445個	23, 205個	
簡易トイレ	732基	140基	ブルマル：584コ、ダンボールトイレ：148コ

その他の物資

品 名	R 2 . 1 0 現在数量	備 考
肌着セット	545枚	大人用：500セット、小人用：45セット ※女大人（生理用）ショーツ：100枚（含まない。）
衣類	1, 735枚	Tシャツ（共用）980枚 シャツ（大人女）500枚、（小人女）45枚 Tシャツ（長袖）（共用）大人：120枚、小人：90枚
	130枚	トレーナー（上）大人：100枚、小人：30枚 トレーナー（下）大人：49枚
タオル	860枚	
飲料水袋	3, 350袋	6ℓ用：2, 350袋、10ℓ用：1, 000袋
歯ブラシ	1, 000本	
ポケットティッシュ	6, 000個	
割り箸	5, 000膳	
紙コップ	3, 000個	
椀	2, 500個	発泡スチロール製 丼椀250コ、丼小800コ、ランチパック1, 000コ等
トイレ処理セット	6, 000個	
アルコール消毒薬	2, 450 L	目標備蓄数：2万 L
次亜塩素酸水（粉末）	19, 200 L 分	液体については、必要時協定先から調達
マスク	140, 000枚	目標備蓄数：常時10万枚

応急資機材

品 名	R 2 . 1 0 現在数量	備 考
発電機	55台	避難所：1台（計：48台）
投光器	105台	避難所：2台（計：96台）
土のう袋	7, 700枚	
ブルーシート	559枚	10×10：126枚、5.4×5.4：38枚、3.6×5.4：305枚 3.4×5.2：90
真砂土	1.7m ³	2 t 砂
木杭	281本	φ7.5cm、長さ1.2m

資料10－４．大阪府災害用備蓄食糧等一覧

大阪府HP 大阪府災害用備蓄物資・保管状況一覧 令和２年３月31日現在
大阪府災害用備蓄食糧

品名		備蓄物資合計	北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	備考
重要物資	煮炊不要食等食糧	1,091,500 食	82,510 食	831,870 食	170,620 食	6,500 食	
	毛布	880,880 枚	111,130 枚	628,230 枚	132,540 枚	8,980 枚	
	哺乳瓶	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本	
	紙おむつ	317,920 枚	27,820 枚	212,506 枚	54,546 枚	23,048 枚	
	トイレットペーパー	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m	
	生理用品	1,391,656 枚	340,272 枚	698,430 枚	337,714 枚	20,240 枚	
	マスク	525,000 枚	0 枚	525,000 枚	0 枚	0 枚	
	簡易トイレ	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基	※不足分は協定先から調達
	粉ミルク	1,245,600 g	メーカー側ランニングストック (森永乳業、雪印ビーンスターク、明治乳業)				6,624 缶
	ペットボトル水	522,208 本	8,880 本	505,768 本	7,560 本	0 本	
	肌着	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組	
	タオル	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
	ティッシュ	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
	飲料水袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋	
	作業服	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
	移動式仮設風呂	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
	かにパン	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓㈱				
	漬物	18 トン	〃 大阪府漬物事業協同組合				

※厚生労働省省令に基づく表示義務（卵・乳・小麦・そば・落花生・エビ・カニ）及び表示奨励（あわび・いか・いくら・オレンジ・キウイフルーツ・牛肉・くるみ・さけ・さば・大豆・鶏肉・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン・バナナ）とされている特定原材料等を使用していないものをアレルギー対応としている。

調達対応

精米 (6社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (㈱大阪第一食糧・幸南食糧㈱・幸福米穀㈱・㈱丸三・㈱勝山商店・津田物産㈱)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 大阪府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分 (上記推定入院患者の3日分を除く)

備蓄水（大阪広域水道企業団製作）

大阪府備蓄水	高齢者などの災害時用援護者に対する給水活動を強化するため、アルミボトル缶詰備蓄水（490ml）100万本を備蓄	受水市町村	60万本
		大阪府施設	40万本※

※災害時の給水には、非常用自家発電設備を備え未送水時でも給水可能な「あんしん給水栓（Aタイプ）」を大阪府内46箇所に設置

※水道部施設を中心に備蓄。内15万本は危機管理室所管分（中部広域防災拠点6万本、泉北府民センター7万5千本、寝屋川公園8千本、北河内府民センター5千本）

資料11. 清掃

資料11－ 1. ごみ処理施設（焼却場）

令和2年4月現在

施設名	住所	処理能力
南河内環境事業組合第1清掃工場	富田林市大字甘南備2345	300 t／日
南河内環境事業組合第2清掃工場	河内長野市日野1564－ 3	190 t／日

資料11－ 2. 市内し尿処理施設

令和2年4月現在

施設名	住所	処理能力
河内長野市衛生処理場	河内長野市高向2092	36kl／日

資料12. 応援

資料12－1. 災害時応援協定

1. 包括的な応援

No.	分類	協定	機関名	電話番号	FAX	防災専用電話番号
1	相互応援自治体	災害相互応援協定	八尾市 危機管理課	(代)072-991-3881 (直)072-924-9870	072-924-3968	88-512-8900
			東大阪市 危機管理室	(代)06-4309-3000 (直)06-4309-3130	06-4309-3858	88-527-8900
			富田林市 危機管理室	(代)0721-25-1000	0721-25-9980	88-514-8900
			大阪狭山市 危機管理室	(代)072-366-0011	072-367-1254	88-531-7900
			太子町 自治防災課	(代)0721-98-0300 (直)0721-98-5525	0721-98-4514	88-540-8900
			松原市 危機管理課	(代)072-334-1550 (直)072-337-3151	072-334-7870	88-517-8900
			河南町 危機管理室	(代)0721-93-2500	0721-93-4691	88-541-8900
			柏原市 危機管理課	(代)072-972-1501 (直)072-972-1529	072-920-7192	88-521-8900
			羽曳野市 危機管理課	(代)072-958-1111 (直)072-956-0119	072-958-0212	88-522-2713
			千早赤阪村 危機管理課	(代)0721-72-0081	0721-72-1880	88-542-8900
			藤井寺市 危機管理室	(代)072-939-1111 (直)072-939-1190	072-955-6607	88-526-8900
			堺市 危機管理室	072-228-7605	072-222-7339	88-501-8800
2	相互応援自治体	災害時における相互応援協定	五條市 危機管理課	(代) 0747-22-4001	0747-25-0629	88-029-207-7-370

No.	分類	協定	機関名	電話番号	FAX	防災専用電話番号
3	相互応援自治体	災害時における相互応援協定	橋本市 危機管理室	(代) 0736-33-1111	0736-33-1665	88-030-230-400
4	相互応援自治体		多治見市 企画防災課	(代) 0752-22-1111 (直) 0572-22-1378	0572-24-0621	88-021-531-2
5	相互応援自治体		米子市 防災安全課	(代) 0859-22-7111 (直) 0859-23-5337	0859-23-5387	88-031-310-2336
6	相互応援自治体		王寺町 防災統括室	(代) 0745-73-2001	—	88-029-425-7-241
7	相互応援自治体		平群町 総務防災課	(直) 0745-45-1001	—	—
8	国交省	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	06-6942-1141	—	—
9	財務省	災害時の人的支援に関する協定	財務省近畿財務局	06-6949-6390	—	—
10	大阪府	災害時の後方支援活動拠点としての使用に関する協定	大阪府政策企画部危機管理室災害対策課	06-6944-6478	06-6944-6654	—

「—」は協定書に特に定められていない場合を示す。

2. 避難に関する応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	自治体	災害時における避難者の受け入れにかかる確認書	堺市及び南河内地域6市2町1村 富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村	災害時における避難者の受け入れにかかる確認書	第3章/3節/1. 他市町(相互応援協定)を参照
2	施設	災害時に一時避難所として使用する集会所に関する協定	サニータウン自治会	自治会集会所の一時避難所として使用	0721-54-0903

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
3	施設	覚書	大阪府立長野北高等学校	避難所の鍵の管理に関する覚書	0721-54-2781 naganokita- hs@sbox.pref.osaka.lg
4	施設	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	清教学園中・高等学校	避難所としての施設使用	0721-62-6828 br@seikyo.ed.jp (事務長) onishi@seikyo.ed.jp
5	施設	災害時における避難所としての施設使用に関する協定	千代田学園 (大阪千代田短期大学/大阪暁光高等学校)	避難所としての施設使用	0721-53-5281 hombu@osakagyoko.ed.jp
6	施設	災害発生時の施設使用に関する協定書	河内長野警察署	河内長野警察署庁舎が損壊した際の代替施設として、市民交流センターを使用	0721-54-1234 内線 (463)
7	施設	災害時等における施設利用の協力に関する協定	社会福祉法人 たこう福祉会 (高向こども園)	避難所としての施設使用	0721-52-5753
8	施設	災害時に一時避難所として使用する集会所に関する協定	流谷自治会	自治会集会所の一時避難所として使用	090-5051-1670 0721-68-8488 nt0102@technocorp.co.jp
9	施設・物品	災害時等における支援協力に関する協定 災害時等における支援協力に関する細目協定	河内長野ガス(株)	災害時における施設および資機材等の提供他	090-5649-8034 (新分野開発室) 0721-53-3561 j uchida@naganogas.co.jp
10	施設・物品	災害発生時における河内長野ガス社屋「災害時支援施設」の開設・運営確認書	河内長野ガス(株)	災害時の施設及び資機材の提供	090-5649-8034 (新分野開発室) 0721-53-3561 j uchida@naganogas.co.jp
11	施設、物品	災害における緊急対策に関する協定	財団法人自転車センター関西サイクルスポーツセンター	災害時における物品の貸与、施設の使用等に協力を得るため	0721-54-3100 (管理課) tanda@kcsc.or.jp

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
12	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 生登会 (かわちながの老人保健施設てらもと総合福祉センター)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-7000 teramotogcc@teramoto.or.jp
13	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 ラポール会 (青山第二病院)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-65-0003 2hp-soumu@aoyama-med.gr.jp
14	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人 仁済会 (滝谷病院)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-53-5002
15	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合 (コープアイメゾン河内長野)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	072-232-3111 j-sasaki@izumi.coop
16	福祉避難所	災害時等における福祉避難所の設置・運営、緊急保育の確保に関する協定	河内長野市社会福祉施設連絡会	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-65-0133 ksyakyu@silver.con.ne.jp
17	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 生登福祉会 (特別養護老人ホーム生登福祉ケアセンター、美加の台生登福祉ケアセンター)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-50-0101 seitofukushi@teramoto.or.jp
18	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人ちづる保育園 (ちづる保育園)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	090-8233-9154 0721-54-5511 tiduru-1975@lily.ocn.ne.jp
19	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人長野社会福祉事業財団 (長野こども学園)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-56-2391 threeheart@naganozaidan.jp
20	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人幸悠会 (美加の台保育園)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-63-5110

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
21	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人泉カナン会（聖愛保育園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-2973
22	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人大典福祉会（大典保育園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-63-7403 080-4455-2623 taiten@maple.ocn.ne.jp
23	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人柳風福祉会（柳風台こども園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-53-7960 090-8822-1157 ryufudai@io.ocn.ne.jp
24	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人みのり学園（みのりこども園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-62-2200 nanreihoikuen@proof.ocn.ne.jp
25	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人あまのふたば会（あまのこどもえん）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-5819 Info@amaho.or.jp
26	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 天聖会 （特定施設入居者生活介護オーパス、老人デイサービスセンター翠浩苑）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-53-5550 tensho@sweet.ocn.ne.jp
27	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定 災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定の一部を変更する協定	社会福祉法人 長野社会福祉事業財団 （養護老人ホームふれあいの丘、地域密着型特別養護老人ホームクローバーの丘、デイホーム寺ヶ池ふれあいの丘、特別養護老人ホームスリーハートの丘）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-56-2391 threeheart@naganozaidan.jp
28	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人川上会（観心寺保育園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-65-0050 kan-31yamanoko@bell.ocn.ne.jp

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
29	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人天宗社会福祉事業会（天宗清見台園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-65-6518 tenso@orion.ocn.ne.jp
30	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人ちよだ福祉会（おおさかちよだ保育園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-1705 oosakachiyoda@nifty.com
31	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人みなの会（あまの園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-56-7837 amanoen@minos.ocn.ne.jp
32	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人たこう福祉会（汐の宮こども園、高向こども園）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-5753 090-8653-0496 takou-keiri@clear.ocn.ne.jp
33	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 あおぞらの会（ライフサポートあおぞら）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-62-8500 aozora-8500@tune.ocn.ne.jp
34	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 ラポール会（くみのき苑千寿）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	072-368-2777
35	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 慈恵園福祉会（老人保健施設あかしあ、特別養護老人ホーム慈恵園希望の丘）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-0333 kibou@aoyama-med.gr.jp
36	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団（地域生活総合支援センターきらら）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-53-5988 kirara@sfj-osaka.net
37	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 博光福祉会（特別養護老人ホーム寿里苑、老人保健施設寿里苑フェリス、寿里苑加賀田デイサービスセンター、介護老人福祉施設フルール）	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-3888（寿里苑） julien@julien.or.jp

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
38	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 聖徳園 (ワークメイト聖徳園、児童発達支援センターしょうとく園)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-55-6568 workmate@crux.ocn.ne.jp
39	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 楠黄福祉会 (特別養護老人ホーム泰昌園)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-63-0171
40	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人ぬくもり (相談支援室れんげのおか)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-26-8010 nukumori@lily.ocn.ne.jp
41	施設	災害時に一時避難所として使用する集会所に関する協定	上天見自治会	自治会集会所の一時避難所として使用	—
42	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 つばさの会 (フレッシュながの)	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-52-6700
43	福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置・運営等に関する協定	(社福) みなと寮	要配慮者を受け入れるための福祉避難所の設置運営	0721-62-2382
44	施設	災害時に一時避難所として使用する集会所に関する協定	下天見自治会	自治会集会所の一時避難所として使用	—

「—」は協定書に特に定められていない場合を示す。

3. 放送・通信に関する応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	放送	災害時等の緊急放送に関する協定	(株)ジェイコムウエスト	災害時等の緊急放送について	03-5759-6775（緊急窓口） 072-469-2730（運用窓口） ML_KSMC_bousai_kawachinagano@jupiter.jcom.co.jp
2	通信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時における情報発信	03-6898-5312（関口） 03-6898-6763（森） kasekigu@yahoo-corp.jp smori@yahoo-corp.jp
3	通信	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	災害時の特設公衆電話の利用・管理	06-6210-2609（関西支店） osakasaitai-kansai-ft@west.ntt.co.jp
4	放送	災害時等の緊急放送に関する協定	(株)ジュピターテレコム関西メディアセンター	災害時等の緊急放送について	—
5	通信	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営等に関する協定	大阪府	大阪府防災行政無線設備の整備及び管理運営等	—
6	通信	防災情報充実化事業に関する覚書	大阪府	防災情報充実化事業	—
7	通信	大阪府防災行政無線260MHZ帯デジタル通信システムの共同利用に関する協定	大阪府	大阪府防災行政無線260MHZ帯デジタル通信システムの共同利用	—
8	通信	大阪府防災行政無線260MHZ帯デジタル通信システムの共同利用に関する協定	大阪狭山市防災防犯推進室	大阪府防災行政無線260MHZ帯デジタル通信システムの共同利用	(代)072-366-0011

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
9	通信	大阪府防災行政無線260MHz帯デジタル通信システムの共同利用に関する協定	千早赤阪村総務課	大阪府防災行政無線260MHz帯デジタル通信システムの共同利用	(代)0721-72-0081
10	情報	災害時における情報提供に関する協定	大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	災害時における情報提供	072-238-2375

「ー」は協定書に特に定められていない場合を示す。

4. ボランティアに関する応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	社協	相互支援に関する協定	社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会	災害に対する相互協力	0721-65-0133

「ー」は協定書に特に定められていない場合を示す。

5. 土木に関する応援

※ 複数の担当班が専門性の高い業務の応援をそれぞれ要請する協定については、まず危機管理監から一報を入れた後に、各担当から具体的な要請を行う。

詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	(株)木谷工務店	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	090-2061-9626 0721-63-2651 kitani@circus.ocn.ne.jp
2	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	南大阪建設(株)	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	090-2063-2722 0721-63-3687 m.o.kk@utopia.ocn.ne.jp
3	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	(株)建匠	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	090-6981-5307 0721-55-6540 shinohara@kensho2000.xyz

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
4	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	大阪府電気工事工業羽曳野支部長野ブロック	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	072-953-5891（羽曳野支部）
5	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	河内長野造園業組合	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	—
6	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	河内長野土木建築協同組合	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	—
7	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	アイシン空調株式会社	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	0721-54-1625
8	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	株式会社山之内建設	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	0721-63-0184
9	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	（有）緑勢美建	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	—
10	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	株式会社タナシン、株式会社タナカトラスト、株式会社ワイズガーデン	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	0721-53-6800 （株式会社タナシン）
11	復旧作業	災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定	株式会社千代	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	0721-70-7071

「—」は協定書に特に定められていない場合を示す。

6. 医療救護に関する応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	医療	災害時における医療救護活動についての協定	一般社団法人 河内長野市医師会	災害時における医療救護活動	090-5169-4252 0721-54-4772 info@kawachinagano-med.or.jp

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
2	医療	災害時の医療救護活動に関する協定	河内長野市薬剤師会	災害時における医療救護活動	080-5332-6671 0721-56-8822 kawayaku@woody.ocn.ne.jp
3	医療	災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人 河内長野市歯科医師会	災害時の歯科医療救護	0721-52-2403 musiba@muc.biglobe.ne.jp
4	医療	災害時における医療救護活動についての協定	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター	災害医療センターの指定と、災害時における傷病者の受入れその他現地医療の拠点機能の整備	0721-53-5761 chabata.koichiro.bf@mail.hosp.go.jp

7. その他の応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	救助	災害時における災害対策に関する協定	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター	応急対策及び災害救助の円滑化を図るための協力	0721-53-5761 chabata.koichiro.bf@mail.hosp.go.jp
2	救助・セラピー	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	災害救助犬による捜索活動 セラピードッグによる被災地住民のこころのケアを図る活動	072-770-4900 rescue@japan-rescue.com
3	住宅	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部	災害時の民間賃貸住宅の空き家情報等の提供	072-958-3005 mo_takken@yahoo.co.jp
4	人的支援	災害時等における協力に関する協定	(株)セルビス	多数の被災者（死者も含む）が発生した場合における支援協力	072-223-1199 soumubu@selvice.co.jp
5	人的支援	災害時等における協力に関する協定	南海グリーンサポート㈱（葬儀会館ティア）	多数の被災者（死者も含む）が発生した場合における支援協力	06-6676-3200（総務部） info@tear-nankai.co.jp
6	郵便	相互支援に関する協定	河内長野市内郵便局	災害に対する相互協力	0721-62-2600 shiten410450@ymd.jp-post.jp
7	災害廃棄物	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	大栄環境(株)	災害時に大量発生する廃棄物の処理に係る協定	078-857-4649

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
8	解体撤去等	大規模な災害時における建築物等工作物の解体撤去等に関する協定	株式会社KODAMA、株式会社土政建材店、中村自動車工業、株式会社慶	災害時の被害拡大防止のための緊急対策として実施する建築物等工作物の解体及び災害廃棄物の撤去の協力	0721-50-4411 (株式会社慶)
9	損害調査	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	三井住友海上火災保険株式会社	被災者の生活の早期再建に対する相互協力	072-222-6301 (堺支店)

「－」は協定書に特に定められていない場合を示す。

8. 物資提供の応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定	河内長野米友会	物品の供給協力	0721-52-2179
2	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定	(株)チェーンストアオークワ	物品の供給協力	073-433-9863 hayashi.kanji@okuwa.co.jp
3	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定	コーナン商事(株)	物品の供給協力	072-274-1621 MASAHARU.MATSUNO@hc-kohnan.co.jp
4	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定	イズミヤ(株)	物品の供給協力	0721-64-1227
5	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)西友	物品の供給協力	03-3598-7760
6	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定書	(株)関西スーパーマーケット	物品の供給協力	072-772-0341 j-yamaguchi@kansaisuper.co.jp
7	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いずみ市民生活協同組合	物品の供給協力	072-232-3111 j-sasaki@izumi.coop
8	物品	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	Jパックス(株)	避難所の設営等において必要な物資の調達	090-8653-5129 072-923-1388 mizutani@jpacks.co.jp
9	物品	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	セツカートン(株)	避難所の設営等において必要な物資の調達	072-784-6001 072-982-5551 (東大阪工場) hamada_kentarou@settsucarton.co.jp
10	物品	災害時における物品の供給協力に関する協定	カネ増製菓(株)	物品の供給協力	0721-53-5381 kanemasu@nifty.com

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
11	物品	災害時における物資提供等に関する協定	大阪南農業協同組合農産物直売所 「あすかてくるで河内長野店」	物品の供給協力	0721-52-3733
12	物品	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	災害対策本部設置時に利用する地図等の供給	06-6584-0334 kansaijichitaieigyoka@zenrin.co.jp
13	物品	災害時におけるレンタル資機材等の供給に関する協定	株式会社リンク河内長野営業所	災害時のレンタル資機材等の供給	0721-56-4560 linkkawachinagano@gmail.com
14	物品	災害時におけるレンタル資機材等の供給に関する協定	有限会社ハットリコーポレーション	災害時のレンタル資機材等の供給	072-479-2024 090-3626-2167 hattori_corporation@yahoo.co.jp
15	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	富尾石油株式会社	災害時重要拠点施設及び公用車への優先的な燃料供給	0725-41-4717 tomio-yoshi@tomioil.com
16	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	コスモ石油株式会社	災害時重要拠点施設及び公用車への優先的な燃料供給	06-4390-3301 tetsuya_narita@cosmo-sales.co.jp
17	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	明治石油株式会社	災害時重要拠点施設及び公用車への優先的な燃料供給	06-6441-7611
18	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	株式会社スタンダード石油大阪発売所	災害時重要拠点施設及び公用車への優先的な燃料供給	06-6443-1271
19	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	大正石油株式会社	災害時重要拠点施設及び公用車への優先的な燃料供給	0721-55-3852
20	物品	震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	地震災害時における避難所開設に必要な避難所用テントの提供・設置	06-6258-0050 cs-oosaka@cerespo.co.jp
21	物品	災害時における物品・資機材等の供給協力に関する協定	株式会社サンプラザ	物品の供給協力	0721-63-3719

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
22	物品	災害時における物品・資機材等の供給協力に関する協定	株式会社せいき	物品の供給協力	0721-28-6261
23	物品		株式会社アレス	物品の供給協力	0721-50-0088
24	物品		三協フロンテア株式会社	物品の供給協力	06-6227-0081
25	物品		株式会社ナフコ	物品の供給協力	0721-52-1216
26	物品		株式会社セブン・イレブン・ジャパン	物品の供給協力	06-6910-4560
27	物品		関西大学・株式会社コノミヤ	物品の供給協力	06-6968-0561
28	物品		エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	物品の供給協力	—
29	物品		大塚製薬株式会社	物品の供給協力	06-6441-6532
30	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	全農エネルギー株式会社	災害時における燃料供給	0721-52-1500
31	物品	災害時における燃料供給等に関する協定	(一社) 大阪府 L P ガス協会	災害時における燃料供給	06-6264-7888
32	物品	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	大阪長野運輸協同組合	物資等の緊急輸送に関する協力	—
33	物品	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に協定	株式会社ナガワ	災害時のレンタル資機材等の供給	06-6443-5670 (大阪支店)
34	物品	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書	株式会社大阪ケース製作所	避難所の設営等において必要な物資の調達	0721-54-0702

「—」は協定書に特に定められていない場合を示す。

9. 水道に関する応援

※ 詳しい内容については、協定書の確認及び協定先との事前調整を実施すること

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
1	復旧作業	災害時における水道施設復旧に関する応援協定	市内の配給水管工事にて業者登録のある市内業者33社	応急の復旧作業及び被害の拡大防止作業	—
2	復旧作業	上下水道事業の災害時における機材の提供（レンタル）に関する協定	(株)リンク	災害時における機材の提供（レンタル）	TEL : 0721-56-4560
3	相互応援自治体	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪市を除く府内42市町村 大阪広域水道企業団 泉北水道企業団 大阪府環境医療部	災害時における、人的、物的な相互応援	—
4	相互応援自治体	河内長野市・大阪市水道事業の災害相互応援に関する実施協定	大阪市	災害時における、人的、物的な相互応援	TEL : 06-6616-5507 Email : koiki@suidou.city.osaka.jp FAX : 06-6616-5409
5	相互応援自治体	河内長野市水道事業・富田林市水道事業の災害相互応援に関する協定	富田林市	災害時における、人的、物的な相互応援	TEL : 0721-25-1000 Email : suido-soumu@city.tondabayashi.lg.jp FAX : 0721-25-7444
6	相互応援自治体	大阪狭山市水道事業・河内長野市水道事業の災害相互応援に関する協定	大阪狭山市	災害時における、人的、物的な相互応援	TEL : 072-366-0011 Email : oosakasayama@sbox.wsa-osaka.jp FAX : 072-366-0034
7	人的支援	災害時等の応援業務に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ(株)	災害時等における応急給水、電話対応等の補助業務	TEL : 06-6302-7771 FAX : 06-7656-1647

No.	分類	協定名	協定先	内容	連絡先
8	相互応援自治体	河内長野市・富田林市水道事業共同施設に係る緊急時応援給水協定	富田林市	災害時等に日野浄水場における浄水の相互融通	TEL : 0721-25-1000 Email : suido-soumu@city.tondabayashi.lg.jp FAX : 0721-25-7444
9	相互応援自治体	河内長野市水道事業・富田林市水道事業の水道緊急連絡管に関する協定	富田林市	緊急時に、区域の安定給水を行うための連絡管布設	TEL : 0721-25-1000 Email : suido-soumu@city.tondabayashi.lg.jp FAX : 0721-25-7444
10	相互応援自治体	大阪狭山市水道事業・河内長野市水道事業の水道緊急連絡管に関する協定	大阪狭山市	緊急時に、区域の安定給水を行うための連絡管布設	TEL : 072-366-0011 Email : oosakasayama@sbox.wsa-osaka.jp FAX : 072-366-0034

「－」は協定書に特に定められていない場合を示す。

資料13. 建築

資料13－1. 耐震安全性の分類

官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、 情報伝達のための 施設	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居 施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び 地震防災対策強化地域にある指定 地方行政機関入居施設	I 類	A 類	甲類
	指定地方行政機関のうち上記以外 のもの及びこれに準ずる機能を有 する機関入居施設	II 類		
被災者の救助、 緊急医療活動等 のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠 点として機能すべき施設	I 類	A 類	甲類
	上記以外の病院関係施設	II 類		
避難所として 位置づけられた 施設	学校、研修施設等のうち、地域 防災計画で、避難所として指定さ れた施設	II 類	A 類	乙類
危険物を貯蔵又 は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱 う施設、これらに関する試験研究 施設	I 類	A 類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取 り扱う施設、これらに関する試験 研究施設	II 類		
多数のものが 利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会 福祉施設等	II 類	B 類	乙類
その他	一般官庁施設（上記以外のすべ ての官庁施設）	III 類	B 類	乙類

耐震安全性の目標

構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：官庁施設の総合耐震計画基準

資料13－ 2．応急仮設住宅建設候補地

1．必要面積

大阪府地域防災計画 関連資料（令和 2 年 3 月修正）

最大被害世帯数（134世帯） $\times 0.3 \times 50\text{m}^2 / 1 \text{戸} = \text{約 } 2,000 \text{ m}^2$

2．候補地

名 称	面積（ m^2 ）
大師総合運動場	20,900
下里総合運動場	19,000
天野少年球技場	3,170
松ヶ丘公園	1,700
清見台第 1 公園	4,550
寺ヶ池公園野球場	8,000
野作第 1 公園	3,000
汐の宮公園	1,500
美加の台第 1 公園	2,100
美加の台第 2 公園	7,700
計	71,620

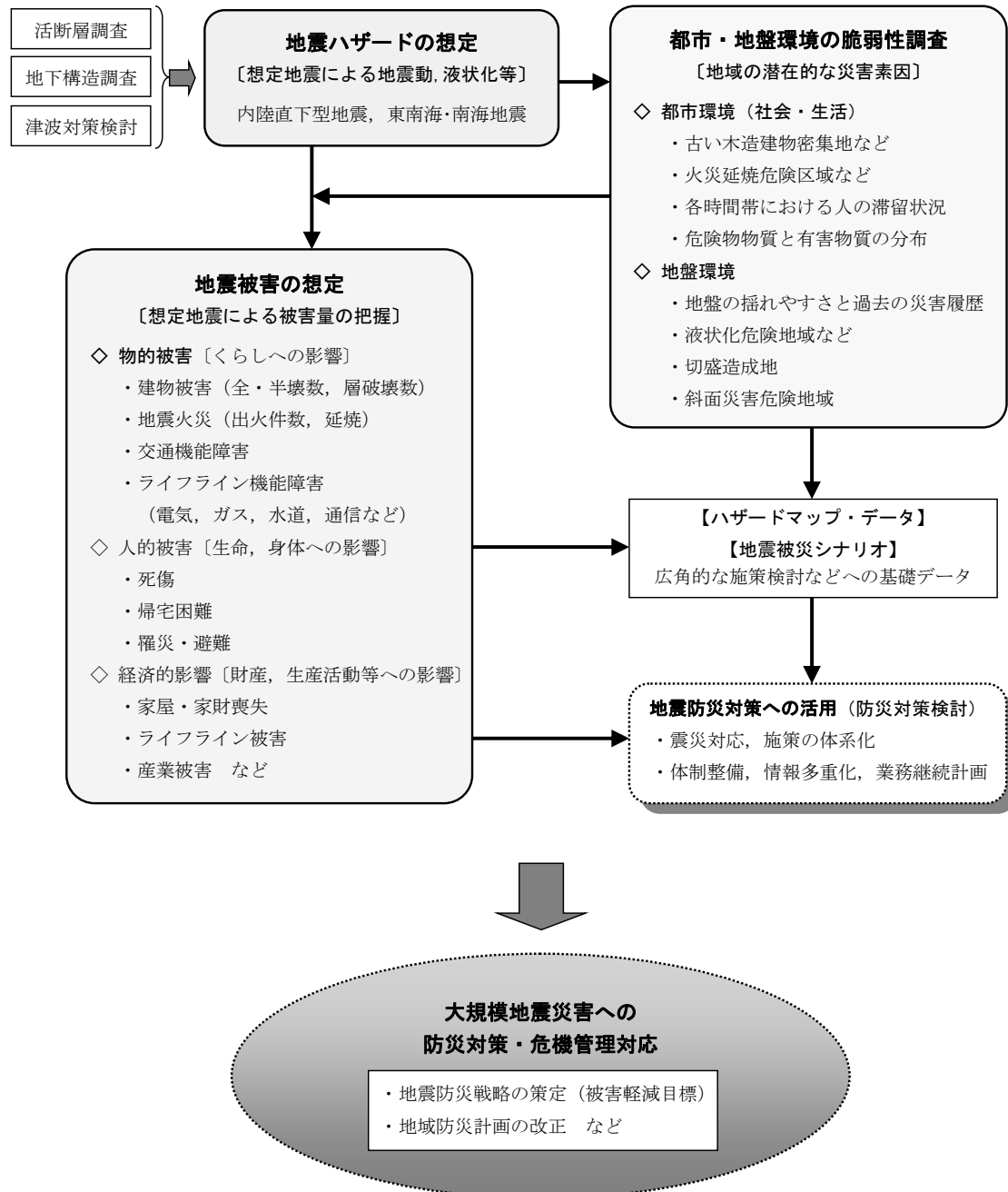
資料14. 地震被害想定

資料14-1. 地震被害想定概要

1. 市の被害想定（中央構造線における地震）

(1) 前提条件

ア. 被害想定フロー



イ. 想定地震

大阪府地震被害想定結果（平成19年3月、平成26年1月）において、特に、全市でライフラインへの影響が最も大きく、市役所庁舎に最も大きな揺れをもたらすことが想定されている「中央構造線断層帯地震」を本計画において前提とする地震とする。市南部和歌山県境とほぼ並行に位置する活断層による内陸直下型地震であり、断層長により地震規模を推定するとマグニチュード7.7～8.1となる。

ウ. 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響が大きい「冬季の夕刻」である。

エ. 地盤解析

地震による地盤の揺れや被害は、地盤の状況によって大きく左右されることが知られている。大阪府の地震被害想定では河内長野市内は500m×500mのメッシュで分割し、解析されている。

オ. 地震動

地震波は、地表近くにくると、地表付近の地盤が軟弱であるために増幅される。この増幅される度合いは地盤の状況により異なり、一般に低地が大きく山地が小さい。地震動の検討は、長周期表面波を含んだ地震動評価を実施し、高精度な予測が行われた。市内では、山間部と市街地の一部で震度6強、その他の市内全域で震度6弱と予測されている。

カ. 液状化危険度評価

液状化とは、地震動によって地盤が液体のようになって砂が吹き出したり流動したりする現象であり、地下埋設物の被害や地盤の不等沈下が発生する。一般に液状化は、低地の砂層にみられるものであって、過去の地震被災例をみても、丘陵地、山地で液状化が発生したという記録はほとんど見られない。

液状化危険度評価の予測には、関西圏地盤情報データベース（関西圏地盤情報ネットワーク・関西圏地盤情報活用協議会）等の豊富な地盤情報や、地形・地質情報や過去の液状化履歴情報が活用されている。

キ. 建物被害予測

建物被害は以下の予測式により算出された。

【予測式】

全壊・半壊棟数

= 地域の建物棟数*¹×全壊・半壊被害率*²（地震動，液状化，構造・年代）

*1 固定資産台帳データおよび公共建物データより町丁目単位のデータを作成

*2 阪神・淡路大震災の被害データ（罹災認定基準による）を基本に作成

ク. 地震火災被害予測

地震によって発生する出火（出火件数）と、消防活動によって消し止められず焼失する棟数（焼失棟数）について、以下の方法により算出が行われた。

【出火件数】

出火件数 = Σ （町丁目の世帯数×3 日間の出火率×時間補正）

ここで、出火率＝早朝（AM5:00 頃）における全出火件数／世帯数

時間補正＝早朝モデルの出火件数を想定時間の出火件数に補正するための比率

【焼失棟数】

延焼火災に拡大しない出火（消防力等により消火）による焼失棟数は、最終消火活動時点の火面周長より算出された。火災延焼範囲の焼失棟数は、CVF（国交省, 2003）を用いて算出された。

ケ. 人的被害予測

建物被害及び地震火災被害予測結果を基に、死傷者数及び避難所生活者数を推定した。

コ. ライフライン被害予測

地震ハザードの想定結果と建物や各種施設の分布等の都市環境から、地震による物的な被害の想定を行った。

(2) 被害想定結果

大阪府地震被害想定結果（平成19年3月）をもとに、中央構造線断層帯地震が発生したときに想定される本市で想定される人的被害・建物被害を以下表に示す。

想定される地震時の被害

想 定 地 震		中央構造線
死 者 数		5人
負 傷 者 数		592人
避難所生活者数		3,108人
建 物 総 数		33,559棟
建 物	全 壊 棟 数	1,077棟 (3.2%)
	半 壊 棟 数	1,861棟 (5.5%)
焼 失	出 火 件 数	4件
	焼 失 棟 数	0棟
ラ イ フ ラ イ ン	上 水 道	40,000人 (32.9%)
	ガ ス	8,000戸 (88.9%)
	電 気	20,021軒 (38.1%)
	固 定 電 話	2,065回線 (1.8%)

- ・季節、時間帯 … 冬季、夕刻（18時頃）
 - ・気象条件 … 晴れ、超過確率1%風速
- 注）世帯数・人口等は平成16年度のデータで計算されている

※大阪府地震被害想定（平成19年3月）より引用

2. 市の被害想定（南海トラフ巨大地震）

「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成26年1月）」において、市町村別に被害が最大となると考えられる条件で検討された結果がとりまとめられた。河内長野市における被害想定結果は以下のとおりである。

○ライフライン等施設被害

上水道

給水人口(人)	断水率(%)					
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	約40日後
111,028	59.2%	26.3%	24.4%	22.6%	6.1%	0.4%

下水道

処理人口(人)	機能支障率(%)				
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
93,500	3.8%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%

電力

契約軒数	停電率(%)					早期受電 困難(%)
	被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後	
49,397	49.0%	3.5%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%

通信（固定電話）

加入 契約者数	復旧 対象契約数	不通契約数(%)				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヶ月後
24,000	21,000	87.5%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%

通信（携帯電話）

携帯電話 基地局数	通信状況等									
	被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヶ月後	
	停波 基地局数	不通 リンク	停波 基地局数	不通 リンク	停波 基地局数	不通 リンク	停波 基地局数	不通 リンク	停波 基地局数	不通 リンク
281	87.0%	A	3.5%	－	2.4%	－	0.0%	－	0.0%	－

○交通施設被害

道路

道路総延長(km)	被害箇所数
411	31

道路閉塞率

道路幅員別延長(km)				道路幅員別閉塞率(%)			道路リンク閉塞 率(%)
5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満道路 延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
159.8	202.9	26.2	388.9	0.5%	1.6%	3.4%	1.3%

○生活への影響

避難者数

1日後			1週間後			1ヶ月後			約40日後		
避難者数(人)			避難者数(人)			避難者数(人)			避難者数(人)		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外
1,163	698	465	7,358	3,679	3,679	7,186	2,156	5,030	1,163	349	814

帰宅困難者数

帰宅困難者数(人)
4,088

物資

飲料水(ℓ)				食糧(食)				毛布(枚)		
備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
	1~3日間	4~7日間			1~3日間	4~7日間				
117,047	455,809	319,412	658,175	41,528	12,556	105,954	76,983	4,120	2,325	-1,795

医療機能（冬18時（早期避難率低））

転院患者数(人)	医療対応不足数(人)
13	0

○災害廃棄物

災害廃棄物等（冬18時）

災害廃棄物発生量(万t)				
計	揺れ	液状化	急傾斜	火災
2.0	1.5	0.4	0.1	0.0

○その他

エレベーター内閉じ込め

エレベーター設置台数	エレベーター停止台数
312	74

○人的被害・建物被害

建物被害

	揺れによる全壊棟数			半壊棟数		
	全建物	木造	非木造	全建物	木造	非木造
揺れによる建物被害	177	139	38	2,104	1,849	254
液状化による建物被害	49	49	0	107	107	0
急傾斜地崩壊による建物被害	10	8	2	15	10	5

地震火災による建物被害（1%超過確率風速）

揺れによる全壊棟数	
冬18時	夏12時
0	0

○屋外転倒、落下物の発生

ブロック塀・自動販売機等の転倒（ブロック塀）

塀件数				転倒件数				転倒率		
総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	総数	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
6,476	4,486	981	1,009	1,279	699	430	149	15.6%	43.8%	14.8%

ブロック塀・自動販売機等の転倒（自動販売機）

自動販売機台数	自動販売機転倒件数	転倒率
4,084	562	13.8%

屋外落下物の発生

落下危険物を有する建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数	落下率
17,310	51	0.3%

○人的被害

建物倒壊による被害（合計 ※「揺れによる被害」と「屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害」の合計）

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	7	274	26
冬18時	8	285	22

建物倒壊による被害（揺れによる被害）

	死者数			負傷者数			重傷者数		
	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内	全建物内	木造内	非木造内
夏12時	7	4	3	189	45	144	12	2	10
冬18時	7	6	1	201	126	75	10	5	5

屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害

		死者数	負傷者数	重傷者数
屋内収容物	夏12時	0	22	6
	冬18時	1	22	5
屋内落下物	夏12時	0	23	2
	冬18時	0	23	2
屋内ガラス被害	夏12時	0	40	6
	冬18時	0	39	5
合計	夏12時	0	85	14
	冬18時	1	84	12

急傾斜地崩壊による人的被害

	死者数	負傷者数	重傷者数
夏12時	0	0	0
冬18時	1	1	0

火災による人的被害（1%超過確率風速）

	死者数				負傷者数			重傷者数		
	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め	延焼拡大時の 逃げまどい	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め	合計	炎上出火 家屋からの 逃げ遅れ	倒壊による 家屋内の救出 困難の閉じ込め
夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冬18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害

		死者数			負傷者数			重傷者数		
		ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	ブロック塀	石塀	コンクリート塀
ブロック塀	夏12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	冬18時	0	0	0	1	1	0	1	0	0
自動販売機	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
屋外落下物	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			0			0		
合計	夏12時	0			0			0		
	冬18時	0			2			1		

揺れによる建物被害

揺れによる建物被害	
夏12時	冬12時
27	34

○参考

1) 人口（市内・浸水域）

市内全域	
夜間人口	昼間人口
12,490	92,434

2) 建物棟数

市内		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数
46,330	29,160	17,170

3) 出火件数

出火件数(冬18時)			出火件数(夏12時)		
建物棟数	木造棟数	非木造棟数	建物棟数	木造棟数	非木造棟数
3	0	0	2	0	0

3. 大阪府の被害想定

内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

大阪府地震被害想定概要

		上町断層帯（A）	上町断層帯（B）	生駒断層帯
地震の規模		マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
		7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7
		震度階級 5弱～6強	震度階級 5強～7	震度階級 4以下～5強
建物全半壊棟数	全壊	449 棟	1,184 棟	12 棟
	半壊	881 棟	1,844 棟	34 棟
全出火 (3日間夕刻)		3 件	4 件	2 件
死傷者数	死 者	2 人	7 人	0 人
	負傷者	281 人	539 人	10 人
り災者数		5,108 人	10,647 人	189 人
避難所生活者数		1,482 人	3,088 人	55 人
ライフライン	停電	3,331 軒	5,683 軒	0 軒
	ガス供給停止	0 千戸	8 千戸	0 千戸
	電話不通	2,065 加入者	2,065 加入者	1,147 加入者
	水道断水	1.7 万人	3.5 万人	0.8 万人

		有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模		マグニチュード(M)	マグニチュード(M)	マグニチュード(M)
		7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6
		震度階級 4以下～5弱	震度階級 6弱～6強	震度階級 4以下～5強
建物全半壊棟数	全壊	0 棟	1,077 棟	21 棟
	半壊	0 棟	1,861 棟	56 棟
全出火 (3日間夕刻)		1 件	4 件	2 件
死傷者数	死 者	0 人	5 人	0 人
	負傷者	0 人	592 人	15 人
り災者数		1 人	10,715 人	217 人
避難所生活者数		1 人	3,108 人	63 人
ライフライン	停電	0 軒	20,021 軒	0 軒
	ガス供給停止	0 千戸	8 千戸	0 千戸
	電話不通	0 加入者	2,065 加入者	0 加入者
	水道断水	0 万人	4.0 万人	0.1 万人

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書、平成19年3月、大阪府

資料15. 自主防災組織

資料15－１．河内長野市自主防災組織一覧表

令和6年3月現在

	組織名	設立年月日
1	南花台自治会・自主防災委員会	H13. 10. 28
2	サニータウン自治会・自主防災委員会	H14. 6. 1
3	UR南花台団地自主防災会	H16. 3. 28
4	高向自主防災委員会	H17. 4. 17
5	野作町自治会自主防災組織	H17. 6. 13
6	上原区自治会自主防災組織	H17. 10. 1
7	アメニティ長野自主防災組織	H19. 6. 1
8	清見台自主防災委員会	H20. 6. 22
9	南ヶ丘自主防災委員会	H20. 9. 15
10	美加の台自治会自主防災委員会	H20. 10. 18
11	長野地区町会連合会自主防災組織	H21. 1. 27
12	楠台自治会自主防災委員会	H21. 4. 1
13	大矢船自主防災組織	H21. 10. 1
14	寿町町会自治会自主防災部	H22. 7. 12
15	下西代連合自治会自主防災組織	H22年度
16	美加の台自治会連合会防災会	H23. 1. 9
17	荘園町自主防災委員会	H23. 4. 24
18	河内長野グリーンマンション自主防災会	H23. 5. 1
19	南貴望ヶ丘自治会防災特別部会	H23. 9. 1
20	楠町自主防災組織	H24. 1. 1
21	小山田自治会自主防災組織	H24. 1. 15
22	三日市町会自主防災委員会	H24. 4. 1
23	美加の台南自主防災会	H24. 4. 1
24	流谷地区自主防災組織	H24. 5. 1
25	北青葉台自治会自主防災委員会	H24. 6. 3
26	楠ヶ丘自主防災委員会	H24. 8. 24
27	千代田東和苑自主防災組織	H24. 12. 1
28	上天見地区自主防災組織	H25. 4. 1
29	南青葉台防災委員会	H25. 4. 1
30	喜多ガーデンヒル自治会自主防災組織	H25. 4. 1
31	北貴望ヶ丘防災会	H25. 4. 14
32	美加の台南海アーバンパレス自主防災組織	H25. 5. 26
33	古野区自主防災組織	H25. 5. 31
34	中片添町自主防災委員会	H25. 6. 16
35	西代区自治会自主防災組織	H25. 8. 1
36	松ヶ丘連合町会自主防災会	H25. 8. 4
37	ライオンズマンション自由ヶ丘合同自主防災組織	H25. 10. 1
38	向野上町会自主防災組織	H25. 10. 7
39	楠翠台自主防災委員会	H25. 11. 3

	組織名	設立年月日
40	旭ヶ丘自主防災委員会	H25. 11. 24
41	桐ヶ丘中央自治会防災部会	H26. 4. 1
42	汐ノ宮自主防災組織	H26. 10. 1
43	市町西町会防災組織	H26. 12. 1
44	木戸本郷自主防災組織	H27. 1. 17
45	ロジェ長野448団地自主防災会	H27. 3. 1
46	千代田台町自治会自主防災組織	H27. 3. 28
47	加賀田中山自治会自主防災組織	H27. 4. 1
48	市町東自主防災組織	H27. 5. 1
49	美加の台北自主防災委員会	H27. 4. 18
50	千代田南町自治会自主防災組織	H27. 4. 27
51	南花台アーバンコンフォート自主防災会	H27. 8. 18
52	ガーデンヒル第2自治会防災部会	H28. 1. 12
53	新町町会自主防災組織	H28. 2. 10
54	美加の台南海アーバンコンフォート武番館自主防災組織	H28. 3. 1
55	上田町自主防災組織	H28. 4. 1
56	ガーデンヒル第一自治会自主防災組織	H28. 5. 15
57	鳩原自治会自主防災会	H28. 9. 19
58	木戸住宅地区自主防災	H28. 12. 4
59	三日市府営自主防災組織	H29. 2. 1
60	寺ヶ池自治会自主防災組織	H29. 3. 19
61	美加の台東自治会 自主防災組織	H29. 11. 4
62	日野地区自主防災組織	H29. 11. 1
63	車作自治会自主防災組織	H29. 12. 16
64	クローバーハイツ南花台管理組合自主防災組織	H30. 12. 1
65	鳴尾自治会自主防災会	H31. 4. 14
66	千代田石坂自主防災組織	R1. 11. 1
67	美加の台四丁目自主防災組織	R5. 6. 1

資料16. 防災会議

資料16－１．河内長野市防災会議委員名簿

令和 6 年 3 月 現在

委員の内訳	役職名	役職名	氏名
会 長	河内長野市	市長	島田 智明
第 1 号委員			
第 2 号委員	陸上自衛隊 第37普通科連隊重迫撃砲中隊	中隊長	神谷 敏好
第 3 号委員 (定数 3 人)	大阪府 富田林土木事務所	所長	岡田 秀樹
	大阪府 富田林土木事務所 地域防災担当参事兼地域支援企画課	課長	高平 一哉
	大阪府 富田林保健所 地域保健課	課長	橋本 弘子
第 4 号委員 (定数 2 人)	大阪府 河内長野警察署	署長	中谷 直喜
	大阪府 河内長野警察署 警備課	課長	横井 徹
第 5 号委員 (定数 7 人以内)	河内長野市	副市長	梶井 繁春
	河内長野市	副市長	東部 昌也
	河内長野市	総務部長	早川 和志
	河内長野市	福祉事務所長	中橋 栄一
	河内長野市	都市づくり部長	田中 博行
第 6 号委員	河内長野市	教育長	松本 芳孝
第 7 号委員	河内長野市	消防長	二口 豊
	河内長野市 消防団	団長	井上 裕史
第 8 号委員	河内長野市 上下水道事業	上下水道部長	寺本 直文
第 9 号委員 (定数 8 人以内)	独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター	医院長	小田 剛紀
	西日本電信電話(株) 関西支店 設備部	部長	佐尾 英博
	関西電力送配電(株) 大阪南本部 羽曳野配電営業所	営業所長	父川 久巳
	南海電気鉄道(株) 河内長野駅	駅長	村中 敬資
	(一社)河内長野市医師会	会長	山口 竜司
	大阪ガスネットワーク(株)南部事業部	マネジャー	杉本 泰平
	河内長野ガス(株) 導管事業部	部長補佐	塩田 武司
	河内長野市作業所連絡協議会	会長	大谷 多美子
第10号委員 (定数 2 人以内)	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 (防災教育研究センター兼任)	准教授	紅谷 昇平
	河内長野市自主防災協議会	会長	田中 三代繼

<定数> 1号、2号、3号、4号、5号、9号及び10号の定数は、それぞれ1人、1人、3人、2人、7人以内、8人以内及び2人以内

<任期> 1～8号委員期限なし、9、10号委員2年間（補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間）

条例

条例 1. 河内長野市防災会議条例

河内長野市防災会議条例

昭和38年5月27日
条 例 第 8 号

改正 昭和43年10月21日 条例第36号
平成2年3月31日 条例第8号
平成12年3月28日 条例第4号
平成12年12月26日 条例第32号
平成15年9月26日 条例第22号
平成24年12月21日 条例第49号
平成27年3月25日 条例第17号
平成28年6月27日 条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、河内長野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務や組織について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河内長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく、政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 上下水道部長
 - (9) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公益的事業を営む法人の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第9号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、3人、2人、7人以内、8人以内及び2人以内とする。
- 7 第5項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年10月21日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月26日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の河内長野市防災会議条例により、最初に任命された第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年5月29日までとする。

附 則 (平成27年3月25日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例による改正後の河内長野市防災会議条例により、最初に任命された第3条第5項第8号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成27年5月29日までとする。

附 則 (平成28年6月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

条例２．河内長野市災害対策本部条例

河内長野市災害対策本部条例

〔 昭和38年 5 月27日
条 例 第 9 号 〕

改正 平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日 条例第 5 0 号

（目 的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 3 条の 2 第 8 項の規定に基づき、河内長野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日 条例第 5 0 号）

この条例は、公布の日から施行する。

条例 3. 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

○河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和49年 9 月30日 〕
条 例 第 2 2 号

改正	昭和56年 9 月29日	条例第32号	平成24年 3 月28日	条例第19号
	昭和62年 9 月30日	条例第15号	平成31年 3 月29日	条例第10号
	平成 3 年12月26日	条例第30号	令和元年 9 月26日	条例第15号
	平成23年12月28日	条例第27号		

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸付け、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されていた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、令第1条に規定する災害（以下この条及び第5条から第7条までの規定において、単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同じくしている者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(死亡の推定及び支給の制限)

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2, 500, 000円とし、その他の場合にあっては1, 250, 000円とする。

(準用規定)

第8条 第5条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第9条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の被害がない場合 1, 500, 000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 2, 500, 000円

ウ 住居が半壊した場合 2, 700, 000円

エ 住居が全壊した場合 3, 500, 000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1, 500, 000円

イ 住居が半壊した場合 1, 700, 000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2, 500, 000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 3, 500, 000円

(3) 第1号のウ、又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際して、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2, 700, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と、「1, 700, 000円」とあるのは「2, 500, 000円」と、「2, 500, 000円」とあるのは「3, 500, 000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は5年）とする。

（貸付利率及び保証人）

第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第12条 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、償還方法、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第7条第3項及び同条第4項、第8条、第9条並びに第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年9月29日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第7条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについ

て適用する。

附 則（昭和62年9月30日条例第15号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第6条から第8条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた災害による障害者に対して支給する災害障害見舞金について適用する。

3 新条例第10条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、昭和61年7月10日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月26日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第10条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成24年3月28日条例第19号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月26日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

要綱

要綱 1. 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

〔平成13年3月13日〕
要 綱 第 8 号

改正 平成14年9月19日要綱第42号
平成19年5月10日要綱第36号
平成22年3月15日要綱第12号
平成24年3月27日要綱第8号
平成25年6月13日要綱第43号
平成27年9月11日要綱第55号
平成28年10月3日要綱第50号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第5条及び河内長野市地域防災計画に基づき、自主防災組織に対し、防災資機材等の整備及び自主防災活動の推進に必要な助成を行うことにより、防災体制を確立し、もって市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(助成事業及び助成対象団体)

第3条 この要綱による助成事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その助成対象団体はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 育成事業 自主防災組織又は自主防災組織を結成する予定のもので、助成することが必要と認めるもの
- (2) 活動推進事業 既存の自主防災組織であって、助成することが必要と認める自主防災組織

(助成対象年度)

第3条の2 育成事業の助成対象年度は、第6条の規定による申請のあった日の属する年度から5箇年を限度とする。

(助成対象)

第4条 育成事業の助成対象は、次に掲げる防災資機材等とする。

- (1) 防災物資等 別表第1に掲げるもの
- (2) 備蓄倉庫 別表第2に掲げる面積

2 活動推進事業の助成対象は、次に掲げる経費とする。

- (1) 別表第3に掲げる自主防災活動に要する経費
- (2) 別表第4に掲げる消耗品等の購入に要する経費
- (3) 防災物資等の更新、補充及び修理等に要する経費

(助成金の額)

第5条 育成事業の助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額とする。

- (1) 防災物資等 購入費の2分の1の額とする。ただし、40世帯未満の世帯で構成する助成対象団体の場合には、1助成対象団体につき、30,000円を限度とし、40世帯以上の世帯で構成する助成対象団体の場合には、1世帯当たり750円を限度とする。
- (2) 備蓄倉庫 事業費の2分の1の額とする。ただし、1平方メートル当たり20,000円を限度とする。

2 活動推進事業の助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額の合計額とする。ただし、1年度当たりの助成金の限度額は、自主防災組織を構成する世帯数に100円を乗じて得た額と10万円とのいずれか少ない額とする。

- (1) 前条第2項第1号及び第2号に規定する経費に対する助成金の額 購入経費の2分の1の額
- (2) 前条第2項第3号に規定する経費に対する助成金の額 購入経費の2分の1の額。ただし、限度額は、自主防災組織を構成する世帯数に50円を乗じて得た額と5万円とのいずれか少ない額とする。
- 3 育成事業の助成を受けている期間内に活動推進事業を実施する場合は、第1項の育成事業助成金の額の範囲内で、当該育成事業助成金の額の一部を活動助成事業に充当できるものとする。ただし、充当できる金額は、前項の活動推進事業の助成金の額の範囲内とする。
- 4 第1項に規定する助成金の額は、第3条の2の助成対象年度の間における額とする。
- 5 第1項及び第2項に規定する助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体（以下「助成団体」という。）は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に河内長野市自主防災組織育成事業計画書（様式第2号）又は河内長野市自主防災組織活動推進事業計画書（様式第2号の2）を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により助成団体に通知しなければならない。

(申請内容の変更申請等)

第8条 助成団体は、申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の変更交付決定等)

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該変更交付申請に係る書類を審査し、その変更決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により助成団体に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 第7条の規定により交付決定を受けた助成団体は、当該助成事業を完了したときは、当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実績報告書（様式第7号）に領収書等の必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上で助成金の額を確定し、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金確定通知書（様式第8号）により、助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成団体は、速やかに河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、当該助成団体に助成金を交付するものとする。

(防災資機材等の管理)

第14条 育成事業の助成を受けた助成団体は、十分な注意を払い、助成金の交

付を受けた防災資機材等を維持管理しなければならない。

(防災資機材等の譲渡の禁止)

第15条 育成事業の助成を受けた助成団体は、前条に規定する防災資機材等を第三者に譲渡してはならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年9月19日要綱第42号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年5月10日要綱第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月15日要綱第12号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日要綱第8号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月13日要綱第43号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月11日要綱第55号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年10月3日要綱第50号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条 関係）

防災物資等
ヘルメット、ロープ、ハンマー、鋸、ツルハシ、バール、消火器、コードリール、かけや、消火バケツ、スコップ、ボルトクリッパー、金バサミ、てこ棒（角材）・カマセ木、リヤカー、レンジャー手袋、防塵マスク、防護メガネ、モンキーレンチ、タガネ、ミニカッター、腕章、救急セット、担架、ハンドマイク、防水シート、ジャッキ、脚立、簡易トイレ、救命工具収納箱、エンジンチェンソー、投光器、発電機、エンジンカッター、油圧ジャッキその他市長が必要と認めた物資等

別表第 2（第 4 条 関係）

助成団体を構成する世帯の数	面積
1 0 0 世帯未満	1 0 平方メートル以内
1 0 0 世帯以上 5 0 0 世帯未満	2 0 平方メートル以内
5 0 0 世帯以上 1, 0 0 0 世帯未満	3 0 平方メートル以内
1, 0 0 0 世帯以上 1, 5 0 0 世帯未満	4 0 平方メートル以内
1, 5 0 0 世帯以上 2, 0 0 0 世帯未満	5 0 平方メートル以内
2, 0 0 0 世帯以上	6 0 平方メートル以内

別表第 3（第 4 条 関係）

- (1) 自主防災活動の計画づくりに要する経費のうち、市長が必要と認めた経費
- (2) 自主防災活動の勉強会に要する経費
- (3) 防災教室・講演会の開催に要する経費
- (4) 広報啓発に関する経費（啓発ポスター、チラシ印刷代等）
- (5) 防災診断、防災マップづくりに要する経費（白地図代、印刷代等）
- (6) 地域防災訓練及びその他自主防災活動事業に要する経費

別表第 4（第 4 条 関係）

ガソリン、灯油、消火器充てん費用、救急セット補充品、その他市長が認める活動に必要な消耗品等

様式

様式 1 - 1. 発信用紙 (災害警戒本部)

発信用紙

(No.)

本部長	副本部長	警対総務部長	警対総務部 本部班長	所管部長	起案者	本部長室 審議	内 放送
						要否	要否
						了	了
あて先							
件名 年　月　日　時　分							
河内長野市災害警戒本部発第　　　号							
本文							
							発信済

河内長野市災害警戒本部

様式 1 - 2. 発信用紙（災害対策本部）

発信用紙

(No.)

本 部 長	副本部長	災対総務部 部 長	災対総務部 本 部 班 長	所管部長	起 案 者	本部長室 審 議	庁 内 放 送
						要 否	要 否
						了	了
あて先							
件 名 年 月 日 時 分 河内長野市災害対策本部発第 号							
本文							
							発信済

河内長野市災害対策本部

様式 2 - 1. 受信用紙（災害警戒本部）

受信用紙（No.）

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		警対総務部 本部 班 長	本部長室 審 議	庁 内 放 送
					要否	要否
	電話	所属				
件 名 年 月 日 時 分 河内長野市災害警戒本部受第 号						
本文 						
本信に対する措置の概要 						

河内長野市災害警戒本部

様式 2 - 2. 受信用紙（災害対策本部）

受信用紙（No.）

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		災対総務部 本部 班 長	本部長室 審 議	庁 内 放 送
					要否	要否
	電話	所属				
件 名 年 月 日 時 分 河内長野市災害対策本部受第 号						
本文 						
本信に対する措置の概要 						

河内長野市災害対策本部

様式 3 - 1. 災害概況速報（災害警戒本部）

災 害 概 況 速 報

（河内長野市災害警戒本部№ ）

（第 報）災害名

※項目ごとに情報源を明記すること。

（住民通報、その他民間通報、消防・警察官
通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年 月 日 時分
所 属 名	部
報告者名	

※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災 害 の 概 況	災害種別	☐ 地震 ☐ 風水害				発生日時	年 月 日 時分				
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） ※町丁目番										
被 害 の 状 況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		一部損壊	棟	未分類		
	（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）										
応 急 対 策 の 状 況	（応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）										

様式 3 - 2. 災害概況速報（災害対策本部）

災 害 概 況 速 報

（河内長野市災害対策本部 No. ）

（第 報）災害名

※項目ごとに情報源を明記すること。

（住民通報、その他民間通報、消防・警察官
通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年 月 日 時分
所 属 名	部
報告者名	

※項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災 害 の 概 況	災害種別	☐ 地震 ☐ 風水害				発生日時	年 月 日 時分			
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） ※町丁目番									
被 害 の 状 況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）									
応 急 対 策 の 状 況	（応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）									

様式4. 災害受信・現場報告記録

災害受信・現場報告記録

(河内長野市災害警戒本部№)

		災害№.	
受 信 欄	受付日時	平成 年 月 日 A M : P M :	受信者 部 : 部 氏名 :
	連絡者	氏名 TEL 住所 □住民□消防□警察□他 ()	
	被害場所	河内長野市	
	被害状況 (通報内容)		
現 場 報 告 欄	現場確認	平成 年 月 日 A M : P M :	確認者 部 : 部 氏名 :
	被災者	□連絡者に同じ 住所	
		□右記氏名TEL	
	他機関の出動	□消防□警察□住民□業者□他 ()	
	現場報告事項①状況②処理内容③他		被害分類
			□被害無し
			人的被害 □死亡□重症 □行方不明□軽症
			住家 □全壊□床上浸水(土砂) □半壊□床下浸水(土砂) □一部破損
非住家 □公共機関 □他			
道路 □路肩崩れ□法面崩れ □冠水□他			
橋梁 □流失□破損			
河川水路 □河川越水□水路越水 □漏水□堤防決壊			
□崖崩れ			

注：被害分類は必ず記載のこと。

様式 5 - 1. 要請情報（災害警戒本部）

要 請 情 報

（河内長野市災害警戒本部 No. ）

（第 報）災害名

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要請日時	年 月 日 時分
主管部名	部
部長名	
担当者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（ ）
	内 容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量 ・ 回数 ・ 又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場 所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	そ の 他 必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要 請 に い た っ た 理 由	（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）	

様式５－２．要請情報（災害対策本部）

要 請 情 報

（河内長野市災害対策本部№）

（第 報）災害名

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要請日時	年 月 日 時分
主管部名	部
部長名	
担当者名	

要 請 の 概 要	種 別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他（ ）
	内 容	（要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入） ※別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量 ・ 回数 ・ 又は人数	（種別、性別、品名別等に分けて記入）
	場 所	（集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入）
	そ の 他 必要事項	（留意点、携行品など特記事項を記入）
要 請 に い た っ た 理 由	（措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況）	

様式 6－1．避難所の報告用紙

避難所の報告用紙（開設・定時・閉鎖）

整理番号 ー

避難所名		開設・閉鎖日時 月 日 時 分現在	
避難所派遣職員名		報告日時 月 日 時 分現在	
避難者状況（実人数） 人			
[避難者合計]		人（男 人 女 人）	
内 訳	負傷者	人（重傷者 人 軽傷者 人）	
	幼少・高齢者	人（乳幼児 人 児童 人 高齢者 人）	
	障がい者	人	
	その他	人	
応急物資の状況			
[毛布等]			
[食料]			
[飲料水]			
[生活用品]			
これまでの活動状況			
今後の活動予定			
その他の状況			
[施設の被害状況]			
[ライフラインの被害状況]			
[職員の参集状況]			

様式6-2. 避難者カード

避難者カード（兼 安否確認票）（No. ）

避難所

※みなさまの安否確認の問い合わせについて、ご希望の番号にチェックをつけてください。

□1 下記の情報を公表しないでください。

□2 下記の情報を公表しても結構です。（インターネットでも検索できます。）

□3 一部の項目だけ回答しても結構です。

（回答してもよい項目にチェックをつけてください。インターネット検索時、チェックした項目のみ表示されます。

《□氏名 □住所(町名まで) □性別 □年齢 □避難所》

※問い合わせには、本人が特定できた場合のみお答えします。

※1世帯で1枚記入（下線の引かれた項目は、必ず記入してください。）

		確 認 者
避難した日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
退去した日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
避難生活区画		
住 所	〒 ー 河内長野市	

避難者全員を記入してください。

フリガナ	性 別	年 齢	身体 の 状 況	避難場所	電話（携帯）番号 （インターネット 検索用）	備 考
氏名（NAME）						
災害活動に関する 特技・資格など						
カワチ ハナコ	男・女	56	■無事です □被害があります	■この避難所 □自宅	— —	
河内 花子						
看護師						
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	— —	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	— —	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	— —	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	— —	
	男・女		□無事です □被害があります	□この避難所 □自宅	— —	

※電話番号及び携帯番号は検索用にのみ利用し公表はしません。

※本情報は、災害時のみ利用とし、災害対策本部の廃止後に消去します

様式 7. 医療救護班診療記録

医 療 救 護 班 診 療 記 録

河内長野市

救護所名	地区	医師	班 長	
		氏名	班 員	
		担 当 職 員 名		

年 月 日	住 所	患者氏名	性 別	年 齢	傷 病 名	程 度	措置概要	備 考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計		人				・ ・		

1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2 重症：入院1月以上を要する中症：入院治療を要する軽症：入院治療を要しない

様式 8. 被害状況等報告様式

第 4 号様式（その 1）

〔災害概況即報〕

災害名（第 _____ 報）

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	河内長野市
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分		
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊棟	一部破損棟	
		負傷者	人	計	人		半壊棟	床上浸水棟	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県) 大阪府				(市町村) 河内長野市		

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第 1 号様式 災害確定報告

市町村名			災害名		区 分		被 害	
災 害 名 報 告 番 号			第 報 (月 日 時確定)		田	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名					畑	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
区 分			被 害			文教施設	箇所	
						病 院	箇所	
死 者			人			道 路	箇所	
						橋りょう	箇所	
行方不明者			人			河 川	箇所	
						港 湾	箇所	
負 重 傷 者			人			砂 防	箇所	
						清掃施設	箇所	
負 軽 傷 者			人			崖 崩 れ	箇所	
						鉄道不通	箇所	
全 壊			棟			被害船舶	隻	
						水 道	戸	
半 壊			棟			電 話	回線	
						電 気	戸	
一部損壊			棟			ガ ス	戸	
						ブロック塀等	箇所	
床上浸水			棟					
床下浸水			棟					
公共建物			棟					
そ の 他			棟					
非住家			棟					
そ の 他			棟					

※被害額は省略することができる。

区 分		被 害	都道府県災害対策本部		名 称		
公 立 文 教 施 設		千円			設 置	月 日 時	
農 林 水 産 業 施 設		千円			解 散	月 日 時	
公 共 土 木 施 設		千円					
その他の公共施設		千円					
小 計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
その他	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円					
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難指示の状況 ・自主避難の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所） ・災害ボランティア活動状況（受入の有無及び派遣の有無等） ・その他関連事項							

※被害額は省略することができる。

様式 9. 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）

緊急・詳細 報告用		※緊急報告は網掛け部分を記入										第 報					
災害報告（地すべり）														(年 月 日 時 現在)			
ふりがな 発生場所	おおさかふ 大阪府 [都・道・府・県]						大字		地区名								
			[市・郡]		[区・町・村]												
発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年		月		日		時		分					
気象状況	異常気象名						観測所名				災害発生場所からの距離		km				
	連 続 雨 量		mm		年		月		日		時		分				
	最大24時間雨量		mm/24hr		年		月		日		時		分				
	最大時間雨量		mm/hr		年		月		日		時		分				
地 す べ り 規 模		幅	m	長さ	m	斜面勾配		度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無					
		保全対象人家戸数		戸		公共施設											
移動状況	最大時間移動量（時速）		m or mm		年		月		日		時		分				
	移 動 総 量		m or mm		年		月		日		時		分				
	近年の移動履歴		有・無		年		月		日		時		分				
	変 状		き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無					
危険箇所	地すべり危険箇所		該当	有・無		危険度 [A・B・C]				所管	[国土・林・農]						
	地すべり防止区域		指定	有・無		指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管	[国土・林・農]						
被害状況	人的被害	死 者	《 》 < > 名		被害者 年齢	才		農地被害	(種類・面積)								
		行方不明	《 》 < > 名			才											
		負 傷 者	《 》 < > 名			才											
	人家被害	全 壊・流出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸	(公共施設・避難行動要支援者関連施設（重要・一般）の名称は要記載)									
		半 壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸										
		一 部 損 壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸										
	非 住 家 被 害		戸	宅地擁壁の被害		戸	(空積・練積・RC・その他)										
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)															
そ の 他																	
避難状況（集落名、種類（指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、指示の発令時刻 等を記載）																	
対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）																	
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]																	
関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直 轄	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域													
	保 安 林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]		建築基準法による災害危険区域													
	国 有 林	急傾斜地崩壊危険区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域													
	民 有 林	急傾斜地崩壊危険箇所		宅地造成工事規制区域													
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造基準条例の適用区域														
	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域														
	災害対策基本法防災計画区域																
	その他 ()																
報 告 者	① 所属	氏名		③ 所属	氏名												
	② 所属	氏名		④ 所属	氏名												
* 第 1 報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。						座標	北緯	度	分	秒							
							東経	度	分	秒							

地区名

平面図

断面図

※写真は別途e-mailにて送付すること

災害報告（がけ崩れ）

(年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生 場所	おおさかふ 大阪府 [都・道・府・県]								地区 名				
			[市・郡]	[区・町・村]	大字								
発 生 日 時			[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分								
気 象 状 況	異 常 気 象 名					観測所名				災害発生場所 からの距離		km	
	連 続 雨 量		mm	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時									
	最 大 2 4 時 間 雨 量		mm/24hr	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時									
	最 大 時 間 雨 量		mm/hr	年 月 日 時 ～ 年 月 日 時									
崩 壊 の 状 況	斜 面 の 種 類	自 然 斜 面	H = m		横断面（別途添付しても良い）				概況平面図（別途添付しても良い）				
		人 工 斜 面	H = m										
		勾 配 θ_1	度										
	拡 大 の 見 込 み			[有・無]									
	保 全 対 象 人 家 戸 数			戸									
	崩 壊 の 状 況	高 さ	m	巾									m
		面 積	m ²	勾配 θ_2									度
		崩壊又は流出土砂量											m ³
		がけ下端の堆積深											m
		がけ下端と被害家屋 までの距離											①家屋 m
			②家屋 m										
被害家屋位置の堆積 深			①家屋 m										
			②家屋 m										
崩 土 の 到 達 距 離			m										
そ の 他													
被 害 状 況	人 的 被 害	死 者	《 》 < > 名		被害者 年齢	才		(公共施設・避難行動要支援者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)					
		行 方 不 明	《 》 < > 名			才							
		負 傷 者	《 》 < > 名			才							
	物 的 被 害	人 家	全 壊・流 出	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
			半 壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
			一 部 損 壊	《 》 < > 戸	木造	《 》 < > 戸	RC	《 》 < > 戸					
		非 住 家 被 害	戸	宅地擁壁の被害		戸（空積・練積・RC・その他）							
	公 共 土 木 施 設 被 害		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
(砂防施設・道路・鉄道 ・橋梁・河川構造物等)													
そ の 他													
避難状況（集落名、種類（指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、指示の発令時刻 等を記載）													
対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）													
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]													
関 係 法 令 等 (該当する 項目に○を つける)	直 轄	砂防指定地		地すべり防止区域 [国土・林・農]									
	保 安 林	急傾斜地崩壊危険区域		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域									
	国 有 林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域									
	民 有 林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域									
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域										
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域										
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号			箇所番号							
	その他（		）										
報 告 者	① 所属			氏名			③ 所属			氏名			
	② 所属			氏名			④ 所属			氏名			

* 第 1 報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

※写真は別途e-mailにて送付すること

座 標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

様式10. 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）

緊急報告用

第 報

災害報告（土石流等）

(年 月 日 時 現在)

ふりがな	おおさか府						地区名				
発生場所	[都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字				
ふりがな	[1級・2級・その他]				水系		川		[沢・川・谷]		
河川名											
発生日時	[不明・調査中・確認済]				年 月 日		時 分				
災害形態	土石流・土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()										
気象状況	異常気象名				観測所名						
	連続雨量				mm		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
	最大24時間雨量				mm/24hr		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
	最大時間雨量				mm/hr		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
土砂流出状況		流出土砂量		m ³		河道閉塞		有・無		堆積状況	河積の / 程度
渓流の情報		区分		I・II・準ずる・危険渓流ではない		流域面積		km ²		河床勾配	1/
被害状況	人的被害	死者	名	被害者 年齢	才	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵（別途添付してもよい）				
		行方不明	名		才						
		負傷者	名		才						
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設（重要・一般）の名称は要記載）							
		半壊	戸								
		一部損壊	戸								
		床上浸水	戸								
	床下浸水	戸									
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害		戸（空積・練積・RC・その他）							
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)									
		市道を埋塞 水路埋塞									
二次災害の可能性		(有・無)									
保全対象	km下流に人家 戸 (人)				道路名等						
	(その他) ha										
避難状況（集落名、種類（指示・自主）、世帯数、人数、避難場所、指示の発令時刻 等を記載）											
対応状況（どこがどのような対応（工事・監視等）を実施したorする予定か）											
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]											
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)		地すべり防止区域 [国土・林・農]							
	保安林	河川区域[1級・2級・準用・普通]		急傾斜地崩壊危険区域							
	国有林	土砂災害特別警戒区域		建築基準法による災害危険区域							
	民有林	土砂災害警戒区域		建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅造成工事規制区域								
	その他 ()										
報告者	① 所属	氏名		③ 所属	氏名						
	② 所属	氏名		④ 所属	氏名						

* [添付図面等]

・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況がわかるポンチ絵、関連記事

* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

* 写真は別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

気象状況 調査中・確認済・不明	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名		距離		km													
	連続雨量		（緊急報告に記載）																	
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）																	
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）																	
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時 ～ 年 月 日 時																	
保全対象	観測所と溪流（谷出口）との標高差		m		※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。															
	積雪・融雪状況		m/s																	
	風向（災害発生時）																			
	風力（災害発生時）																			
※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入	人 家 戸 数		戸																	
	人 口		人																	
	耕 地 面 積		ha																	
	避難行動要支援者関連施設		1 有 ・ 2 無		施設名															
	公共施設		1 有 ・ 2 無		施設名															
[調査中・確認済]		土石流氾濫区域の面積		m ²																
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]	人的被害		特別警戒区域		警戒区域															
			死 者		名		名													
			行方不明		名		名													
	負傷者		名		名															
			全壊・流出		戸		戸		木造	戸	戸	RC	戸	戸						
			半壊		戸		戸		木造	戸	戸	RC	戸	戸						
	一部損壊		戸		戸		木造	戸	戸	RC	戸	戸								
	防災計画	市町村地域 溪流名		[無・有]																
		防災計画へ避難場所の記載		[無・有]		施設名														
避難経路		[無・有]																		
表示板設置		[無・有] （ 箇所）																		
警戒避難基準雨量の設定		[無・有]		連続雨量		mm		時間雨量		mm/hr										
現地調査結果	土砂流出状況		[無・有]		氾濫面積		m ²		氾濫区域Ⅰ		m ²		氾濫区域Ⅱ		m ²		氾濫区域Ⅲ		m ²	
					平均堆積深		m		m		m		m		m		m			
					最大堆積深		m		m		m		m		m		m			
					氾濫最大延長×氾濫最大幅		m ×		m											
					氾濫終息点の勾配		度													
					最大礫径		m													
					合計		基		(透過型)		(不透過型)									
	流域内の既存施設		[無・有]		(砂防)		基		基		基		基		基					
					(治山)		基		基		基		基							
					(所管不明)		基		基		基		基							
	天然ダム		[無・有]																	
	崩壊地付近の亀裂		[無・有]																	
	流木の堆積場所		[無・有]		堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ()															
	通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)		[確認済・不明]		市町村（部署名）															
					住民															
その他																				
				座標		北緯		度		分		秒								
						東経		度		分		秒								

様式11. り災証明書

様式第3号（第5条関係）

り災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢
り災原因			
被災住家の所在地			
住家の被害の程度			
浸水区分			

上記のとおり、り災したことを証明します。

年 月 日

河内長野市長

被害証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
被害のあった場所 及び対象物	住所
	非住家 (詳細)
被害のあった日 と災害名称	被災日
	年 月 日 災害名称

上記のとおり、被害のあったことを証明します。

年 月 日

様式12－ 1． 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済証

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 事 前 届 出 済 証 () 第 号 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
車 両 の 使 用 者	住 所		() 局
	氏 名		
出 発 地			

注： 1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

樣式12-2. 緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書		
大 阪 府 知 事 大阪府公安委員会 殿		年 月 日
申請者住所 (電話番号) 氏 名 印		
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ）	
	名 称 （ ）	
業務の内容	1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）	
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式12－ 3．規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 書 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏 名 印		災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 規 制 除 外 車 両 事 前 届 出 済 証 () 第 号 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		注意事項 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両等事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。 3 届出内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 ((1)) 緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき。 ((2)) 当該車両が廃車となったとき。 ((3)) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
車 両 の 使 用 者	住 所		() 局
	氏 名		番
出 発 地			

注： この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写し1通（写真の場合は、原本1通）を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。

様式13. 自衛隊の災害派遣要請要求書

□知事への依頼書様式

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
	河内長野市長 印
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号 年 月 日
大阪府知事 様	
	河内長野市長 印
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

様式14. 公用令書

従事第	号					
公 用 令 書						
住 所						
氏 名						
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">従事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">協力</td> </tr> </table> を命ずる。					従事	協力
従事						
協力						
処分権者氏名			印			
従 事 す べ き 業 務						
従 事 す べ き 場 所						
従 事 す べ き 期 間						
出 頭 す べ き 日 時						
出 頭 す べ き 場 所						
備 考						

備 考：用紙は日本産業規格A5とする。

保管第	号					
公 用 令 書						
住 所						
氏 名						
災害対策基本法 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">第 7 1 条</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">第78条第1項</td> </tr> </table> の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					第 7 1 条	第78条第1項
第 7 1 条						
第78条第1項						
年 月 日		処分権者氏名		印		
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考		

備 考：用紙は日本産業規格A5とする。

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

管 理

災害対策基本法

〔 第 7 1 条 〕
〔 第78条第1項 〕

の規定に基づき、次のとおり

を 使 用 す る。

収 用

年 月 日

処分権者氏名

印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備 考：用紙は日本産業規格A5とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法

〔 第 7 1 条 〕
〔 第78条第1項 〕

の規定に基づく公用令書（ 年 月

日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

変 更 し た 処 分 の 内 容

備 考：用紙は日本産業規格A5とする。

取消し第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 第 7 1 条
第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）

にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

備 考：用紙は日本産業規格A5とする。

様式15. 参集途上における被害状況報告様式

その 1

参 集 施 設		日 時	年 月 日 時より 時
参集ルート 及び方法	自宅 (市町村) → → → → 当施設 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ その他 ()		
所属・氏名	部 班 係 ・ 氏名		
各施設の被害状況等		必要な対策（物資・資材含）等	
市民・避難行動要支援者に対する救出・応援救護の状況			
建物・施設等の崩壊・損傷状況			
火災発生、延焼、消防活動の状況（阻害要因）			
道路・鉄道等交通施設の状況			
ライフラインの状況			
〇〇地区（町）の全体的な状況			
避難場所の状況			
その他			

その 2

様式16. 義援金受領書

義 援 金 受 領 書

受領書 No. _____

様

金 _____ 円

ただし、 _____ として
上記金額を受領いたしました。

平成 年（ 年） 月 日

河内長野市災害対策本部長
河内長野市長

様式17. 災害関連義援金・支援金受付名簿

災害関連義援金・義援物資受付名簿

【災害名 _____】 整理番号 _____

受領書No.	月 日	氏 名	〒	住所	電話番号	金額（円）	持・振	※
1	/						持・振	
2	/						持・振	
3	/						持・振	
4	/						持・振	
5	/						持・振	
6	/						持・振	
7	/						持・振	
8	/						持・振	
9	/						持・振	
0	/						持・振	
1	/						持・振	
2	/						持・振	
3	/						持・振	
4	/						持・振	
5	/						持・振	
6	/						持・振	
7	/						持・振	
8	/						持・振	
9	/						持・振	
0	/						持・振	

※欄は、礼状済に○印を記入する。

様式18. 河内長野市自主防災組織育成事業関連様式

様式第1号（第6条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

河内長野市長 殿

住 所
団 体 名
役 職 ・ 氏 名

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第6条の規定により、助成金の交付を受けたいので、事業計画書を添えて申請します。

河内長野市自主防災組織育成事業計画書

防災資機材 等の名称	防災資機材 等の額	財源内訳			適用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災 組織の規模 ____世帯
総額					

様式第2号の2（第6条関係）

河内長野市自主防災組織活動推進事業計画書

自主防災組織名 _____

計 画 の 名 称	経 費	財 源 内 訳			備 考
		市補助金	自己負担	その他	
自主防災活動の内容 (※1)					自主防災組織の規模 _____世帯
消耗品等の購入の内容 (※2)					
合 計					

（※1）別表第3に掲げる項目別に列挙すること。

（※2）明細目録（品名・数量・額）を添付すること。

様式第3号（第7条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書

河内長野市指令自危第 号
令和 年 月 日

自治会防災部会
本部長 様

河内長野市長

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、令和 年 月 日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金の交付を下記のとおり決定する。

記

助成金交付金額 金 円

（内訳）

育成事業助成金	金	円
活動推進事業助成金	金	円

（交付条件）

- 一、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱を遵守すること。
- 二、助成事業が年度内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。

注 申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出してください。

様式第4号（第7条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書

年 月 日

氏 名 様

河内長野市長 印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第7条の規定により、

年 月 日付で申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動
推進事業助成金の交付を下記の理由により却下する。

記

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書

年 月 日

河内長野市長 殿

住 所
団 体 名
役 職 ・ 氏 名

年 月 日付けの河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書の申請内容に変更があったので、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

☐	自主防災組織の 規模の変更	変更前世帯数 世帯	変更後世帯数 世帯
☐	河内長野市自主 防災組織育成事 業及び活動推進 事業計画書の内 容の変更	変更内容	

様式第6号（第9条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書

河内長野市長指令 第 年 月 号
年 月 日

氏 名 様

河内長野市長 印

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第9条の規定により、
年 月 日付けで申請のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動
推進事業助成金の変更交付を下記のとおり決定する。

記

助成金交付金額 円

（内訳）

育成事業助成金 円

活動推進事業助成金 円

（交付条件）

様式第7号（第10条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実績報告書

年 月 日

河内長野市長 殿

住 所

団体名

役職、氏名

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

(1) 育成事業

防災資機材 等の名称	防災資機材 等の額	財源内訳			適用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災組織 の規模 世帯
総 額					

(2) 活動推進事業

実施内容	経費	財源内訳			適用
		市補助金	自己負担	その他	
					自主防災組織 の規模 世帯
総 額					

様式第8号 (第11条関係)

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金確定通知書

河内第号
年 月 日

様

河内長野市長 印

年 月 日付け河内長野市指令 第 号で交付決定した河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金実績報告書の審査結果に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

(内訳)

育成事業助成金	金	円
活動推進事業助成金	金	円

様式第9号（第12条関係）

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）河内長野市長

団 体 名：

住 所：

役職・氏名：

印

令和 年 月 日付け河内長野市指令自危第 号で交付確定のあった河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金について、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 助成金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店					
預金種目	普通・当座・その他	口座番号						
フリガナ								
口座名義								